

令和7年（ワネ）1678号 福島被ばく損害賠償請求事件

控訴人（原審原告） 井戸川克隆

被控訴人（原審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

被控訴人（原審被告） 国

2025（令和7）年9月25日

東京高等裁判所 ○民事部 御中

控訴理由書

第一審原告控訴人

井戸川克隆 印

內容

はじめに	4
1 憲法と原子力	(東京大学教授 小林直樹著から抜粋) 4
2 憲法と核・原子力	6
3 本件事故で国に責任が無いとなれば	13
4 双葉町には、なおのこと責任は無い	14
5 避けられない後始末が残っている	16
6 双葉町史に残る禍根	17
7 政府原子力災害対策本部は本当に存在していたのか	17
第1章 控訴理由	18
第1 控訴の趣旨	18
1 一審原告の控訴の趣旨	18
第2 控訴事案の概要等	19
1 原審判決概要	19
2 本件事案の要旨	23
3 国の義務と約束	25
4 総理官邸の不作為	26
5 裏切りと騙しが事故に繋がった	27
(1) 双葉町を欺いたウソとは	27
(2) 善良な国民を決して騙してはならないこと	33
ア 優先されるべき必須項目 (原告準備書面第39号より)	33
イ 福島県原子力防災訓練時の約束	34
ウ 政府は国民を騙してはならない	35
エ 福島県民に対する政府からの攻撃	36
オ これは許されざる犯罪	38
第3 救護義務に違反する行為	39
1 当該原発事故では	39
2 菅内閣総理大臣が発出した原子力緊急事態宣言	39
3 政府原子力災害対策本部長が作らせた違法組織	40
4 野田総理のウソの悪影響	41

5	裁判に至った理由と初期の思い	43
6	菅直人政府原子力災害対策本部長の独裁は不当	43
7	福島第一原子力発電所の事故は想定外ではない	43
8	福島第一原発保安監査官事務所の責任	46
第4	控訴に至った理由	54
1	違法な本件事故対応体制	54
2	東京電力のウソの反省と、驕りが本件事故に繋がった	55
3	約束されていた事故時の体制	56
4	原子炉等規制法に違反した被ばく問題	57
5	賠償問題	59
6	控訴人が特に述べたいこと	62
7	証人尋問	66
8	原子力安全・保安院は何をしていたのか	67
第2章	原告らの保護に関する判断の誤り	69
第1	原告の保護に関すること	69
1	原審判決の概要	69
2	踏みにじられた「双葉町原子力災害対策計画」	70
	本書において名誉回復の為に双葉町原子力災害対策計画の全部を以下に示す	70
第2	双葉町原子力防災計画が実施できなかった損害とは	144
1	双葉町災害対策本部の役目	144
2	原子力災害対応の基本	145
3	20mSv/y は誰にとって都合がよいのか	146
4	その決定に際して機会は均等で公平だったのか	146
第3	避難範囲は物理的、地理的事実から決めるべきもの	148
1	物理的、地理的避難範囲とは	148
2	原審判決の概要	148
3	原告の立場	148
4	避難指示の遅れによる被ばく被害	149
5	世界初のベントの被ばく	149
6	年間 1 ミリシーベルト限度は事業者の義務、人類の権利	149
7	年 20 ミリシーベルトという数値の不当な加害	150

8 事故の反省からの想定事項.....	151
9 米国NRCにおけるリスク・コミュニケーションとは.....	170
まとめ	174

はじめに

1 憲法と原子力 (東京大学教授 小林直樹著から抜粋)

一 憲法問題としての原子力

【～日本国憲法は、直接エネルギー問題に何の言及もしてはいけないけれども、国民の幸福追求権や生存権と不可分であるエネルギーの安定供給は、政府の義務として予定しているといってよいだろう。

ただ、事柄が原子力ということになると、そのように一般的な関係にとどまらなくなる。他のエネルギーとは違って原子力は、種々のレベルで安定性に対する格別の配慮を必要とする。何よりも、その危険性に対する十分な措置や技術的保障がなされないままに、原発等を推し進めることは許されない。～】

【～日本国憲法は、これらの何れの点についても、原子力政策への基本の判断枠組を与えていた。

(i) 憲法13条は、国民の幸福追求権を国政の最も基本的な課題とすることによって、また同25条は国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する旨を示すことによって、原子力政策に大きな方向づけを与える。

～他方では、しかし、行政主体や、企業が右の名目で、国民（またはその一部としての地域住民）の生命＝身体の安全を脅かしたり、環境の汚染を引き起こすような措置を取ることは、憲法の承認するところではないだろう。生活の利便と引き換えに、人々の生命・健康およびそれらを支える環境を損なうことは、憲法13条および25条の趣旨に反するからである。

とくに省エネルギー政策や原子力以外の代替エネルギーの確保の努力が可能である場合に、原発政策を優先させるならば、その背理は歴然となる。～】

二 安全性の原理と環境

生命及び環境問題としての原子力

【～(i) 危険の第1はいうまでもなく、原子炉や付属装置の故障その他の事故による放射性毒物の流出である。

(ii) 第2に、平常運転時において生じうる危険として、放射線や冷却水などによる周辺環境の汚染がある。

(iii) とくに放射能を持つ廃棄物の処理・処分に伴う汚染の恐れは大きい。

(iv) 核燃料再処理過程から生ずるプルトニウムが、核兵器に転用される可能性は～差し当たりここで取り組まなければならないのは、前の問題のカテゴリーである。これについては、安全性への技術的な補償がなく、むしろ憂慮されるべきデータや難問が続出しているだけに、十分な科学的検討と民主的討論をつくす必要がある。～原発の場合は、不測の事故が取り返しのつかない災害が生ずる危険を含んでいるために、右のような政策への賢明さや合理性の域をこえ、直接に憲法13条・25条に関わる憲法的問題にもなると言わなければならない。】

【～原発に対する賛否両論の諸説やそれぞれの引くデータを詳しく読み比べてみると、政府・企業側の説く「安全」性の主張は、盲信するにはあまりにも危険な神話だとしか思われない。

(イ) 第1に、従業員のみならず、原子炉周辺の住民の健康や生命を脅かす放射能の漏洩の可能性や「許容量」が、低く見積もられすぎてはいないかという心配がある。専門家の間でも見解の対立があるこの問題について、軽々な判定は下しえないけれども、「放射線量はいかにわずかでも危険な結果を生じ得る」という、注意深い科学者たちの警告が忘れてはならない。

密閉体の外に放出される線量は微量で、「許容」される範囲内だという主張は、安易に受け入れるわけにはいかない。アメリカでも、「政府の許容基準では遺伝的欠陥は微増する」と憂慮されているし、影響の蓄積を考えると、楽観は禁物である。

(ロ) 種々の事故や故障による放射能被害は、一段と警戒を要する。原子炉は二重三重の安全装置を備えていると言われるが、炉及び複雑なパイプ系などが高熱・高圧を常時受けている以上、技術上の欠陥や資材の老朽化による事故が生ずる確率は、どうみても低く見積もることはできないはずである。

(ハ) わが国の原発政策で最も恐れられるのは、地震による不測の事故である。もともと「世界最大の地震国」といわれる日本で、「原発を地震発生のおそれの無い場所に建設することは、事実上不可能に近い」。その故に地震による被害が「かえって等閑視され」たのか、「地震多発地帯に多数の原発建設計画が進められている」。地質学者が指摘する「劣悪な地盤の上に建てられた原発は、一むろん一応は耐震設計はなされているのだろうが—予想以上の大型地震に見舞われた場合、大事故を引き起こす心配がある。原子炉の破壊や冷却装置の故障などによって、住民が重大な第二次被害を蒙る惧れは、十分に考えておかなければならない。】

(以降は、必要に応じて加筆することにする。)

2 憲法と核・原子力

河上暁弘著 [広島市立大学広島平和研究所=憲法学]

3 原発と人権・自治（28頁～以降、抜粋掲載）

かつて小林直樹は、論文「憲法と原子力」（小林〔1978〕）において、原発問題についてその憲法判断の枠組みを提示した。それは、第一に、憲法13条の幸福追求権、25条の生存権（生命、健康、環境の権利）が、原子力政策に大きな方向づけを与えていていること、第二に、憲法9条の徹底した平和主義とそれに基づく「非核三原則」政策との関係において、「プルトニウムの兵器利用が現実化」しないとはいえないし、「汚い 核爆弾を大量に産出するかもしれないような原発は、完全な歯止めが保証されない限り許されるべきではない」とこと、第三に、国民主権（1条）、「知る権利」（21条）に基づき、原子力政策には「何らかの人民的コントロールの体系」が必要であり、この問題に関して、主権者たる国民には十分に「知る権利」が保障され、さらには政策決定過程に何らかの仕方で「参加」する権利が保障されるべきであるとした（小林〔1978〕16頁）。これは、憲法の基本原則と原発の関係を本格的に考察した貴重な先行研究であり、そこで提示された基準・枠組み等は今日においても参考されるべきであろう。以下、原発と人権（憲法上の権利）との関係についても考察を加えておきたい。

1 生命権（憲法 13 条） 生命権は、「他の人権の基礎になる、最も根源的な権利」（小林〔1998〕 156 頁）であるともされるが、「生命権」を、他の人権とは並列ではなく相対的に区別された人権として「人権の中の人権」「切り札としての人権」と位置づける山内敏弘説（山内〔2003〕）を特に注目すべきであろうと思われる。その視点からは、原発事故によってもたらされる放射性物質は人間の生命の根幹となる DNA を回復不能なほどに破壊し、生命権そのものの侵害（あるいはその危険性）の発生を引き起こしうるという山内の指摘は重要であろう（山内〔2012〕 453 頁）。

2 人格権（憲法 13 条） 裁判においても原告適格や訴えの利益論との関連でよく問題となるのが人格権（侵害）である。人格権とは、「各人の人格に本質的な生命、身体、健康、精神、自由、氏名、名譽、肖像および生活等に関する利益の総体」を広く指すものであり、「私法上の権利として古くから認められたきた」（芦部〔2015〕 124 頁）ものである。この点で、大飯原発差止訴訟福井地裁判決（2014 年 5 月 21 日）において、人格権について、次のように述べているのは大いに参考となる。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であることができる。人格権は憲法上の権利であり（13 条、25 条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。……原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、……原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきである

3 環境権（憲法 13 条・25 条） 環境権は、「良好な環境を享受する権利」「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利」であるが、環境破壊を予防し排除するために主張された権利であり、そういう良い環境の享受を妨げられないという側面では自由権であるから、憲法 13 条の幸福追求権の一内容をなし、人格権と結びついたものと理解できる。しかし、環境権を具体化し実現するには、公権力による積極的な環境保全ないし改善の

ための施策が必要であるから、その面では社会権としての側面も持ち、憲法 25 条によっても基礎づけられるものである（芦部 [2015] 272 頁）。

人格権は、一方で、最高裁大法廷判決（1986 年 6 月 11 日）において認められた権利であり、裁判救済の可能性が広がりやすい点で訴訟においてその権利を前面に出す実益は大きい。ただ、他方で、環境・公害問題を扱う場合において人格権を中心とした人権論の構成については疑問を呈する見解もあることにも注意が必要である。戸波江二は、「人格権は本来、個人の名誉等の人格的利益に関わるものであり、公害による身体の侵襲やその危険の排除の根拠としては若干そぐわない感じは否めない」（戸波 [2007] 59 頁）としたうえで、「身体・健康への侵害に対する差止請求の根拠には、むしろ、憲法 13 条の『生命の権利』および 25 条の『健康な生活を営む権利』から導き出される『生命・身体・健康の安全を求める権利』をもちだすことも考えられてよかろう」（戸波 [2007] 59 頁）と指摘していて参考となる。

そして、この点でも、先の福井地裁判決が次のように判示している点が注目されるところである。

当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。……被告は、原子力発電所の稼動が CO₂……排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが……、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

5 平和的生存権（前文等） 平和的生存権は、憲法前文第 2 段において、「平和のうちに生存する権利」として規定されているものであり、判例においても、「平和的生存権憲法は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である」としたうえで、「局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという

意味における具体的権利性が肯定される場合がある」とした 2008 年 4 月 17 日の自衛隊イラク派遣訴訟名古屋高裁判決が参照されるべきである。この点に関連して、先にも紹介した大飯原発差止訴訟福井地裁判決では、次のようにいう。

生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということができる。……大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。

同判決では、原発事故は戦争と並ぶ人権侵害を引き起こす可能性を指摘している。この点では、原発は恐怖と欠乏からの自由にかかる「人間の安全保障」や平和的生存権の観点から検討されるべきとする指摘（隅野〔2012〕）もあわせて参考されるべきであろう。また、憲法 25 条の社会的生存権（第一の生存権）、前文の「平和的生存権」に次ぐ「第三の生存権」（中里見〔2013〕146-148 頁）として原発に関わる人権を構想し、平和的生存権が主に「核兵器（核の戦時利用）」に対抗するものだとすれば、「第三の生存権」は「平時の核利用たる原発」がもたらすさまざまな人権侵害や環境被害に対抗する「平時の平和的生存権」としてとらえるべきとする指摘（中里見〔2013〕147 頁；澤野〔2015〕22 頁），あるいは、他国と武力紛争が生じた場合に原発はテロの対象となったり、武力攻撃を受ける可能性があるので、こうした人権侵害に関しては、ナイキ・ミサイル基地を設置することが有事の際に基地付近に住む住民が攻撃の第一目標とされることになるので「原告〔住民〕らの平和的生存権は侵害される危険がある」として住民に原告適格を認めた長沼ナイキ訴訟札幌地裁判決（1973 年 9 月 7 日）を参考すべきとする指摘（澤野〔2015〕25 頁）などは、平和的生存権と原発問題の関係を考える際に参考となるだろう。

6 法の下の平等と地方自治（住民自治権） 原発立地は地域格差・地域差別構造が前提となっている。原発立地自治体への補助金交付等について定める、1974 年のいわゆる「電源三法」（「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」）の下で、多くのお金が立地自治体に流れた。

原発は大量の放射性廃棄物を生み出し、また重大事故を引き起こす可能性を持つため、人口密集地域での立地はなされず、過疎地域に立地された。原子力委員会が示した「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすにつ

いて」（原子力委員会〔1964〕）によれば、原発の立地に当たっては、「万一の事故」に備えて、「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること」が必要であり、そのためには、「少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない」として、①「原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」、②「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」、③「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」の三条件が示されている。これでは、相当な「僻地」にしか原発は立地できないことになる。また、原発をその地域に存在させ続けようとするならば、「過疎であり続けること」が想定された立地条件であるともいえる（武田〔2011〕163-166頁）。

原発営業運転開始の1966年以降、「3.11」事故のあった2011年まで、原発や関連施設が立地する道県や市町村、周辺自治体に対して、交付金や税金の形で国や電力会社からもたらされた「原発マネー」の総額は2.5兆円にものぼるという。その中心は、74年成立の「電源三法」に基づく交付金（約9,000億円）と、原発などの施設に市町村が課税する固定資産税（約6,750億円）とされ、核燃料税も6,700億円、さらに電力会社からの寄付も把握分だけで530億円にのぼるという（『毎日新聞』2011年8月19日14面）。しかし、これだけの多くのお金が原発立地自治体・周辺自治体に流れても、過疎に苦しむ自治体において原発は町おこしの「起爆剤」とはならず、かえってその多くは地方交付税の交付団体となり、将来負担（借金返済等）の多さに苦しむという構図が見られる（伊藤〔2011〕）。もともと原発立地自治体は「僻地」の過疎で苦しむ自治体であったことも考慮しなければならないが、以下に見るように原発立地により、多くの資金が当該自治体に流入したものの、都市化や企業立地などが進んで豊かになるとということはなかったのである（武田〔2011〕156-181頁）。それは、第一に、原発以外の企業誘致がほとんどできなかったということである。電力は送電線で遠くまで運べるため、一般企業が原発の近くに工場を設置するメリットは少ない。また、原発関連産業の多くは特殊な分野で、地元の中小企業が担うのは難しい。さらに、原発労働者の給与は地元企業の水準より高いため、労働力の多くは原発に吸収されるので、就業人口がもともと少なく、雇用に苦労させられるであろう地域に原発に統じて他の企業が進出することはまずありえないという事情がある。第二に、「電源三法」と固定資産税によって急に裕福になった自治体は、

財政規律がどうしても緩みがちになるという点である。当初、交付金の使途が「ハコモノ」やインフラに限定されていたこともあり、交付金等は道路などの公共施設に多額の支出がなされた。しかし、それが今日、交付金や固定資産税収入が減っていく一方で、公共施設の維持管理コストが増大している。第三に、原発は建設から日が経つと徐々に交付金や固定資産税収入が減少していくという特徴がある。交付金は、原発の立地調査から建設までが交付額が多く、運転開始後からは4分の1程度に減少する。その分、固定資産税が入るようになるが、年数が経って資産価値が下がるにつれて税収は減る。法定耐用年数の15年を過ぎた後は、毎年わずかな額しか入ってこなくなる（ただし、運転開始から30年が経過すると、新たに「原子力発電施設立地地域共生交付金」が交付され、電源立地地域対策交付金も少し増額されるが「地域振興」名目の「古い施設に対する迷惑料」といったところが実態であるともされる）。このように、原発立地自治体は、多くの交付金・固定資産税・寄付金等があるにもかかわらず、決して安定的な豊かさを手にしたわけではなく、むしろ、さらなる原発の新設・増設を望むことさえなることが多い（『毎日新聞』2011年4月19日14面）。このようにしてみれば、原発立地に関して、「国策」による誘導が、「原発マネー」依存構造をつくり出し、まさに、「過疎」地域をさらなる「過疎」に追い込んできたという印象を持つ（武田〔2011〕178頁）。確かに、これら原発立地自治体は、国に強制・命令されて立地したわけではない。しかし、軍事基地の問題にも共通する面があるが、「貧しい人の前にごちそうを並べて手を出すのを待つような交付金の仕組み」（清水修二〔2011〕）の下でなされた自治体・住民の決定は、眞の意味で、自己決定による自己責任であるといえるか疑問である。むしろ、「こうした自己決定・自治のあり方を『国策』と金によって歪めてきたとさえいえるように思われる（住民自治権・法の下の平等の侵害）。また、「原発は、いったん重大事故が起きれば、原発立地周辺地域に住む住民は補償・賠償では取り戻せないほどの深刻な人権侵害を被る。こうした重大事故により、地域・地方自治体が根本的に破壊され存続できなくなることもある点で、住民の自治権を脅かす可能性があることにも留意する必要性があるだろう（澤野〔2015〕26頁）

4 おわりに

以上、核兵器のみならず原発についても、平和や人権を脅かしうる可能性について、ごく簡単ながら考察を試みた。核兵器も原発もその開発に当たっては、最先端の科学技術が動員された。しかし、その最先端の科学技術自体が、運用を誤れば、人類そのものを滅亡に追い込みかねないパラドックスを内包している。新正幸は、原発について、「憲法 12・22・29 条というような個別の条項に違反するというよりはむしろ、憲法の抛って立つ条件・基盤そのものを破壊するがゆえに違憲なのである」(新 [2012] 64 頁)，と述べているが、問題の本質をとらえた鋭利な指摘と思われる。

まさに、核エネルギーは染色体への脅威をもたらすため、人類の生存だけではなく生物・生態系そのものへの脅威となる点に格別の注意が必要である。もし仮にその存続を主張するならば、よほどの必要性と万が一にも危険性がないことの立証が必要であろう。その際、国民の知る権利と熟議の手続き的保障を充足させる必要もある。むしろ、「8・6」「8・9」「3・11」を経験した人類は、今こそ、〈文明〉のあり方そのものを問い合わせべき時を迎えたのかもしれない。

小 括

控訴人（原告）は、小林直樹氏の著書「憲法と原子力」と河上暁弘氏著の「憲法と核・原子力」との出会いに際して、3・11以降、最高の充実感にたどり着いた感じがする。本件事故発生以来、政府と原子力利権者及びマスコミらが示す、現場と証拠の無い作文に苛まれてきていたので、利益相反に関係のない 2 つの論文は、事実そのもので今読んでも新鮮さを感じる。

まとめとして、裁判に正義を求められない現在に於いては、控訴人に光明をもたらすこの 2 つの論文に、生きる希望を頂いた。

控訴人（元双葉町長として）は本件事故を発生させたことで、被控訴人東京電力ホールディングス株式会社が「想定外」と発言したことの本旨を、これまで地元に語ってきた、何があっても「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」ので、安心だということがウソだったと、わかられてしまったことを「想定外」と言い逃れをしていると考えている。

発電所立地町の双葉町に対して、安全確保協定で約束していたのは「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」ができるという約束手形であった。想定外であろうが

なかろうが事故が起きた以上は、約束手形を不渡りにしたと同じである。したがって、事故に伴う被害の賠償・保障は、双葉町が完全に元通りになるまで、無条件で続けなければならない。

債務返済の責任ある者らは、債権者の合意を得ずに勝手に賠償額を決めたり、期限を決めるることはできない。

3 本件事故で国に責任が無いとなれば

原子力発電所の安全規制は、政府が一括管理をしてきていた。双葉町には「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」（略称：安全確保協定）があったが、必ずしも原子力発電所を規制する法律上の権限があったわけではなかった。

このため、発電所周辺自治体及び住民に、事故に伴う、いかなる責任や我慢があつてはならない。被控訴人の東京電力株式会社（本件事故時の呼称）と経済産業省らの「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」という絶対安全論によって、発電所所在町の双葉町は、津波問題の情報を巧妙に隠して騙されていたために、本件のような巨大事故を想定したことが無かった。

本件事故に至った後も、被控訴人の東京電力株式会社（事故時の社名）及び被控訴人国は、第一原子力発電所所在町の双葉町に津波問題隠しの顛末を報告していないことは、安全確保協定に反することで、法治主義の我が国に在つては断じて許すことができない。このような背景に在りながら、原審においては国に責任が無いという証拠の無い奇想天外な判示を行つた。

本当に国に本件事故に至った責任が無いのであれば、規制の職務を担っていた原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力安全基盤機構等の組織を消滅させるという、証拠隠滅をやらなくともよかつたことになる。

そして、本件事故発生以降、民間企業の事故対応に主体的に国は関われないはずだ。その上で、国自身が東京電力株式会社の事故の責任を問い合わせ、国民・被災者に与えた被害の救済と、回復及び損害賠償請求をしなければならない立場に国はあるのは常軌のことである。

しかも、国民の税金を被控訴人東京電力株式会社の廃炉事業に使うこと等は、不遡及の原則に反する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」という後付け組織を作ったり、事故原因企業の東京電力株式会社に国が株式を出資すること、及び被災者・双葉町民に対する中間指針の説明会に、本件事故時に在籍していた原子力安全・保安院の職員が来て説明したことなどは、常軌から言えばできないはずである。

原審で判示した、国に事故の責任が本当に無いのであれば、被災者・控訴人の前であらゆる妨害をしないで、国は、国民を不幸にする本件事故の対応の全てから手を引かなければならぬ。その理由は至って簡単で、民間企業の不始末に対して国が民間企業に出資することなどは前例が見当たらなく、国民の為に使うべき国税の目的外使用となり、返還を求められるのは当然とされるべきである。国税の目的外使用に関わった職員は汚職の罰を受けることになるので、本来あってはならないことである。

本件において、整合性の無い国税の目的外使用に対して、会計検査院は何をしているのだろうか、このままでは任務を懈怠して、加害者の味方をする組織と、国民から見なされることになってしまう。

4 双葉町には、なおのこと責任は無い

原審のとおりに、国に本件事故の責任が無いのであれば、地方公共団体の双葉町にも当然に責任は無い。双葉町に責任がないと言えば、双葉町民にも責任が無いことになる。原審に従うとすれば、控訴人（元双葉町長）に義務も責任もが無い。

ということを纏めれば、原子力基本法から始まり、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、電気事業法等に控訴人（元双葉町長）は拘束されなくても良いことになる。しかも、民間事業者の被告東京電力から、双葉町民を「旧居住者」と名誉棄損されることもない。

本件事故の発端は、民間の電気事業者の東京電力株式会社福島第一原子力発電所が、東日本大震災に伴う地震と津波で原子力発電所を壊したもので、民間企業と被災住民とが直接関係するために、民と民が事故後の一切の諸問題を解決

することになる。公は民事不介入ということで、双葉町原子力災害対策本部は何もしないで、静観していれば良いのである。

本件事故前に、国の原子力総合防災訓練、福島県原子力防災訓練等は、国に責任がないとすれば公務として、平日に国、県、市町村及び関係公共機関、周辺住民等が参加して行っていたことが虚偽・まやかしで、税金の目的外使用だったことになり、国がウソで町並びに住民を扇動したこととなる。

それに、原子力規制を主務とする原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構、内閣府原子力安全委員会等には責任が無いのだから、存在そのものが虚偽だったので、わが国には安全規制する組織が存在していなかったということになる。

本件事故で本当に国に責任が無いとなれば、本件事故発生時まで原子力発電所の設置審査から運転許可を出した責任、定期点検整備後の運転再開許可等についての責任もなかったという証拠を、原告（控訴人）に明示しなければならない。

本件事故において、とても卑怯なのは、事故前には明確に原子力安全・保安院が発電所周辺自治体及び住民に対して、避難計画を作成させ、避難訓練を通して住民を規制していたが、本件事故が発生したとたん、発電所周辺自治体及び住民の前から逃避してしまった。規制当局が逃避せざるを得なかつたのは、安全だとウソをついていたことを罵られないようにするためと理解している。国の原子力安全・保安院には、防災訓練に参加した人々に、虚偽の訓練をさせたことと、本件事故後においては訓練のとおり実行しなかつた謝罪と償いをすることが残っている。

以下は、本件事故前に示されたもので、オフサイトセンターにおける事故時の活動計画を明示している。

●緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)における活動

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合（原子力災害対策特別措置法第15条）には、国は内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、現地のオフサイトセンターでは、国、県、**地元町**、事業者、防災関係機関、専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、住民避難、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援など各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。本県のオフサイトセンターとして、県は大熊町に「福島県原子力災害対策センター」を整備しています。

異常な事象の発生
(原子力災害対策特別措置法
第10条の特定事象)

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて「現地事故対策連絡会議」を開催し、原子力防災専門官が、県や市町村への事態の説明や応急対策に関する助言を行います。

県と地元町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、防災関係機関、原子力事業者等との情報の共有を行います。

«上図は、緊急事態応急対策拠点施設の約束事項»

これでも、国には責任が無いと言えるのだろうか？そんなことはない。国に責任が無いということを、上図の中に示された国の何役の誰が、どこで語っているのか、役職と名前を控訴人の前に示さなければ、国に責任が無いという証拠にならない。

5 避けられない後始末が残っている

本件事故前後における、避けられない後始末が残っている。「平成23年3月3日文部科学省において、文部科学省が東京電力株式会社、東北電力株式会社、日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構の4社と話し合った「津波対策を行わない会議」の会議録が、双葉町に報告されていない問題。平成23年3月7日東京電力株式会社が津波問題で、原子力安全・保安院に報告したという報告文書が双葉町に届けられていない問題。菅直人政府原子力災害対策本部長の権限の一部を、池田元久経産副大臣が就任する政府原子力災害現地対策本部長に、委任したという告示が双葉町に届けられていない問題。権限が定かでない政府原子力災害現地対策本部が組織した、原子力災害合同対策協議会が成立し

たという知らせが双葉町に届けられていない問題。双葉町が政府原子力災害対策本部に対し、双葉町の全権を委任したという委任状を届けていない問題。」が残っている。更に、東京電力株式会社から、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」という公約の顛末書の提出を読まなければ、「想定外」という言葉の示す意味を判断できないでいる。

6 双葉町史に残る禍根

違法の支配で双葉町が壊されたことを町史としなければならないほど、酷い扱いをされたことは町史としなければならない。

東京電力株式会社（事故時の社名）が、双葉町に津波問題を隠さなければ、中野、中浜、両竹地区の町民は津波で溺死することが防げた。

双葉町の誘致企業の東京電力株式会社が、平成 23 年 3 月 11 日以前から津波問題で経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院及び文部科学省らと、地震調査研究推進本部が発表した「長期評価」について協議していながらこれを隠していた。

平成 19 年度電源地域振興指導事業（中央事業）振興計画策定調査の一環として、資源エネルギー庁が財団法人原子力地域振興センターに、双葉町の津波避難計画策定の素案作りを発注した。地域振興センターは平成 17 年度福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引きを基に双葉町津波避難計画の素案を纏めさせたのは、貞觀地震・津波被害の実態を覆い隠し、本件事故に至る長期評価を知られないといための妨害だったと考えている。この報告書に、双葉町の津波の最高波高は 3.8 m とされた為に、3・11 の大津波で中野・中浜・両竹地区の、大勢の町民の避難が遅れて溺死させられたのである。

7 政府原子力災害対策本部は本当に存在していたのか

国に責任が無いのなら、政府原子力災害対策本部は無用だった。

責任のない政府原子力災害対策本部があったために、遅刻した緊急事態宣言を受け、避難指示を待ったことで、被ばく被害を受けてしまった。責任のない政府災害対策本部からの被害とは、緊急事態宣言発出後に、EPZ 定めでの 8 ~ 1

0 km以内の住民に避難指示を出すことになっていたが、本件事故後では防災訓練の前例のない3 kmという法外で狭隘な指示を出した。

このために、1号機のベントと1号機の降下物で双葉町民に夥しい被ばくをさせた被害の賠償と、生涯にわたっての補償が残されている。

責任の在る政府原子力災害対策本部が存在しないとなれば、適時に直接発電所と事故情報の共有を諮り、原災法第15条通報が町に通報された時点で、双葉町原子力災害対策本部は、双葉町原子力災害対策計画の下で独自に避難行動に移行していた。

実際は、双葉町原子力災害本部長に、福島第一原子力保安検査官事務所の木原原子力防災専門官からの参集の知らせが無かったために、双葉町原子力災害対策本部が迅速に動けなかったのが事実である。

本書16頁の「上図は、緊急事態応急対策拠点施設の約束事項」を参照すれば、図示された事項の実動が無ければならないことを明記されていたが、原審では国に責任が無いと判示したために、本件事故後は無責任国家状態となっている。

以上、控訴審で問題を提起し、事実に基づく正しい主張を行う。

第1章 控訴理由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告の控訴の趣旨

(1) 一審判決中、敗訴部分をいずれも取り消す。

一審判決は、原告の主張がほとんど通らず、被告らの主張を取り入れた判決で、このままでは原告及び双葉町が虚偽による負の歴史にされてしまうことになってしまうので、正確な事実を基にした歴史にしなければならないと考えている。

本件原発事故の原因の殆どは、国の規制の失敗と虚偽から発生したもので、この事故によって被害を受けた原告にとっては、原告100%対

被告ら 0 % の過失割合なのに関わらず、責任のある政府によって原告の私権侵害や苦役を与えられている現状から、本件原発事故前の生活環境の完全回復を求めるために、一審判決中、敗訴部分をいずれも取り消すために控訴に至った。

- (2) 一審被告東京電力ホールディングス株式会社及び一審被告国は、上記(1)の一審原告に対し、連帶して、相当因果関係請求額（合計）7億5576万5611円の一審原告控訴部分記載の不足額合計6億5558万8633円の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 控訴事案の概要等

1 原審判決概要

原審判決11頁 第二章事案の概要 第一事案の要旨については異論がない。

第二 前提事実については、証人申請時において、最も重要な本件事故の中心の菅直人、小森明生両証人を裁判所が却下したので、重要な証言を得ることが無く、原告本人証言に至っては、準備していた尋問内容を裁判官が、尋問の内容を勝手に省いてしまい中身のないものにされてしまったので異論がある。

同判決11頁・12頁には当事者は原告と被告東京電力及び被告国と位置付けられている。

同判決13頁 敷地高さが OP+10m、OP+13mで1号機は昭和41年12月1日、2号機は昭和43年3月29日、3号機は昭和45年1月23日に、設置（変更）許可処分を規制当局が行っている。同頁(1)圧力容器、格納容器等として、それぞれの機能と役割を16頁上段まで明記している。

同判決16頁中段には、三 本件事故の概要として、同25頁上段までSBO状態に発展し、発電所が壊れていく状況が概略されている。特に目を引くのが、SBO状態というのは、原子力安全委員会の指針27で、実施しなくても良いとされていたことは、間違いだったと本件事故が証明してしまった。更に、

行政に課されていた住民の生命、身体及び財産の保護が発電所所在町等ではどのように行われたのか、又、行われなかつたために、住民たちに甚大な被ばく被害が発生したことは記されていない。(16頁から25頁上段までは、今後の主張・立証が必要である。)。

同判決25頁中段には、四 本件事故前及び本件事故時の客観的状況の概要第1では、「国の発電用原子炉施設に対する安全規制事務は経済産業大臣が所管する。」。原子力安全委員会は、原子力の利用に関わる省庁とは独立して、～「安全の確保のための規制に関する政策に関すること等について企画し、審議し、及び決定することが所掌事務とされていた。」。原子力安全・保安院(保安院)は、～「発電用原子炉施設に関する安全規制についての実務を行っていた。」と裁判所は理解しているので、国に事故の責任があることはここで裏付けられている。

同25頁から同26頁上段まで、「原子炉施設を電気工作物の観点から規制する電気事業法(電業法)、原子力災害への対応を規定した原災法など、原子力安全を確保するために必要な法律が整備されていた。」～「原子力安全委員会が安全審査を行っていた際に用いられていた指針類が存在し、これらの指針類は規制行政庁が安全審査を行う際にも用いられていた。」

同26頁中段には、2 原子力基本法の第2条～「平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、」～。第14条 「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。」。

同26頁の下段に、「第23条第1項 原子炉を設置しようとする者は、～当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。」。

同27頁 許可の取り消し等 「第33条第2項 主務大臣は、～第23条第1項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。」。危険時の措置 第64条第3項 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、～核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。」。

同28頁 「六 周辺監視区域とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣が定める線量限度を超える恐れがないものをいう。」

同29頁 「5 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（省略）第3条一～ 実効線量については、一年間（省略）につき一ミリシーベルト」。第9条第1項 六「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中又は水中の放射性物質を吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあっては、外部被ばくによる一年間の実効線量の一ミリシーベルトに対する割合と空気中又は水中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度」

同30頁（事業用電気工作物の維持） 第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適するよう維持しなければならない。2前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

同31頁 「一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」

同（防護措置等）第4条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその付属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震は除く。）により原子炉の安全性が損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

同31頁7 原子力災害対策特別措置法 （地方公共団体の責務）

同32頁 第5条 地方公共団体は、～災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

同 第10条（原子力防災管理者の通報義務等）原子力防災管理者は～その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（省略）に通報しなければならない。

同33頁 「2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。」「一 緊急事態応急

対策を実施すべき区域 二 原子力緊急事態の概要 三 前二号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項」 「3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市長村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。」。

同34頁（原子力災害合同対策協議会）第23条 「原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力をするため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。」。

同35頁 （市町村の責務）第5条第1項 「市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」。

同38頁 六 本件事故後の賠償等について、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法、平成24年法律第47号による改正前のもの）については、当該原審判決文の12頁 二 原子力発電所及び本件発電所の概要から37頁までに示された法律等は、本件事故において守られておらず、違法状態となっているので、ここに原賠法のみを主張して、しかもステークホルダー・ミーティングを回避し、債権者の同意を得ていない中間指針、被告東京電力が作ったとされる賠償基準は認められないので、原審判決の金額については争う。

なお、原告が原審で請求したのは、以下のとおりである。

同47頁 相当因果関係（総額7億5576万5611円）の内訳の避難行動期間月額70万円、避難生活期間1億3898万5000円。

同48～49頁 避難行動期間25万2000円。

同49頁 被ばく慰謝料1000万円。

同51頁 原告の健康障害1000万円。同被ばくの不安・恐怖1000万円。加算額1000万円。

同52頁 (1) 人生破壊慰謝料500万円。(2) 町長辞職の慰謝料1億円。

同53頁 2逸失利益 (1) 町長辞職による逸失利益877万6000円、(2) 町長辞職の就労機会の喪失3962万円。

同54頁 同裁判対策関係費用1億0521万6338円。財物 家屋8118万円。

同55頁 土地 1億6709万4854円。

同弁護士費用6869万1419円。

以上6億8691万4192円と弁護士費用6869万1419円の合計7億5560万5611円の請求額に対し原審判決では、賠償総額1億017万6987円とした、不足額6億5542万8624円を求めるために争う。

同57頁 中段に「～帰還困難区域等の「旧居住者」に対する1人当たりの慰謝料額である1580万円を～」について、控訴人を「旧居住者」と呼ぶとすれば、事実は違い、被告らが原告を著しく名誉を傷つけているので、赦し難いことである。

同59頁 中段でも、住民票が双葉町に在ることを確認せず、旧居住者と控訴人の名誉を傷つけている。

2 本件事案の要旨

(1) 事故を招いた原因

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下、「安全確保協定」という。）」の第5条 福島県原子力安全確保技術連絡会会議を軽視し、偽りの資料を東京電力株式会社及び国が現場の実情と符合しない作文を会議資料として提出し、ごまかしの会議を続けてきた。本件事故

後に平成21年度及び22年度の双葉町役場職員の復命書を振り返って検証すると、虚偽記載が満載されている。いずれの資料には「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」が、国と東電らが確実であると記載されていた。

この会議の裏で、政府と東電が津波問題で盛んに議論されていたことは、資料として存在しているが、安全確保協定の下の重要な会議で、議論されていたという証拠は見当たらない。発電所所在町の発電所の安全に対する思いには、国、事業者の東電とは信頼関係が有ったはずだったが、事実は、発電所を所在する双葉町を蔑視して、福島県原子力安全確保技術連絡会会議で、喫緊の課題だった津波問題を隠ぺいし、騙した結果招来させた本件事故は、事故ではなく偽証事件である。

(2) 去る、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）では、世紀をまたぐ大事件であるにもかかわらず、司直（福島県警等）による現場検証が未だされておらず、事故の原因の全容と被害の実体、責任の所在の公的判断が確定されていないという異常事態になっている。

このような環境で裁判を行うことの困難さがあり、原審判決では、災害対策基本法第一条の文中に示されている「～国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、～」が恣意的に不明確なままにされており、原子力行政の主務に当たる経済産業省が本件事故の主因である津波対策の必要性を被控訴人の東京電力ホールディングス株式会社に指示しないまま、本件事故を惹起させた不作為がありながら、平成23年3月11日時点の原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、電気事業法、原子力災害対策マニュアル等に従って、本件事故前に準備されていた事故発生時の事故対応体制を設けず、発電所所在町の双葉郡6町を事故対応の中心の原子力災害合同対策協議会から排除した政府原子力災害対策本部は、双葉郡6町並びに被災者との事故情報の共有・対話・意見集約・合意形成を排除したことで、かえって、被控訴人国の本件事故に対する背任を、自ら立証している。

(3) 本件事故に際して、使用する言葉を整理しておかなければならぬことの一つに、当事者、非当事者、債権者、債務者、義務者、部外者等の言葉を共有し

て本件事故対応に関わらなければならない。控訴人が考えている当事者とは、事故前に準備されていた原子力災害対策マニュアル等に記されている者たちと考えている。非当事者とは、当事者以外の者をいう。債権者とは、本件事故によって被災した全ての国民をいう。債務者とは、原子力発電所の経営者及び社員たちと、原子力発電所を規制し、検査・監理・監督の権限を有していた者たちをいう。義務者とは、主に債務者らをいう。部外者とは、債権・債務の権利、義務のない者たちを総称する。

3 国の義務と約束

国は、本件事故後の未曾有の被害から、国民・被災者らの生命、身体及び財産を保護しなければならない。しかし、実態は発電所所在自治体並びに被災者との事故情報の共有、対話・討論・合意を得ることを阻み続けている。債務者であるはずの規制主務省庁の経済産業省が内閣府において債権者に対する不利益な決定を行っていることは、国に課せられた責任の放棄・任務懈怠ということになる。

被災者に回復しがたい、違法な苦役を与えていていることに、忍従することができないために控訴人は当事者、債権者、被災者として控訴を決意した。

控訴人が拝命していた本件事故時（平成23年3月11日時点）の公職は、地方自治体の双葉町長だった。このとき同時に各種団体で担っていた役職は、双葉地方町村会副会長、双葉地方広域市町村圏組合副管理者、全国原子力発電所所在町協議会副会長、福島県原子力安全確保連絡会会員、福島県原子力発電所所在町協議会会員、福島県原子力広報協会会員等に所属しており、又、東京電力株式会社が福島県知事、双葉町長、大熊町長と「略称：安全確保協定」を結んでいたので、原子力発電所の安全には特段の注意をはらう任務があった。このため、原子力発電所所在町長として連日連夜、原子力発電所の安全に心を休めたことが無い。

非常通報の為に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所には、双葉町長の携帯電話番号が記録されており、24時間365日原子力発電所の動向を忘れたことはなかった。双葉町長就任中、何度か非常連絡があったが、本件事故発生時以降連絡は何もなかった。

規制する国の任務懈怠、規制される側の東京電力株式会社が、原子力発電所の安全確保対策を怠り、発電所周辺自治体の※双葉町には「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が完成していない発電所をウソで欺き、運転を続けた結果招いた事故であって、全く免責される理由のない事故、事件でありながら、所在町の双葉町及び町民に責任を転嫁して、平然としていることが許せないので控訴することにした。

第一審判決で、本件事故に至らしめた被告国の善管注意義務を認めなかったということは受容できない。

原告の主張を補充するために、控訴審において被害の実態と責任の所在を明確にすることを目指している。

4 総理官邸の不作為

原発事故に備えた事前準備を内閣府危機管理官は行っていた、直近では平成22年10月21日 平成22年度浜岡原子力発電所総合防災訓練を行っている。官邸地下の危機管理センターで、菅直人総理は関係閣僚らが参席の下、大畠経産大臣から原災法第15条通報を受けて政府原子力災害対策本部長になり、原災法に基づく「緊急事態宣言」を発し、同時に10km以内の住民に避難指示を出していた。

この実績を無いものにして本件事故後の対応は、既存の法を滅却し、悪びれることなく無法状態に政府災害対策本部にしてしまい、災害対策関係法を除外し、不遡及の原則に抵触する後知恵で、閣議決定で法外な組織を作り、被災者・国民に多大な損害を与えたことの責任が残っている。

同時期、福島県原子力防災訓練を同年11月25日・26日に、双葉町を主会場として、総勢約300人が参加して行っている。

しかし、本件事故においてはこの二つの実績を隠ぺいして、前例のない事故のように装い、地震と津波に国民の目を集中させ、行政に定められた「人の生命、身体及び財産の保護」を行わないように、官邸政治家たちは偽装を行った。

そして、避難をさせない工作をし、被ばく被害が無いように偽装し、広島の168倍という規模の原発事故をなんでもないように、国民を洗脳したことは、誤った歴史を作ることになり、控訴人ら被災者の実際の被害が矮小化し、正当な被害評価が矮小化されていることを、阻止しなければならないと考えて控訴した。

5 裏切りと騙しが事故に繋がった

(1) 双葉町を欺いたウソとは

① 双葉町広報誌「エネルギーのまちふたば」平成17年度版9頁に掲載していた、「原子力発電所の地震対策」の記述のとおりであれば、本件事故には至らなかつたことを証明している。最高裁判所は、本件事故は津波対策をしても避けられなかつたと判示したが、双葉町のこの広報誌にウソをついた。

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

② 平成22年8月原子力安全・保安院が示した以下の資料には、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」が記されているが、ウソだったので第一原子力発電所は自然に壊れるままだった。

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

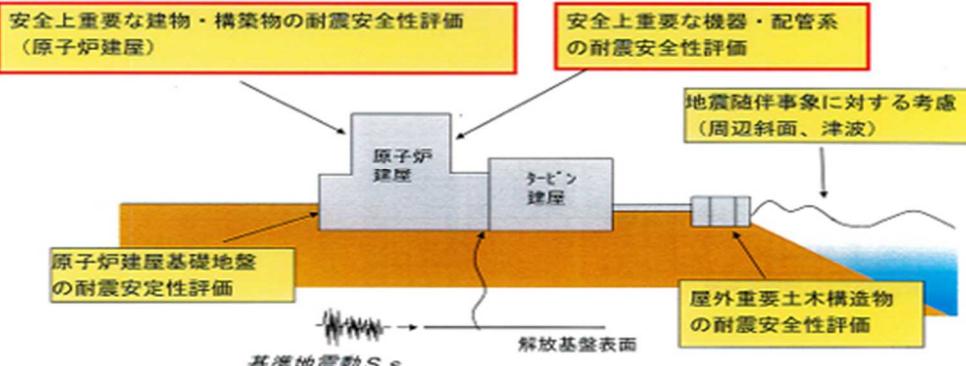
大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない



安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動 S_s を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。



※福島第一原子力発電所3号機の評価においては、5号機と同様に

福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所3号機の「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する主要施設の耐震安全性が確保されると判断した。



福島第一原子力発電所

東京電力HPから

このように記されていたが、「止める、冷やす、閉じ込める」ことはできなかつた。→当然、ウソだったこの結果の責任は国に在る。これを否定できる者はこの世にはいない。

③ 原子力安全委員会の責任の追及がまだ残っている

指針27. 電源喪失に対する設計上の考慮

長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない

非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用(常に稼働状態にしておくことなど)により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい

原子力安全委員会 設計審査指針より

第一審では国には責任が無いという判決だったが、本件事故に大きく関わった全電源喪失対策の不備の問題追及が残っており、控訴審では責任を追及しなければならない。

④ 見逃せない枝野幸男官房長官の意見

下記の新聞記事に、枝野幸男官房長官の事実関係が公表されることに、大きな期待を寄せている。

《下記は、2011年8月25日 朝日新聞夕刊より》

東電の大津波想定
枝野氏「遺憾」
内閣が検証へ

枝野幸男官房長官は25日の記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを見日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題について、「大変遺憾だ」と述べ、内閣として事実関係を検証する方針を明らかにした。

枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があつた」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかつた保険院について、「(政府の事故調査委員会が)調査しなければいけない」として、対応を批もたたかなかったといふのをした。

- ⑤ 平成20年9月10日13：15～15：10 小森明生所長らが福島第一原子力発電所第二応接室で行った秘密会議の要点について以下に示すが、東電と地元が結んでいた安全確保協定に基づけば、当然に双葉町に対して報告義務があったが、報告はされなかつた以下の事案の判断が、第一審判決ではされていない。

今後の予定

- 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」を改訂予定。
- 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。

⑥ 事故3年前、福島県は東電に津波想定を催促していた

事故3年前、福島県は東電に津波想定を催促していた

東京電力福島第一原発事故の3年前、福島県が東電に対して、津波の想定見直しを2回にわたって要請していたことが、福島県の開示文書や、東電の社内文書からわかった。事故前に、県が東電に津波のことを問い合わせていたことがわかったのは初めて。県の要請にもかかわらず、東電は「注目されている、出せない」と想定見直しを引き延ばし、対策着手を遅らせ、事故につながったことがわかる。

(東電の回答文書が見つかったので、文末に補足を追加しました。2019年8月30日)

(福島県が開示文書を追加したので、文末に補足を追加しました。2019年9月7日)

被控訴人東京電力ホールディングス株式会社は、本件事故の全ての責任を回避することができない。

⑥ ウクライナと福島の比較

住民説明会資料

チエルノブイリより4倍も高い福島の避難基準

年間放射線量	福島の区分	チエルノブイリ区分
50mSv超	帰還困難区域	
20超～50mSv以下	居住制限区域	↑ 移住の義務 ゾーン (強制避難ゾーン)
20mSv以下	避難指示解除準備区域	
5mSv超	(居住可能)	↓
1超～5mSv以下	(居住可能)	移住の権利ゾーン
0.5～1mSv以下	(居住可能)	放射能管理ゾーン

注) 赤の区分は原則的に立ち入り禁止です。

5

«表1»これは、偽装を通り越して、加害行為である。

表1 チエルノブイリと日本の原発事故後の基準。居住を認める基準が、日本は非常に高い。

チエルノブイリ			日本(土壤汚染の区分なし)		
土壤汚染 Cs137 Bq/m ²	年追加 被ばく線量 mSv	区 域	年追加 被ばく線量 mSv	区 域	
3.7万超 ～ 18.5万	～1	放射線高度監視区域 (社会経済的特典あり)	～1	長期目標	居住可能
18.5万 ～ 55.5万	1超～5	移住の権利区域 (移住希望者にも居住希望者にも 補償・支援)	1超～20	汚染状況重点調査地域	
55.5万超 (Bq/m ²)	5超～	義務的移住区域 (移住者への補償・支援)	20超～50	避難指示解除基準 居住制限区域	居住不可
原発から30 km圏と その後の避難指示区域		疎外ゾーン (避難者への補償・支援)	50超	帰還困難区域	

«表2»上記表は、学術の動向 2020.3 46 頁より引用 (日本では行っていない土壤汚染の評価を、チエルノブイリでは考慮している。)

第一審判決では、国際機関 (IAEA,ICRP,UNSCEAR,WHO 等) の言質を使い控訴人 (原告) の放射能症状を否定した。又、表2は、チエルノブイリ (控訴人は本件事故時の国名を使う。)原子力発電所の事故後にウクライナ、ベラルーシ、ロシアが作ったチエルノブイリ区分と、表1は我が国の内閣府原子力被災者生活支援チームが、原子炉等規制法に反して作ったもので、福

島県原子力安全確保技術連絡会で承認されていない区分で、福島県民を被ばく漬けにしていることを双葉町が表したものである。

憲法と核・原子力 河上暁弘著（本文6頁以降抜粋）8頁 【3 環境法～「身体・健康への侵害に対する差止請求の根拠には、むしろ、憲法13条の『生命の権利』および25条の『健康な生活を営む権利』から導き出される『生命・身体・健康の安全を求める権利』をもちだすことも考えられてよからう」（戸波〔2007〕59頁）と指摘していて参考となる。】という解釈もあることから、何も国際機関を持ち出さなくてもよいのである。

控訴人が不当に被ばくを強いられたのは、国に課されていた救護義務違反であることを控訴審で明らかにしていく。

（2）善良な国民を決して騙してはならないこと

ア 優先されるべき必須項目（原告準備書面第39号より）

（5）被ばく患者の搬送体制の整備

（制度の概要等）

原子力災害等において、被ばく患者が発生した場合には、この被ばく患者を受け入れることとされる医療機関へ迅速に搬送し、適切に被ばく医療を行うことが必要である。

防災基本計画においては、国及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療体制を整備・維持するものとされている。

これら緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を担う「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を担う「二次被ばく医療機関」、原子力立地道府県等では対応することが困難な高度専門的な診療を担う「三次被ばく医療機関」等からなっている。

本件事故においては、緊急被ばく医療体制下に在るべき「初期被ばく医療機関」が、10km以内の避難指示で機能できなかつたので、避難者の初期診療

は行っていない。したがって、控訴人の被ばくによる傷害を、被控訴人らが部外者の国際機関という「証拠の無い」作文を使って、否定することはできない。

第一審判決では、ここが曖昧にされているので、控訴する必要があった。

イ 福島県原子力防災訓練時の約束

放射性物質の放出は、避難完了後に始めることになっていた。本件では、双葉町災害対策本部長の同意を得ることなく、放射性物質を避難開始前と避難中に放出をさせてしまったのは、政府原子力災害対策本部長に不作為があり、善管注意義務と結果回避義務違反を侵したのである。

この図は避難訓練時に使っていたもの



避難の効果

避難は、相当の放射線を受けることになる
と予測される場合に実施される対策です。
放射性物質による放射線を避けるために、
放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかり
ます。

上記表は、平成 22 年度福島県原子力防災訓練時に、福島県が双葉郡内住民に配ったチラシに記されている。双葉郡民、福島県民には福島県がここで言う「避難の効果」を求める権利があるので、福島県民以外の誰もがこれを妨害してはならない。

この約束が実施されなかった怒りを示すには、控訴審で訴えるしかない。

ウ 政府は国民を騙してはならない

1. 周辺監視区域と管理区域

イメージ図

The diagram shows two main areas: the 'Surrounding Monitoring Area' (周辺監視区域) and the 'Management Area' (管理区域).

- Surrounding Monitoring Area (周辺監視区域):** This area is indicated by a red border. It contains:
 - A person icon with a speech bubble: "立入禁止って書いてあるから、入らないようにしよう" (There is a 'No Entry' sign, so let's not go in).
 - A person icon labeled "一般公衆" (General Public) with a speech bubble: "24時間365日滞在していても1mSv以下" (Stay for 24 hours a day, 365 days a year, and stay below 1 mSv).
- Management Area (管理区域):** This area is indicated by a red border around a yellow triangle warning sign labeled "線源" (Source of radiation). It contains:
 - A person icon labeled "従業員" (Employee) with a speech bubble: "管理区域の標識があるから、入らないようにしよう" (There is a sign in the management area, so let's not go in).
 - A person icon labeled "放射線業務従事者" (Person engaged in radiation work) with a speech bubble: "3ヶ月間の労働時間に1.3mSv以下" (Working time over 3 months is below 1.3 mSv).

Both areas are labeled "周辺監視区域" (Surrounding Monitoring Area) at the bottom.

NRA JAPAN Nuclear Regulation Authority

This diagram clarifies that the 'Surrounding Monitoring Area' (周辺監視区域) includes general public areas where entry is restricted due to signs, while the 'Management Area' (管理区域) is specifically for employees engaged in radiation work, with strict dose limits applied.

この資料には、一般公衆の定めとして 24 時間 365 日で 1 mSv 以下となっているので、1mSv を 24 時間と 365 日で割れば、**0.114 μ Sv/h 以下となるので、本件現地進行協議区域内の実測値から、当然、管理区域内同等であると理解しなければならない。**

双葉町では、原子力発電所の周辺監視区域外なので、20 ミリシーベルトという暫定基準というものは本件事故前には存在していない。本件事故後、原発の安全規制いわゆる、監視・監督責任を問われることを回避するために 100 ミリシーベルト以下は発症しないという曲論を持ち出して、国民を騙している。

20 ミリシーベルトという現場を線引きするために、いつ、どこで、どのような状態を、だれが、何の資格で、計測機器の検査証明の提示と、誰に頼まれ

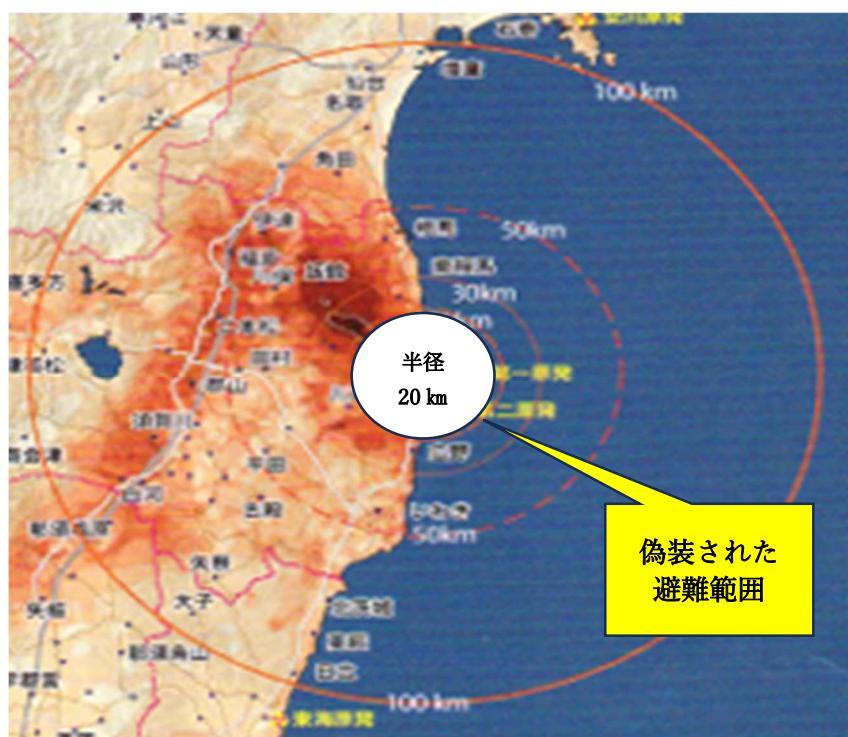
たのか、そして双葉町のことを調べたとすれば、双葉町の誰が立会いをしたのか、双葉町災害対策本部長の承諾の書面が在るのか、そのデータを双葉町災害対策本部長に届けて、認証を得たのか等の書類がそろっていなければ、20ミリシーベルトが現存しているのか評価はできない。

以上について、控訴審で反論しなければ、控訴人の被ばくをさせられた怒りが収まらない。

エ 福島県民に対する政府からの攻撃

下記図は、県民の意向を聞かず、恣意的に矮小化された避難範囲。

現場の汚染実態と物理的証拠、化学的分析、科学的証明に整合性がなく、住民を避難させないために政府と福島県が企んだ半径20kmの避難範囲を以下の図に示した。



«図1»

図1は、福島県庁が県民の同意を求めず、県民の身体及び生命と尊厳を、東電と経済産業省ら利益相反関係者に売り渡したことを見立証している。

本件事故では、如何に国民を騙しているのかを説明するには、事故前の環境放射線モニタリングの数値を知ることから始めなければならない。

因みに、環境放射線モニタリング結果は、福島県原子力安全確保技術連絡会に報告されて、その後、福島県原子力安全確保連絡会でも説明されて承諾されてから広報されていた。本件事故後のように被害を矮小化する作文で、数値をごまかすことはできなかった。

平成23年3月11日23時49分に、福島県原子力センターに原子力安全技術センター（NUSTEC）からスピィディ情報が届けられていたが、福島県はデータが大容量だったから受信に失敗したと発表している。

このとき、このセンターに内堀雅雄福島県原子力現地災害対策本部長が居たので、彼はこの顛末について語ろうとしているので、スピィディ情報の取り込みに失敗したのではなく、何らかの意図で発表を止めたのが事実だと考えている。

オ これは許されざる犯罪



SPEEDI稼働の事実を最初に報じた「AERA」3月19日発売号

朝日新聞大阪科学医療グループのデスクは、地震発生当日に SPEEDI の取材を指示したという。しかし、朝日の紙面に SPEEDI に関する記事が最初に載ったのは 3 月 22 日。拡散予測を公表していない政府の対応を追及していたが、すでに事故が最も深刻な状態に陥ってから一週間が経過していた。しかも 1 面トップでもおかしくないのに、5 面の地味な扱いだった。

この記事は、由々しきことであり、福島県現地対策本部長の責任問題に発展する大問題を提起しているので、簡単に見逃すことはできないので控訴した。

第3 救護義務に違反する行為

1 当該原発事故では

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）において、政府原子力災害対策本部長には災害対策基本法第一条、第三条、第四条、第五条及び原子力災害対策特別措置法第二条、第三条、第四条、第五条には「国民の生命、身体及び財産を保護すること」という被災住民を救護する義務が定められていた。しかも、同第十条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条等（いずれも平成23年3月11日時点の法律）を総理官邸の政治家たちが、原子力発電所の運転資格（原子炉主任技術者等）、経験を有していないまま、素人判断で直接事故対応を行ったため、発電所周辺自治体の災害対策本部は、危機迫る事故情報を閉ざされてしまい、それぞれの自治体が整えていた原子力災害対策計画に基づく、それぞれ住民の救護義務を実施することが、阻まれてしまった責任は政府災害対策本部にある。

2 菅内閣総理大臣が発出した原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法の下の宣言であり、非常事態宣言という性格のものではなく、原子力災害対策特別措置法を適用しますという性格で、法を侵してまでの権力行使及び、個人的判断を原子力災害対策本部長に認めたものではない。しかるに、事故で一番被害に遭っている発電所周辺自治体の双葉町等を原子力災害対策特別措置法の枠の外に置いて、規制義務の責任追及から逃れようとしていることが許せないので、訴追に至っている。

浜岡原子力発電所総合防災訓練時の官邸地下の危機管理センターにおいて、菅直人政府原子力災害対策本部長が緊急事態宣言を発した映像があるが、本件事故においては、官邸地下の危機管理センターにおける映像が無いので、菅直人政府原子力災害対策本部長が2011年3月11日に、本当に官邸地下の危機管理センターに存在していたのか確認ができていないので、政府原子力災害対策本部長の存在を認めていない。

3 政府原子力災害対策本部長が作らせた違法組織

リスクコミュニケーションを図るために、ステークホルダー・ミーティングが欠かせないことは国際的に認められていた。「コベロ博士はさらに、コミュニケーション技術を向上させるためには練習が大変重要であるとも述べた。『アスリートを練習なしにオリンピックに送り出そうとはしないでしょう。それと同じで練習もせずにリスクコミュニケーションを行おうとするべきではありません』と語っている。」これに対し、控訴人は平成22年度福島県原子力防災訓練を遡ること双葉町長就任以来数々の防災訓練に参加していた。

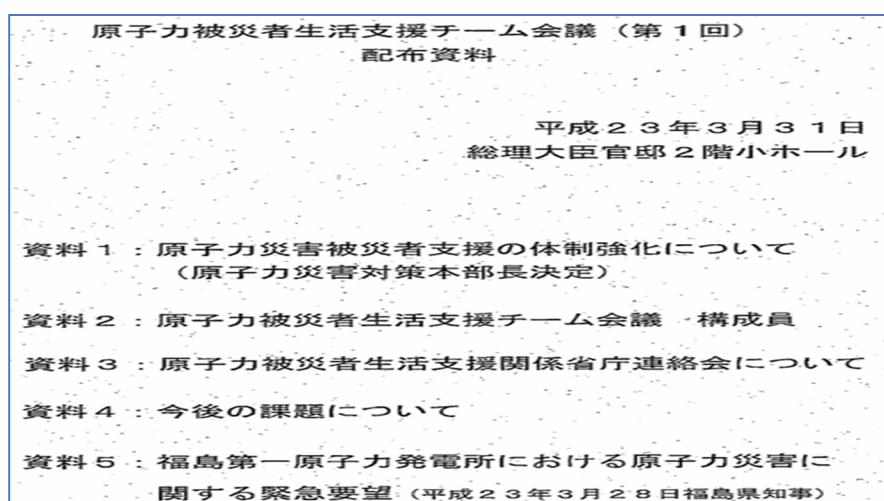
しかし、菅直人政府原子力災害対策本部長が、発電所所在町6町等とリスクコミュニケーションを行わず作らせた違法組織に、以下の組織がある。

原子力被災者生活支援チーム会議（第1回）議事要旨

日時：平成23年3月31日19：15～19：45

場所：官邸2階小ホール

出席者：枝野官房長官、海江田経済産業大臣、福山官房副長官、平野内閣府副大臣、平岡総務副大臣、筈木文部科学副大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、三井国土交通副大臣、小川防衛副大臣、片桐警察庁次長、松下経済産業副大臣



この組織の在り方は、被害の大きい発電所所在町とのリスクコミュニケーションを行わず官邸独自で決めて、被災者の意思を反映しないように企んだものなので、控訴人が双葉町原子力災害本部長拝命中は、違法なこれを認めたことはない。

4 野田総理のウソの悪影響

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」は、福島県、双葉町、大熊町と東京電力株式会社社長と結んでいた安全を確保するための協定の、第5条に定めてある福島県原子力安全確保技術連絡会で諮詢って了承を得ず、平成23年12月16日、野田総理は第一原発の事故収束宣言を唐突に発表した。双葉町災害対策本部長には、安全確保協定に基づく事前協議・相談・了解を経ないまま突然発表した。

これに驚いた双葉町災害対策本部長は平成24年3月7日、事故現場の重要免振棟に行き、応対した小森明生常務らに事故の収束を確認する検査にきたと告げると、小森常務は「事故は収束していません」と答えた、これで公認されていない政府原子力災害対策本部の、野田政府原子力災害対策本部長の事故収束宣言は無効だったことが証明された。政府原子力災害対策本部は、国民に対してウソをついたことは、全てがウソだと国民から判断されることは、それについて恐ろしい事件だ。

次頁に、東京電力株式会社が書いたスケジュールを示した。

(視察という名称は、東京電力株式会社が勝手に書いたもの。双葉町長は、現場の事実確認に行くので、現場が改ざんされるのを防ぐために、収束の検査という言葉は現場に着くまで使わなかったので、視察と書いたと思う。)

平成24年3月1日

Rev0

福島第一原子力発電所 ご視察スケジュール（案）

○ご視察の方：

作業着用

運転免許証持参

3月7日（水）

8：00頃 加須市発

（途中 昼食 ※Jヴィレッジ内で昼食場所のご提供は可能）

11：30 Jヴィレッジ着

11：30～12：00 Jヴィレッジにて着替え 【30分】

11：30～12：00 着替え【30分】

12：00 Jヴィレッジ発

12：40～14：10 福島第一原子力発電所 視察 【90分】

※カメラのお持込はご容赦いただいております

12：40～13：10 重要免震棟

13：10～14：10 構内施設（標準コース）

- 90分
- <ご視察ルート>（案）
- ①汚染水処理設備制御室
 - ②1～4号機外観確認
 - ③1～4号機海側設備
 - ④乾式キャスク保管庫
 - ⑤5・6号機緊急医療室
 - ⑥5・6号機海水設備
 - ⑦非常用ディーゼル発電機6台
 - ⑧夜ノ森線鉄塔倒壊現場
 - ⑨原子炉注水ポンプ、処理水貯蔵タンク
 - ⑩事務本館
- ※ご視察場所は別途ご相談させていただきます

15：10 Jヴィレッジ着

15：15～15：45 Jヴィレッジにてサービス+着替え 【30分】

15：45 Jヴィレッジ発

19：00頃 加須市着

以上

注：手書きしてあるのは、東京電力株式会社が書いたもの

したがって、双葉町災害対策本部では現在、事故の収束を確認していないが、後任の伊澤史朗町長は野田総理のウソに従って、町の一部を避難解除してしまった。

このウソによって、双葉町民の損害賠償請求に大きな悪影響を与えていたので、控訴審でウソを解決しなければならない。

5 裁判に至った理由と初期の思い

控訴人井戸川克隆は事故当初、原発事故がもたらした被害の広範さや深刻さ、被害の長期化、多様性等に鑑みると、双葉町災害対策本部長としてこの事故の対応は尋常ではないと感じ、なんでこんなに政府のウソが通るのだろうかという思いと、原子力行政に携わった者として政府のウソを確認する必要から、町長職を超えて裁判をやらざるを得なかったのが理由だった。

6 菅直人政府原子力災害対策本部長の独裁は不当

大幅に遅刻した避難指示、原子力災害対策特別措置法の下の原子力災害合同対策協議会へ発電所周辺自治体は参集しない、EPZ に定められていた 8～10 km 以内という距離に反する狭い避難エリアの設定、スピイディ情報を受け止めさせ、安定ヨウ素剤の予防服用を指示しなかったこと、20ミリシーベルトという加虐的数値で避難エリアを決めさせたこと等の被災住民の声を遮った独裁に、大きな疑念を抱いていた。控訴人（原告）は、菅直人政府原子力災害対策本部長の独裁から不当に強いられた被害、損害を立証し、原審の誤りを正さなければならぬと考えている。

7 福島第一原子力発電所の事故は想定外ではない

第一審原告井戸川克隆が主張したのは、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）を、平成 23 年 3 月 11 日時点の双葉町長という立場で、「ウソ」による、いわれのない被害に遭わされた損害の回復を主張したが、第一審判決には原告の主張が反映されておらず、控訴審において、主張を深める必要に迫られたので控訴することとした。

先ず、双葉町に報告していたウソの代表的なものを以下に示すと（再掲）

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計
その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない

安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

これは、平成21年7月（作成日）プルサーマル導入へ向けた福島県原子力安全確保技術連絡会で原子力安全・保安院が会議資料に示したものである。
「安全上重要な『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』機能が確保されるよう
設計」と明確に記していることについて、本件事故では、地震と津波により運転に必要な動力電源・操作電源の喪失で原子炉の暴走を①止められなかった。冷却用ポンプを動かすことができず、冷却用水の不足と相まって②冷やせなかった。格納容器の容量不足で③閉じ込められなかったために、原子炉が制御不能になり、原子炉等規制法に反して発電所周辺地域及び関東、東北地方一円に、計測器の上限を超える放射性物質を放出させてしまった。

要するに、安全上重要な機能は確保されていない設計の、福島第一原子力発電所だったのである。ここで、「津波対策をしても本件事故は避けることができなかった」と各地の裁判で判示されているが、本件発電所が安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」設計になっていれば、地震と津波に襲われても本件事故には至らなかっただのである。

かくして、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本太平洋沖大地震によって、福島県原子力安全確保技術連絡会会議に示した上図は虚偽の申告だったことが証明されたので、本件事故は原子力規制行政の失敗がもたらした人災なのである。

尚、①について解釈すると、原子力発電所が必要とする安全裕度の不備と、原子力安全委員会の指針27の電源喪失に対する設計上の誤りが、本件事故に繋がったと考えている。

②について、2011年10月23日に「東電安全対策後回し・原発もコスト重視」と、朝日新聞記事の朝刊に掲載されていた。その記事の内容は、「東京電力が福島第一原発の全電源喪失を防ぐため、2006年に1～6号機を電気ケーブルでつないで電源を融通し合う改良工事を検討しながら、技術的な障害を理由に見送っていたことが分かった。原子力工学の専門家らは『改良工事は可能だった。電源喪失は起きないとの過信から工事は必要ないと判断したのではないか』と指摘している。』」。このように、非常用電源を5・6号機から1～4号機までをループ化する構想を実施させなかつたために、1、2、3号機の冷却機能を制御できなかつたので、過酷事故に繋がった。

③について、本件事故直後、アメリカG・E社の元設計者がマークI型1、2、3号機の原子炉のキャパシティー（受容可能な体積）不足を語っていた。控訴人も2号機の格納容器（D/W）とサプレッション・チェンバー（S/C）の組み立て作業に関わった経験があるが、（S/C）の構造と大きさ、連結管の肉厚の薄さに疑問を持っていたが、やはり、この心配が本当になってしまった。G・E社はマークI型の原子炉を改良していたと聞いていた。F1（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の通称）の原子炉を改良したと報告されていなかったので、東京電力株式会社が「閉じ込める」機能のない欠陥原子炉を放置していたために、閉じ込めることができなかつたのである。

平成27年（ワ）福島被ばく損害賠償請求事件判決に欠落している原子力安全委員会の設計審査指針27を以下に示すと、

指針27. 電源喪失に対する設計上の考慮

長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない
非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用(常に稼働状態にしておくことなど)により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい

とされていたことから、内閣府原子力安全委員会の責任を見逃すことができない。

原子力安全委員会の審査指針で、電源喪失を考慮されていれば、発電所の社員たちが、外で被ばくしながら自家用車のバッテリーを集めて、操作電源盤につなぐ必要が無かったのである。

第一審判決には、このことが欠落しているので控訴する必要がある。

8 福島第一原発保安監査官事務所の責任

(1) 都筑保安検査官事務所長が提示してくれた資料より

第一審判決では、ことごとく、国の責任を否定しているが、責任を否定することは許されない。原子力安全・保安院には原子力の規制が集中しており、原子力発電所の最前線で四六時中監視・監理を行っていた福島第一原発保安監査官事務所の職員には給料を支払っていたので、存在を無き者にはできない。

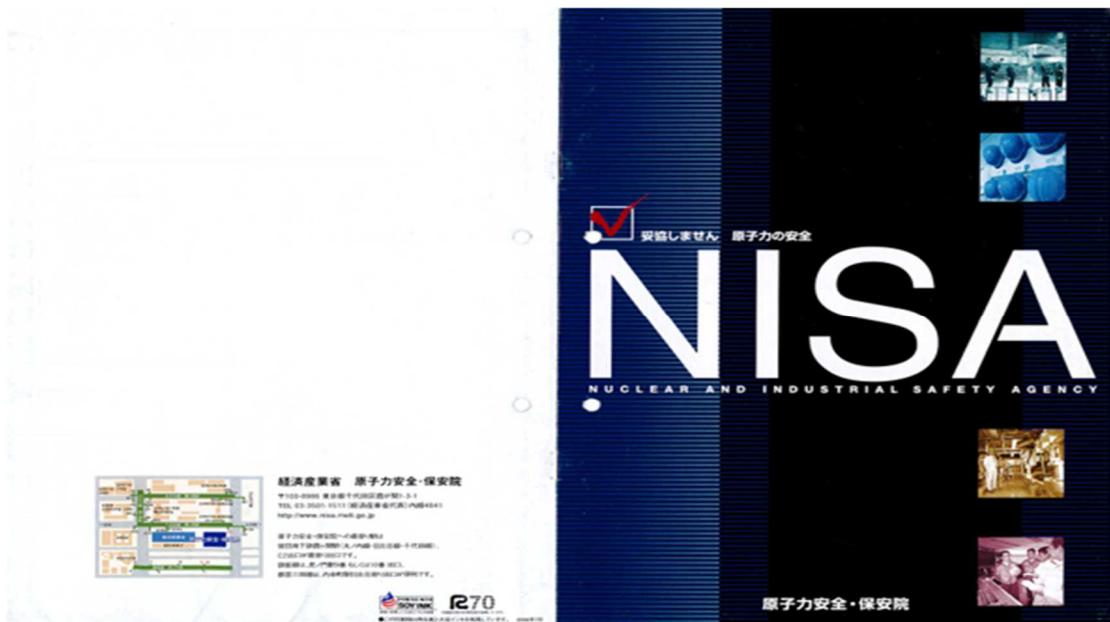
発電所から原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第十条通報が、保安監査官事務所に届けられたら行わなければならない約束事項に、木原原子力防災専門官が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に、防災訓練等で予め決めておいた参集要員へ、一斉召集装置を作動させ通報しなければならなかつたが、双葉町には通報が届けられていない。

オフサイトセンターでは発電機の燃料ポンプの故障で停電になっていたので、何もできなかつたと言いたいだろうが、12日午前3時には停電が回復したとされているので、木原原子力防災専門官は一斉召集装置を作動することができ

たはすだが、控訴人井戸川克隆が双葉町災害対策本部長でいる間に、福島第一原発保安監査官事務所から何も通報・連絡がないままになっていた。

福島第一原発保安監査官事務所は、本件事故当時の双葉町災害対策本部長並びに双葉町災害対策本部に対して、通報・連絡した文書、電磁的記録は全くないのもおかしい話で、本件事故対応の暗部を示している。

ここで、都筑福島第一原発保安監査官事務所長が、本件事故前に双葉町町長に示した資料を提示すると、(平成17年12月双葉町役場で受け取ったもの)



ということが示されていたので、この資料を双葉町役場（控訴人）が大切に保管していた。

上記の資料と、本件事故後の対応は正反対で、双葉町に対しウソをついたことになり、本件事故後の全てが虚偽であることがこれによって証明される。

(2) 都筑秀明原子力安全地域広報官資料紹介

以下は、双葉町長への説明資料としたものである。

<p>原子力安全・保安院 現地事務所の役割と業務概要</p> <p>平成17年12月19日 原子力安全地域広報官 都筑 秀明</p>	<p>現地事務所の業務概要</p> <ul style="list-style-type: none">■ 原子力保安業務の実施<ul style="list-style-type: none">・日常巡回業務の実施・保安検査業務の実施■ 原子力防災業務の実施■ 原子力安全広聴・広報業務の実施
<p>原子力安全における事業者と国の役割</p> <ul style="list-style-type: none">■ 事業者(電力)が一義的には原子力施設の安全を確保する。■ 国(原子力安全・保安院)は、その活動をチェックする。	<p>事業者が行う保安活動とは?</p> <ul style="list-style-type: none">■ 原子力施設・設備の維持・保全活動<ul style="list-style-type: none">・施設・設備の点検、機能確認、保修 など■ 原子力施設・設備の運転・管理活動<ul style="list-style-type: none">・施設・設備を安全な状態で運転、操作 など■ 以上の活動内容を「保安規定」としてルール化
<p>国が行うチェックとは?</p> <ul style="list-style-type: none">■ 事業者の保安活動を日常的に巡回<ul style="list-style-type: none">・安全に関連する計器の値を確認・施設・設備の保全状況を確認 など■ プロセス型検査■ 不適切な作業が行われていないか など	<p>日常巡回の概要(検査官の一日)(その1)</p> <p>9:00 朝会議(昨日までの状況、当日の業務内容の確認) </p> <p>10:00 事業者からの報告聴取 (昨日までの運転管理状況、トラブル等の状況) (チェックのポイント) <ul style="list-style-type: none">・保安規定を遵守しているか・運転上の制限を逸脱していないか・プラントの状態に異常はないか など  </p>
<p>日常巡回の概要(検査官の一日)(その2)</p> <p>10:30 中央操作制御室の巡回(計器等の確認、記録の確認) (チェックのポイント) <ul style="list-style-type: none">・計器の値が制限値内にあるか、異常な変化がないか (原子炉の圧力、水位、温度、主蒸気流量、放射線モニタなど)・警報表示盤の状態表示は適正か・定期自主検査の結果に異常がないか・不適切な作業が行われていないか など </p>	<p>日常巡回の概要(検査官の一日)(その3)</p> <p>13:30 現場巡回(施設・設備の健全性の確認) (チェックのポイント) <ul style="list-style-type: none">・床、機械設備が損傷していないか、その恐れはないか・作業者が管理区域内のルールを遵守しているか・SSI(整理、整頓、清掃、清潔)は維持されているか・漏れ、油漏れなどがないか・異常な振動、音が発生していないか・安全通路が確保されているか・作業が適切に行われているか など  </p>

日常巡視の概要(検査官の一日)(その4)

14:30 定例検査等の立ち会い
(チェックのポイント)

- ・機器の操作は、予め定められた手順どおり実施されているか
- ・所定の機器の性能は確保されているか
- ・作業者が管理区域内のルールを遵守しているか
- ・作業が適切に行われているかなど

日常巡視の概要(検査官の一日)(その5)

16:00 電力会社からの定期報告を受け、保安院に報告

16:30 事務所で業務の整理

16:50 一日の業務の報告

トラブル等の発生時の対応(例)

○トラブルの概要について聴取(状況の把握)
○トラブル発生の現場を確認(状況の把握)

○原因の究明と対策の検討を指示
○必要に応じて講じるべき措置を指示

○原因と対策の検討結果を聴取・評価
○必要に応じて講じるべき措置を指示
(チェックポイント)

- ・真正の根本的な原因が查明されているか
- ・根本原因に対応した適切な対策となっているか

品質保証の概要(その1)

【品質保証の要諦】

- 繙続的改善を行うことにより原子力安全の質を向上させることを確実にすること
- そのため、
 - ・責任と権限、業務手順などを明確化
 - ・文書化、記録の保持を義務化

品質保証の概要(その2)

■ 品質保証の8大原則

- 顧客重視
- リーダーシップ
- 人々の参画
- プロセスアプローチ
- マネジメントへのシステムアプローチ
- 継続的改善
- 意志決定への事実に基づくアプローチ
- 供給者との互恵関係

品質保証の概要(その3)

品質マネジメントシステムの継続的改善

保安検査の概要(その1)

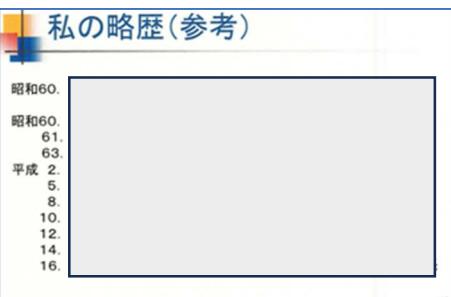
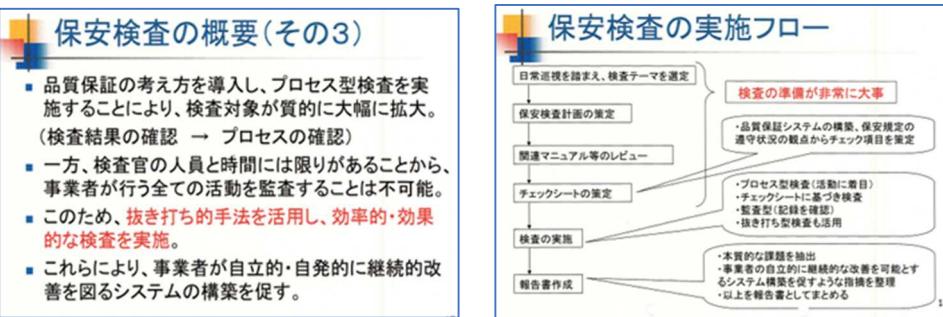
【保安検査の基本的考え方】

- 保安検査は、**保安規定の遵守状況**を確認するため、定期的(年4回、3週間／回)に実施(原子炉等規制法第37条ほか)
- 品質保証の導入の目的:
 - ・事業者の保安活動の適切性に重点を置き、自ら常に改善努力を行う仕組みを事業者に構築させることによって、原子力安全の達成を一層確実なものとすること
- 保安検査の方針:
 - ・事業者が保安活動におけるQMS(品質保証マネジメントシステム)の有効性を認識し、事業者自らが積極的にQMS構築に向けて取り組むよう促すこと

保安検査の概要(その2)

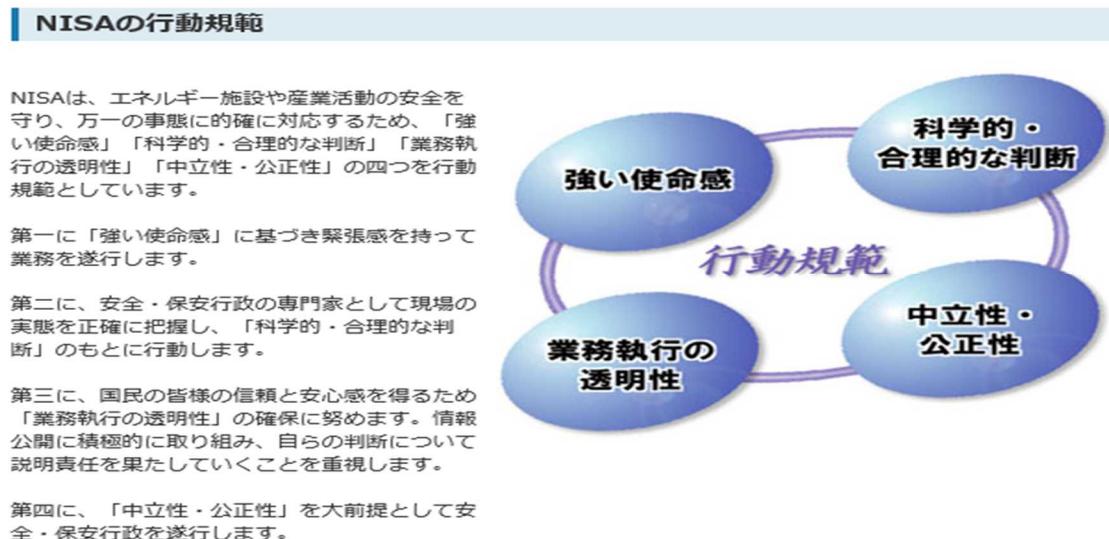
- 保安検査の方法は、原則プロセス型検査により実施する
- プロセス型検査とは?

事業者が実施する保安活動の「活動」に着目し、その活動に関する計画、実施、評価及び改善(PDCA)の一連の過程(プロセス)を確認することを通じて、品質保証上の問題がないか、保安規定を遵守しているかを確認する検査
- 検査テーマは、日常巡視で発見された課題等を選定する



これだけ、慎重に現場を管理していたのに事故を起こさせてしまった原因があるはずだが、原子力安全・保安院は責任逃れをしてしまった。それでも、この資料には双葉町長に対する説明責任と、本件事故に至った経緯の結果を報告する責任がまだ残っている。

以下は、後日手に入れたもの



上記の資料等から原子力安全・保安院のウソを列記すると

- ① 発電所から通報された事項について共有させなかった。
- ② オフサイトセンターへの参集の通報を行わなかった。
- ③ 原子力災害合同対策協議会へ参加させなかった。
- ④ 政府原子力災害現地対策本部が成立したのか確認させなかった。
- ⑤ 政府原子力災害現地対策本部長への委任の公示が届けられていない。
- ⑥ 政府原子力災害現地対策本部の構成員である双葉、浪江、大熊、富岡、楢葉、広野の6町が不参加なので、本部の機能が正式に整っていないために、本件事故後の全ての案件の合意・同意は成立していない。
- ⑦ 平成20年度政府原子力総合防災訓練、平成22年度福島県原子力防災訓練で確かめ合った事項、反省事項は殆ど実施していない。
- ⑧ 双葉町原子力災害対策本部として、原災法第二十三条に係る記録、会議録が存在しない事態に至ったのは、保安検査官事務所の不備、不作為によるもの。
- ⑨ 誰が、どこで、決めたのか不明確にしているが、原子力災害合同対策協議会に双葉町が参加させられなかることによる損害を考えると、将来の先が見通せないほど多岐にわたっている。

菅政権の独断専行で緊急時対応センター(ERC)とオフサイトセンター(OFC)の連携が図られなかしたこと、池田経産副大臣に対し菅総理は現地対策本部長として本部長の権限の一部を委任しなかったこと、初期対応としてEPZに決められていた8～10km以内の住民の避難エリアを、EPZに反し3kmという狭い範囲の避難指示を出したことで、1号機のベントによる強烈な被ばくを双葉町民たちが強いられてしまったこと、発電所の危急の事故の推移を知ることができなかっこと、緊急時環境放射線モニタリングの実行動と記録を確認できなかっこと、住民生活安全班の動きを知ることができなかっこと、初期被ばく医療を実施しなかったこと、応急対応方針決定会議に双葉町災害対策本部が参加させられなかっこと、福島県原子力現地対策本部会議の不開催を知らなかっこと等々、合同対策協議会に参加していれば危機を知り、防ぐことができた被ばく被害を含む多くの被害、損害を発生させられた。

⑩ 緊急時対応センター（ERC）が素人政治家の菅政権に事故対応を預けたことは、過去の防災訓練等で約束していた任務の懈怠であり、違法な組織が作られる原因となった。

この後につながるものとして、原告準備書面第39号等に原子力安全・保安院の不当な評価を示してある。第一審では原子力安全・保安院の責任を認めていないので、控訴せざるを得なかった。

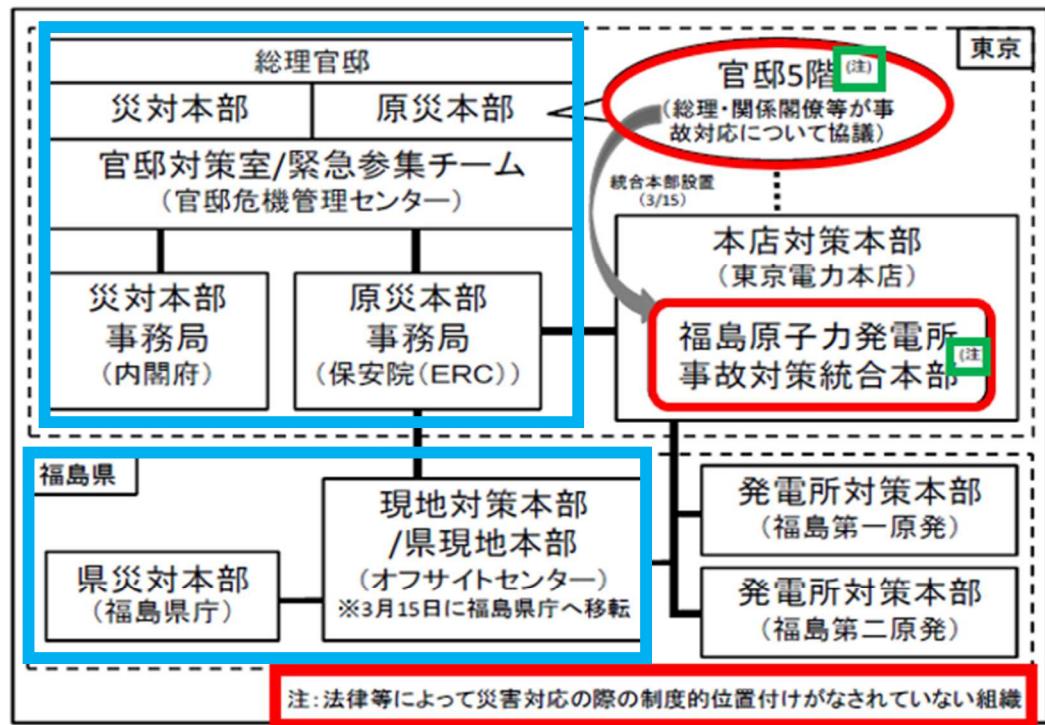
第4 控訴に至った理由

1 違法な本件事故対応体制

下記図は、政府事故調（中間報告）55頁に記載されているもので、右側の赤で囲ってあるところが法律に定められていない違法な組織と注釈されている。

青で囲ってあるところが原子力災害対策特別措置法に定められている組織図、本件事故発生後には、最初から現在まで違法・無法状態になっているので、控訴人の主張を否定できる者は、この世には存在しない。

図III-1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3月15日以前）



上記の法外な行為を原子力安全・保安院は承知している。原告もまた認識できる。←
原告準備書面第39号を垣間見れば、保安院に定められていた責務を総務省行政評価局が、重点的に注意喚起をしていたことを、詳細に記しているのでご参照いただきたい。←

上記図は、本件事故について誤った歴史（内乱、不作為、偽り等の塊）を後世に残すことになり、国家の大きな負債になってしまう恐れがあるので、法律に基づいた事故対応に戻さなければならない。

この違法な体制を双葉町災害対策本部長は認めていない。第一審判決では、上記に示したように原災法に基づかない違法で、発電所周辺自治体の双葉町災害対策本部長が参加しない所で決めたとされる、被告国の証拠の一部（甲ハ116、乙ニ51等、乙ニ52、乙ニ53、乙ニ70等、乙ニ71等、乙ニ73等、乙ニ76等）等について、双葉町として公文書受付を行っていないために、事実と認めることができないので、証拠とは認められない。

2 東京電力のウソの反省と、驕りが本件事故に繋がった

「信頼回復に向けた4年間の道のり」平成18年8月28日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で勝俣社長の出席の下で行った職場大会で、以下の【4つの約束】を、双葉町長、大熊町長同席の下で宣言した。

◆再発防止と信頼の回復 ~「しない風土」「させない仕組み」の構築

【第1の約束】情報公開と透明性の確保

- ・発電所地域情報会議への参加と当社の情報公開の考え方を決定
- ・原子力安全・品質保証会議の設置 等

【第2の約束】業務の的確な遂行に向けた環境整備

- ・法令上、倫理上の悩みを相談できる窓口を設置
- ・不適合管理委員会による不適合事例の審議
- ・規程・マニュアルの総点検 ・組織改編 等

【第3の約束】原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革

- ・原子力部門の品質保証体制の整備
- ・社内コミュニケーションの活性化
- ・原子力部門と他部門との人材交流 等

【第4の約束】企業倫理遵守の徹底

- ・企業倫理遵守の徹底に向けた体制の整備
- ・企業倫理委員会の設置
- ・企業倫理遵守に関する行動基準の作成 等

 東京電力
8.29福一維新

3

平成18年8月28日東京電力株式会社福島第一原子力発電所で、双葉・大熊町長の参席の下で、勝俣社長が誓った「信頼回復に向けた4年間の道のり」の約束がありながら、平成20年9月10日に、第一原発の第二応接室で小森明生所長参加の下で秘密会議を行ったことは、双葉町、大熊町に対する安全確保協定違反となる許しがたい事案で、経営者たちによって本件事故につなげた人災であることは間違いない。

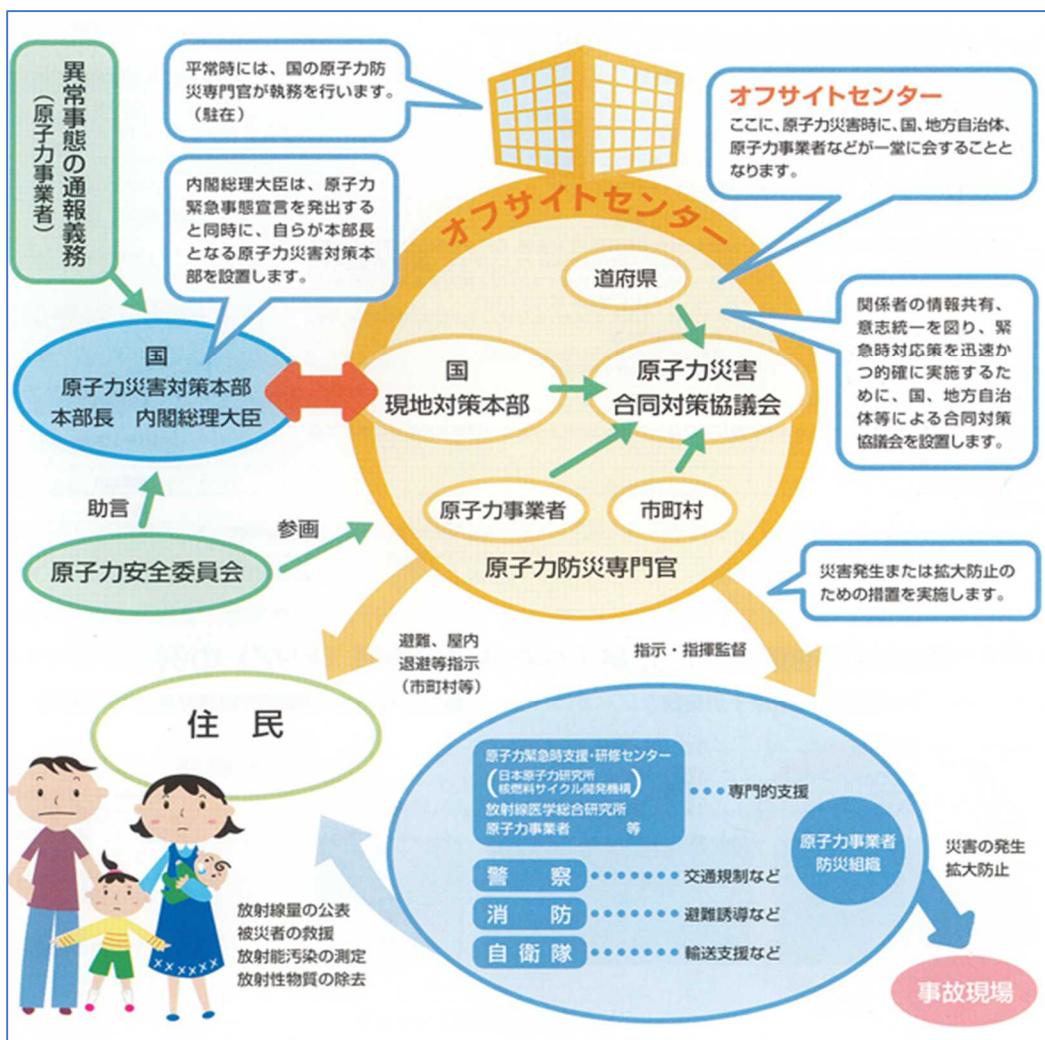
このときには、すでに津波対策を行わない工作をしていて、双葉町には、東電設計が東京電力に報告したという15.7mの大きさの津波のことは知らされていなかった。

平成20年9月10日の福島第一原子力発電所の秘密会議では、津波対策は「不可避」という結論を得ていたという刑事裁判の証拠を、控訴人は所持している。

3 約束されていた事故時の体制

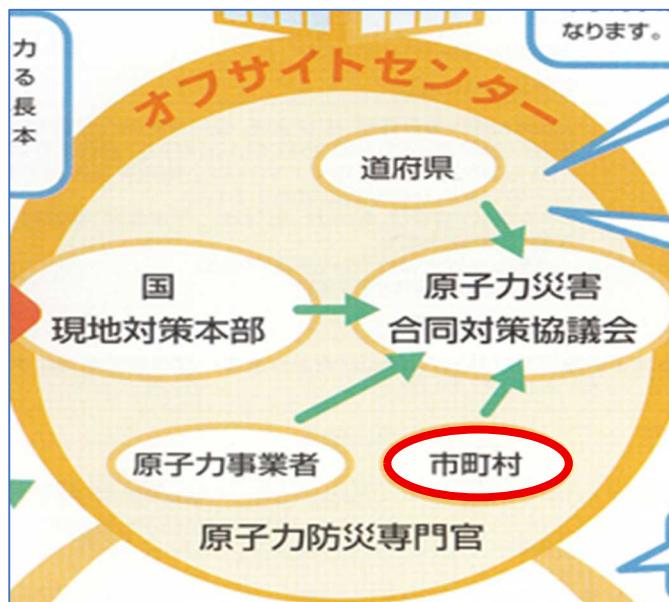
正当事者（市町村）と反当事者（政府原子力災害対策本部）

以下の図は、原発事故時に約束されていた原子力災害合同対策協議会の全体図を記した。（文部科学省資料）



上図で注目するのは、菅直人政府原子力災害対策本部長は、事故対応の中心にはいないで、国現地対策本部が中心で事故対応に当たっている。

以下の図は前頁拡大図、事故対応の中心の当事者を強調



本件事故では、発電所所在の双葉町がこの中心から排除されているが、だれが双葉町を排除したのか誰からも、どこからも説明がないままにされているが、菅直人政府原子力災害対策本部長は独裁をふるい、国民の生命、身体及び財産を保護する義務を放り投げて、被控訴人の東京電力ホールディングス株式会社の生命・存続に本部長の立場を乱用した。

菅直人本部長は法の乱用・逸脱を行ったので、原子力災害対策特別措置法上の使命を果たしていない。

第一審判決では、違法に市町村を排除していることを肯定して、控訴人の本件事故対応への参席を否定していることは、事故時の為に準備していた防災訓練で約束していたことを、実施しなかった政府災害対策本部長の裏切りを認めたことになるので、控訴審において、この裏切りを主張する。

4 原子炉等規制法に違反した被ばく問題

第一審では、平成23年3月11日16時以降に、控訴人らが被らされた双葉町内の放射能汚染の実数を確定せず、これを控訴人らと共有しないで、推計・推定という架空の文脈で、控訴人の被ばく量を推定していたが、控訴人の同意を得ていない不当な暴論で、言いがかりであることを主張しておく。

控訴人は従来から現場の事実に基づき、測量し、設計し、施工することを主務とする職場人間であったために、現場で実測し、実数を基本として生業を行ってきた経験から、虚数或いは作文で成果としたことを許すことができない。

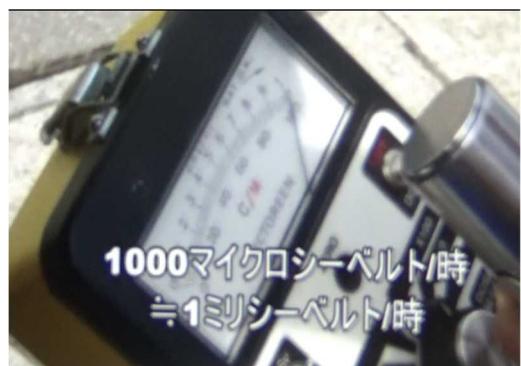
控訴人の被ばく障害が明らかなのは、呼吸器の違和感と鼻血である。鼻血のサンプルはコピー用紙の箱に3箱くらい収納している。鼻血を自分から出そうとしても出すことは無理で、決してできるものではない。

被ばく問題は原発事故の随伴事象であり、原発事故の全体をいうのではないのに、医学者たちの集まりの低線量ワーキンググループ会議や国際機関等を表に出して、事故の規模を矮小化させているが、それは問題の筋を違えている。

第一審で国際機関という者たちの作文を基にして、控訴人の被ばく実態と被ばく傷害を否定したが、いずれも本件事故で被ばくを実体験していない者たちが、現場と相違のある作文を語っていることを判示しているだけである。

控訴人が直接被ばく量を確認したのは、平成23年3月12日15時40分頃、1号機の爆発物を被った際、ヘルスケアふたばの1階ホールで、控訴人が双葉町役場から持ち出したシンチュレーション・サーベイメータで計測しようとしたが、針が瞬間に振り切れてしまい計測できなかった。この計測器の計測上限は30マイクロシーベルトまでだったので、30マイクロシーベルトを超えた被ばくだったことは確認している。この30マイクロシーベルトは事故前の平均値0.05マイクロシーベルトと比べると、600倍は許容される限界を大きく超えた数値になっていた。

翌、3月13日午前10時半ころ、同所の双葉厚生病院わきの屋外で、JVJA(日本ビジュアル・ジャーナリスト協会)の方々が1000マイクロシーベルトまで測れる計測器で計測したら、針が振り切れて1000マイクロシーベルトを超えていたことを以下の写真で記録している。



本件事故前には、控訴人は、毎年福島県原子力センターから報告されていた環境放射線モニタリング結果を受け取っていた関係から、その記録を見ていたので、その値は0.04～0.06マイクロシーベルト/時間ということは認識していた。被害量を比べるのには、被害前の状態と被害後の状態に変化があれば、その変化量が被害量になることは常識とされている。

本件事故前の平均値0.05マイクロシーベルト/時間と1000マイクロシーベルト/時間（仮定した数値で上限は未知数）と比べると、20,000倍の差がある。通常時の2万倍（上限は未知数）の高さの被ばく被害に遭ってしまったのである。

しかし、第一審では、控訴人の被ばく障害を実測に基づかない空理・空論を、国際機関にことよせて、被ばく傷害を否定する誤った判示をしてしまった。

第一審では、原告の被ばく被害は認められないと判示されたが、現場で控訴人らと共に直接被ばくをしていない者に、原告らの当時の惨状を判断できるはずがないと考えている。

被告らが双葉町民たちの放射線障害を否定するのには、平成25年9月6日低レベル放射線曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査プロジェクトによる「低レベル放射線曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査一調査対象地域3町での比較と双葉町住民内での比較」の全部を読解しなければならない。

第一審では、被控訴人らが示す国際機関らの推計や推定を多用しているが、上記の事故後の実体を調べた疫学調査の資料と、控訴人がこれから示すことにしている1953年日本学術振興会刊「原子爆弾災害調査報告集」（第一分冊、第二分冊）から、控訴審で国際機関らの実証のない推計・推定の主張の無効を立証することにしている。

5 賠償問題

本件事故に至った真因から考えれば、事故の被害者を排除して、加害者らの優位になるよう巧まれたシナリオに基づく中間指針は、公平ではなく、しかも、違法な20ミリシーベルトという数値を使い、被害のボリュームを20分の1に減額するというごまかしをしている。そのうえ、債権者である被災者とは中

間指針作成段階から隔絶された状況にあって、中間指針は合意形成のプロセスを経ていない。

控訴人が悪質と考えているのは、地方自治体が被災者・債権者から委任の手続きを踏まず、個人の債権の交渉をしてしまったこともある。控訴人（原告）は、中間指針受け入れに関して双葉地方町村会において、賠償問題を双葉郡として取り組むよう提案して、双葉郡の町村長会議、副町村長会議、総務課長会議で、中間指針について協議をさせていた。この会議を纏めるにあたって、政府が説明した中間指針は、最低価格とし上限を設けないことを纏めている。このような経過を経て、双葉町長を辞しているので控訴人は、中間指針を認めていなかった。

炉規法に違反した 20 ミリシーベルトという数値で作られた中間指針は、法に倣って、1 ミリシーベルトにすれば、20 分の 19 が未払い状態になっている勘定である。

原審判決で、中間指針に依拠して示された金額の算定基礎は、正式な 1 ミリシーベルトだと中間指針は 20 分の 1 以下なので、正確に算定すると 20 分の 19 プラス α で、騙されて人生の進路が壊された損害を含めると、原告請求額の 7 億 5560 万 5611 円が妥当だと考えている。

日本弁護士連合会によれば

「福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の実態に関する調査・評価・結果の公表の実施及び中間指針等の改定を改めて求める会長声明」の中から、本意見書について日本弁護士連合会は、2019 年 7 月 19 日付けで『東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針等の改定等を求める意見書』を取りまとめ、同年 7 月 22 日付けで文部科学大臣、原子力損害賠償紛争審査会委員および原子力損害賠償紛争解決センター原子力損害賠償紛争和解仲介室長宛てに提出しました。」ということであり、第一審で原告が主張した損害賠償額を、実害を経験していない第三者が疎外できるものではないことを証明している。

(本文: 東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針等の改定等を求める意見書)

《以下に本文3頁一部掲載》

2 中間指針等の見直しの必要性 中間指針等は「当事者による自主的な解決に資する」ための指針であり、そこには、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」と明記されている。それゆえ、中間指針等の存在が合意形成の支（2014年8月4日付け「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」浪江原発訴訟弁護団ホームページ参照 2019年5月21日付河北新報）障となっている現状を、中間指針等自身を見直すことによって打開することは、中間指針等の性格上当然行うべきことである。

よって、上記文を基に、事実を述べるために控訴することにした。

紛争審査会の委員たちは、初めての本件事故に係る被害の実態を誰に、どこで、いつ調査したのか、誰がどの理由で審査会の委員を選考したのかなどの選考基準を公開したのか又、利害関係者らの意見陳述をどれだけ受けたのか、委員たちの中に原子力産業との利益相反関係者は入っていなかったのか、委員選考に際し公正・中立な立場を履歴された方がいたのか、専門家という方には地方自治の実務者がいたのか等の実名と履歴が公開されて、被災者の代弁者となる委員構成が必要だった。

問題なのは、わが国で初めての事故に際し、委員たちが実態調査をして審議原稿を作るのではなく、誰かが作る会議資料を事実に基づいたものなのか、被災者には不利益になるような利益相反関係者の強い意向が働いていないのかについて、公開し、公論を求めたのかが不明確な中間指針で、被災者の私権と内心の自由を脅かすことはあってはならない。

ここに、第20回原子力損害賠償紛争審査会議事録の出席委員は、能見会長、大塚委員、鎌田委員、草間委員、田中委員、野村委員となっており、文部科学省からは、平野文部科学大臣、奥村文部科学副大臣、神本文部科学大臣政務官、森口文部科学事務次官、藤木文部科学審議官、戸谷研究開発局長、前川大臣官房長、加藤原子力損害賠償対策室長、篠崎原子力損害賠償対策室総括次長、田口原子力損害賠償対策室次長の名前が載っており、説明者として松永内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官の出席が記されている。

会議の冒頭で能見会長が、「それでは、早速本日の議題に入りたいと思います。まず、警戒区域・避難区域の見直しの基本的な考え方というのが、昨年12月26日に原子力災害対策本部より決定されました。そこで、これを受けて、内閣府の原子力被災者生活支援チームから、この説明をお願いしたいと思います。

それでは、お願ひいたします。」

【松永参事官】 原子力被災者支援チームの松永です。・・・と説明が続くが、以降については、控訴審で述べることにする。

6 控訴人が特に述べたいこと

先ず、日本国民を奈落の底へ引きずり落とした者たちは、恥を知れ。原子力行政を主導した者たちは、公務から即刻去れ。善良な国民に虚偽と任務懈怠によって、苦役を与えるのは公務員ではなく犯罪者だと。

原子力政策の頂点において、安全規制の主務を担ってきたのは、文部科学省、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構及び内閣府原子力安全委員会らである。24時間365日発電所の現場で安全の監理・監視、検査をしてきた原子力安全・保安院は、東電が津波問題の「対策をしない対応を発電所周辺自治体及び住民に隠していたこと」を知りながら、発電所の運転停止を求めなかつたことが事故に繋がった。これを原子力安全・保安院は双葉町に隠していたので、控訴人（原告）は、ウソがもたらした東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）を許すことができないために控訴している。

本件事故を受けて感じることは、政府の高官が現場で双葉町原子力災害対策本部長と事故について談義をしたことが無いことを裏返すと、本件事故発生以来、事故前の約束、実績を隠ぺいし、「自分たちに責任の矛先が向かないようにする対策」に励むために、過去に遡り、覆されることを恐れて双葉町原子力災害対策本部長との本件事故発生後の対応について協議を拒んだものと捉えている。

原子力規制行政の失態、過誤欠落をあらわにし、勝手に壊した原発から計測不能な放射性物質を放出しておきながら、被ばくの影響がないと言いふらす当外の学者、医学者及び国際機関ら利益相反関係者は、実際に現場で本件の被ばくをしていない。このような者を多用して、被ばく被害が無いと言いふらさせて世論を騙しているこのとの裏返しは、本件事故で東日本を放射性物質の放出で汚染させた実態を隠ぺいする必要があることを逆に立証している。

控訴人は、津波対策に限った主張をしているのではなく、双葉町原子力災害対策計画を中心として、事故対応として準備・訓練していた発電所立地町の責務と権利を主題として「**行わなければならぬ責務**」、「**させられてはならない被害・損害**」の完全回復を求めているのである。

本件事故を惹起させた原因は、発電所周辺自治体及び住民に対し被控訴人国（被告ら）が、常に何があっても発電所の運転を「止める」、そして核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」と語ってきたことが全く役に立たないまま、地震と津波という自然現象に適わず発電所を壊し、発電所周辺自治体及び住民の自治、生業、学業等の地域の社会秩序の全てを無限に破壊するという、原子力発電所の安全の規制の主務にあたる者たちの事故予防の無策によって、無垢の住民たちを巻き添えにしてしまった犯罪である。

本件事故を直視すると、そもそも立地審査が万全でなかったことが主因だが、設計の段階で東北電力女川原子力発電所のように、敷地の地盤高を貞観地震にならって引き上げておけば、本件事故のような過酷事故とはならなかつた。

本件事故の主体者の東京電力は、東京人の感覚が現場の実情を把握できなかつたという真に稚拙な考へで、原子力発電所の本質を理解することができなかつたことが引き起こしたもので、決して「想定外」という愚かなウソで済まされるものではない。

現実を想定する能力の欠如が本件事故に至つたのである。

【更に悪質で許せないのは、本件事故後、発電所立地の自治体の住民に対し、様々なウソと偽装で事故による被害・損害の実害を隠したことが「詐称」でサギに当たると考えている。

大辞泉のサギとは、1. 他人を騙して、金品を奪ったり損害を与えたりすること。2. 他人を欺く行為。日本語大辞典では、①故意にウソを言って他人を騙し損をさせること。また、その人。法律では人を騙して錯誤に陥れる行為を言い、民法上では、これによつてした意思表示を取り消すことができる。刑法上では、詐欺罪になり、10年以下の懲役に処せられる。いかさま。ペテン。欺罔。】と記されていることを最重要問題にしなければならない。以上のことから、債権者（一般的な呼称）は被災住民及び騙された国民で、ウソで加害行為を隠そうとしている被控訴人ら及びその協力者らを、債務者（一般的な呼称）と位置付けることにする。

又、本件事故の当事者は被災住民らと、原子力産業を規制した者及び規制された電気事業者で、部外者に分類されなければならないのは、論文をコピーした大学教授、自称専門家、国際機関、マスコミなどは、法に定めのない部外者と位置付け、整理しておかなければならぬ。

平成22年度 福島県原子力安全確保技術連絡会会議に原子力安全・保安院が提出した資料（下記資料）によれば、「大きな地震があつても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない、『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』機能が確保されるように設計」と記されていたが、本件事故では3つの機能を超えた規模の過酷事故に至ったのは、高度な安全設計に基づく運転監理を行つていると、虚偽申告だったことを本件事故が立証している。

■ 原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない

安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

4

上記の資料（再掲）は、福島県原子力安全確保技術連会に出席した全員らが、それぞれの組織の上司に復命したのだから、無数の人に約束したことになる。したがって、本件事故は虚偽の申告によるもので、騙し討ちという犯罪になる。

国民はなぜ裁判で負け続けるのか？

さて、国民と原子力産業の力関係から裁判を考えると、人口比では国民を約1億1千万人、原子力産業人口を約100万人と推定すると、原子力産業利権者は国民の1パーセントにすぎないので、99パーセントの1億900万人の国民が裁判で負けているのは、公正な判示とは到底思えない。

過去の原子力発電所の運転差し止め裁判で、運転を差し止めた裁判例は、2006年金沢地裁判決のみで、最高裁で勝訴した例は1件もない。しかし、2011年東京電力福島第一原子力発電所は、止める、冷やす、閉じ込めることができず、周辺住民が有史以来生活を続けてきた地域社会の秩序が壊されてしまい、過大な放射性物質の放出によって、被ばくさせられながら避難を強いられた事件が発生した。

これまで、過酷事故発生の危険性を訴えてきた国民は、原子力発電所は事故を起こすから危険だと主張してきたことは、訴えた国民の考え方が真っ当だったことが証明された。

しかば、これまでの裁判で、事故発生を否定し続けてきた裁判官たちは、誤った判決を繰り返してきたのだから、運転差し止めを求めてきた国民の方が正しかったので、間違った判示によって損害を被った原告たちに、謝罪と名誉回復、更に費用の弁済の清算を遡ってされなければならないと考えている。

間違った判示によって生じた、原発事故は人災である

原発事故は人災である

- ・原発の運転を 3月 7 日に止めていれば過酷事故は防げた。
- ・SBO対策とB.5.b対策を完全に実行していれば過酷事故は防げた。
- ・平成 20 年 9 月 10 日の会議をオープンにすれば事故は防げた。
- ・東電設計が報告した15.7mの波高を原告に報告すれば、発電所の運転を止めさせていた。
- ・長期評価を素直に受け入れていれば、事故は防げた。
- ・双葉町の広報誌「エネルギーのまちふたば」のとおりであれば、原発事故は防げた。
- ・被告東電が、**津波対策をやらない対策をしたから天罰に遭った。**

※国会事故調の 548~574 頁に、5. 4 規制当局の組織的問題に始まり、5. 4. 1 から 5. 4. 10 まで問題を指摘されている。

7 証人尋問

原審で実施されなかった二人の証人尋問を行いたい。その二人というのは、菅直人氏と小森明生氏の二人で、菅直人氏は平成 23 年 3 月 11 日に内閣総理大臣として、原子力災害対策特別措置法第 15 条通報を海江田万里経産大臣から受け取り、政府原子力災害対策本部長として「緊急事態宣言」を発出したことから事故対応が始まったので、その顛末を伺いたい。もう一人の証人は、控訴人が双葉町長の時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所所長として頻繁に役場を訪れていた時のこと、安全確保協定と本件事故との因果関係及び、平成 20 年 9 月に第一原子力発電所第二応接室で行われた秘密会議の内容と、その顛末について是非伺いたい。

8 原子力安全・保安院は何をしていたのか

原子力安全・保安院は本件事故に至らせないために何を行ったのか、具体的な説明が原審では語られていないので、控訴審において明らかにしていただきたい。

具体的に言うと、2002年から津波について電気事業者らと協議されていたようだが、わが国の原子力発電所で一番津波に弱いのは、福島第一原子力発電所と島根原子力発電所と認識されていたことは、電事連の資料で説明されていた。

以下は、2000年2月24日に電事連役員会議室で開かれた第316回総合部会で、重要な報告があった。検察官役の指定弁護士、石田省三郎弁護士が、電気事業連合会の議事録をもとに明らかにした。

【津波予測の精度は倍半分（2倍の誤差がありうる）と専門家が指摘していたのを受けて、通商産業省は、シミュレーション結果の2倍の津波が原発に到達したとき、原発がどんな被害を受けるか、その対策として何が考えられるかを提示するよう電力会社に要請していた。電事連がとりまとめたその結果が示されたのだ。

福島第一は、1.2倍（5.9～6.2m）の水位で、「X（影響あり）」「海水ポンプモーター浸水」と書かれていた。1.2倍で「X」になるのは、福島第一と島根しかないことも報告された（表）。福島第一は、全国で最も津波に余裕がない原発だとこの時点でわかっていたのだ。約半分の28基は、想定の倍の津波高さでも影響がないほど安全余裕があることも示されていた。

電事連の部会（平成12〈2000〉年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1～3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1～6号	×	×	×	1、2:× その他:○	×	×
福島第二1～4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1～7号	○	○	1～4:× 5～7:○	○	1～3:× 4～7:○	×
浜岡1～5号	○	×	×	○	○	○
美浜1～3号	○	○	×	○	○	○
高浜1～4号	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○	1、2:× 3、4:○
大飯1～4号	○	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○
島根1、2号	×	×	×	×	×	×
伊方1～3号	○	×	×	1、2:○ 3:×	×	×
川内1、2号※1	○(○)	○(○)	○(×)	○(×)	○(×)	○(×)
玄海1～4号※2	○	○	1:× その他:○	○	1:× その他:○	×
東海第二	○	×	×	×	×	×
敦賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
大間	○	○	○	○	○	○
もんじゅ	○	○	○	○	×	×

表1.2.1-1

○:影響なし ×:影響あり ※1:津波水位評価に用いる活断層は、設置許可申請書ベースと文献断層のものとした（かっこ内は文献断層） ※2:簡易評価結果

«上記は刑事裁判傍聴記より転載したもの»

上記の表のように評価されていた福島第一原子力発電所を所管していた原子力安全・保安院はどこで、安全を確認していたのか、控訴審で質すこととしている。原審が、国には本件事故の責任がないと主張する証拠を、控訴人に示さなければならない。

第2章 原告らの保護に関する判断の誤り

第1 原告の保護に関すること

1 原審判決の概要

原審判決の隅々まで、原告が主張したことは反映されておらず、被告らの証拠を多用しており、原告はあり得ない判決に強い恐怖を感じている。

殊更に、原告の被ばく障害については、司直による現場検証をしていないのにかかわらず、原告が初めて体験した肉体の病変を、初期被ばく診療が施されないまま、国際機関の UNSCEAR 等が推定、推計という言葉を多用して、原告の被ばく病変を問診・触診をせずに否定していることは、事実に基づかない作文で原告本人の名誉を著しく侵害している。

作文を引用した裁判官の判示は信用できないと公言していることになる。原告の主張は、実際の証拠に基づくもので、唯一無二のもので、作文は使っていない。

更に、本件事故の真相は、被告東電が発電所所在町の行政の管轄下に在りながら、双葉町にウソの報告・申告、或いは虚偽による騙しを行っていたから、事故を招いたもので想定外という言い訳は、犯罪に通じるものである。

ウソで隠蔽せずに事故前の約束を守っていれば、簡単に防げた事故なのに、悪いのは原子力発電所の規制の最前線の福島第一原子力保安検査官らが、規制を懈怠して津波対策を実施させなかつたことと合わせて、平成23年3月7日の時点で、発電所の運転を停止させれば冷温停止状態になり、本件のような過酷事故は防げたのである。

原審判決では、原告が本件事故に至らない方法論を主張したが、判決には採用されていない。

原告の陳述書、準備書面には、事実に基づく事故に至ってしまった過誤過失、規制の怠慢等の多くを主張していたが、いずれも採用されていない。

当該判決の随所では、被告に偏りすぎていて、原告が保護されていない、とても公正な判示とは思えない酷いものである。

特に主張しておきたいのは、本件事故において「両罰規定」に基づき、被告東電が本件事故を防ぐために必要な措置を果たしたと立証していないことに注目している。

2 踏みにじられた「双葉町原子力災害対策計画」

本件事故発生直後から、政府災害対策本部は意識して、原告が主催する双葉町の原子力災害対策計画の実施を阻んでいた。その理由は詳らかにされていないが、明らかにこの計画が示す、平成23年3月時点の原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等が存在するので、違法な事故対応を行うためには双葉町災害対策本部長（事故時）の存在が邪魔だったのだろうと睨んでいる。

本書において名誉回復の為に双葉町原子力災害対策計画の全部を以下に示す

「双葉町地域防災計画 第5章 部門別地域防災計画 原子力災害対策計画（平成13年修正）を転記しながら、原告が責任を果たすことができなかつた箇所について解説をしていく。」

第1 総 則（1ページ）

1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、福島県（以下「県」という。）及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民及び観光客等の一時滞在者（以下「町民」という。）の安全を図ることを目的とする。

※敢えて、ここに双葉町原子力災害対策計画を記述したのは、本計画の内容と、本件事故後の政府原子力災害対策本部の対応に大きく隔たりが生じ、事故の不利益な情報を共有することが阻まれ、双葉町民の「生命、身体及び財産を保護」することができなかった。

本計画書との大きな違いは、発電所周辺自治体及び住民に対し、計画に無い事故原因者で加害者らが法を排し、違法の限りを尽くし事故によって生じた不利益を被災者に押し付けていることを、政府原子力災害対策本部が行っていることである。

その証拠は、内閣府原子力被災者生活支援チームという本計画のどこにもない組織を、政府原子力災害対策本部が作り、被害者の権利侵害に当たる 20 ミリシーベルトという、炉規法並びに本計画書に反する基準を作り、更に、これを賠償基準の基になる中間指針や避難解除に迫るという悪質な行為を行っている。又、法外というのは避難計画が有るが、「避難生活計画」の無い避難を政府原子力災害対策本部がさせて、被災者に限りない苦役を与えていていることである。

本件事故後の政府の対応には、災対法と原災法の基本にある「住民の生命、身体、および財産を守る」ことには、程遠いものだった。原告は両法を守ろうとしたが、事故情報すなわち「命の情報」が双葉町の災害対策本部には届くことがなかったので、事象が発生するまで知ることができなかつたために、多くの町民を被ばくさせてしまった。

事故情報は、この計画書が示すようにオフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場で知るようになっていたが、この会議へ参集させられなかつたので、すべてが事後の事象によって、町単独の判断で行動せざるを得なかつた。(以降、※印は、原告の判断、意見、評価等を示すもの)

2. 計画の性格

(1) 双葉町地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、双葉町防災会議が作成する「双葉町地域防災計画」の「部門別地域防災計画・原子力災害対策計画」として定めたものであり、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の原子力災害対策編に基づいて作成したものである。

なお、専門的・技術的事項については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

※事故後にこの計画を判断すると本件事故発生直後から政府原子力災害対策本部は、双葉町災害対策本部長の承認を得ることなく上記の全部を滅却させたために、全て実際に全部を行っていない。

3. 原子力災害対策の特殊性

原子力災害は、自然災害に比し、放射線による被ばくが五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処できるためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、町民に対する放射線等に関する知識の普及、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急活動を実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

※本件事故発生時においてどうだったのか、原子力災害の特殊性を踏まえて、緊急時に迅速かつ的確な応急活動できるように、平成22年度福島県防災訓練を関係者総勢約3000人で避難に対する訓練を実施していた。しかし、この訓練の実績を政府原子力災害対策本部は不当にも無いものにして、発電所周辺自治体及び住民に大きな混乱を与えたのである。

4. 防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の設置状況は、資料1-4-1のとおりである。

本町において、町民への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（以下「重点地域」）の範囲を定めるにあたっては防災指針において「防災対策を重点的に充実

すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」として示されている原子力発電所から半径 8～10 kmを基準とし、行政区画、自然的・社会的周辺状況を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。（福島原発事故以降 PAZ 半径 5 km、UPZ 半径 30 km）

※本件事故発生後には、原災法第 10 条通報（15 時 42 分）が発報されてから EPZ の半径 8～10 km の避難の指示はなかった。原災法第 15 条（16 時 36 分）が発報されてからも指示はなかった。緊急事態宣言発令（19 時 03 分）されても、避難指示はなかった。又、第 15 条通報から 2 時間半も遅い緊急事態の宣言は考えたことがなかった。これを見かねて福島県が（20 時 50 分）半径 2 km 以内の住民に避難を指示した。官邸が（21 時 23 分）3 km 以内の住民に避難指示発令（3～10 km 以内の屋内退避）。12 日（午前 5 時 44 分）官邸が 10 km 以内の住民に避難指示、官邸が（18 時 25 分）20 km 以内の避難指示（30 km 以内の屋内退避）。

この時、官邸はウソについていた、3月 11 日 17 時に官邸から防衛相に届いた FAX には「福島第 1 原発放射のうもれ From 官邸」と書かれていた。菅政権は国民にウソについていたのである。

5. 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、双葉町地域防災計画第 1 章 5 節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次の通りとする。各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成しておくものとする。

（1）町

事務 又は 業務
1. 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2. 通信連絡網の整備に関すること。

3. 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材、資料の整備に関すること。
4. 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5. 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6. 県の緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関するこ
と。
7. 町民の退避、避難及び立ち入り制限に関するこ
と。
8. 緊急時医療活動に関するこ
と。
9. 飲食物の摂取制限等に関するこ
と。
10. 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関するこ
と。
11. 各種制限措置等の解除に関するこ
と。
12. 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関するこ
と。

※ 事故後の評価：1. については、原発から 3 km以内の郡山、細谷、

新山下条地区の住民、学校及び病院・福祉施設等
は避難訓練に参加させていたが、他の町民は避
難そのものを知らなかつた。

2. 官邸と保安院が情報を止めたので連絡通信は
不能にされた。

3. 町全体が避難することになったので、役に立た
なかつた。

4. 把握することができなかつた。

5. 完全に機能不全になつていていた。

6. 県が動かなかつたので実現していない。

7. 正確な情報がなく制限などできなかつた。

8. 全く行っていないのに、政府は被ばく状況を否定
している。

9. 事故前の環境放射線モニタリング結果を無視し
て、でたらめな基準を使い県民に放射能を食べ
させている。

10. 強度に汚染された双葉町から一刻も早く離れる

ために、計画など必要なかった。

11. 令和7年現在、緊急事態宣言中なので、事後には至っていない。

12. 双葉町災害対策本部は未整理となっていて、手が付けられていない。

(2) 町教育委員会

事務又は業務
1 序同、生徒への原子力防災に関する知識の普及に関すること
2 児童、生徒の安全の確保に関すること
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること

※双葉町教育委員会は、児童生徒の行動を把握していたために、津波被害地区に当たる児童生徒たちは学校に留まり、人命を失うことはなかった。避難については親と行動を共にしていた。

(3) 県

事務又は業務
1 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携る者の教育訓練に関すること。
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材 資料の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 緊急時迅速放射能影響モニタリングに関すること。
7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に 関すること
8 町が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関するこ と。
9 緊急時医療活動に関すること。

- | |
|-------------------------------|
| 10 飲食物の摂取制限に関すること。 |
| 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関するこ |
| 12 汚染物質の除去等に関するこ |
| 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関するこ |
| 14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関するこ |
| 15 防災関係機関との連絡調整に関するこ |

※原災法第10条通報があった時から福島県庁は機能不全に陥っており、8を除いて他は実働した形跡を感じたことが無いままになっている。

(4) 浪江警察署

事務又は業務
1 町民に対する広報の協力に関するこ
2 町民避難等の誘導に関するこ
3 立入り制限措置に関するこ
4 災害警備及び交通規制に関するこ
5 緊急輸送のための交通確保に関するこ
6 防護対策地区の警備に関するこ

※双葉警察署浪江分室は、11日の第15条通報後双葉町役場に12日14時過ぎまで駐在していた。同14時に双葉町長(原告)に対し、双葉町役場からの最終退避を促しており、1から6までの全部を実行していたと考えている。

(5) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事務又は業務
1 広報車等による町民に対する広報に関するこ
2 町民の避難等の誘導に関するこ
3 緊急時医療活動に対する協力に関するこ
4 救急、救助活動の実施に関するこ
5 防護対策地区の防火活動に関するこ

※上記組合は、限られた隊員によって双葉郡全部の災害状態に対処しなければならず、1から5までの項目に専念することができなかった。
しかも、双葉郡民の救助・救済をさておいて、副管理者（原告）が了承していないのに、公務外の第一原発の事故現場の冷却用の水の運搬まで行わされていたことを後で知ったが、隊員の綱紀違反である。

(6) 自衛隊

機 門	事 務 又は 業 務
陸上自衛隊	災害応急救護に関すること。
東北方面総監	
第44普通科連隊	

※自衛隊には、避難に際して隊員並びに車両を使い、町民たちの避難・救助を担って頂いた。更に、避難が遅れていた町民の捜索を最後まで行って頂き、発見と救助に尽力された。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 門	事 務 又は 業 務
東日本電信電話（株）いわき支店	通信の確保に関すること。
東日本旅客鉄道（株）双葉駅	救護物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
常磐交通自動車（株）北営業所	緊急輸送に対する協力に関すること。

※双葉町原子力災害対策本部が災害救助の全体を把握しているのは限られていたので、上記の機関が双葉町に対して行った救助・救済の事実は把握していない。

(8) 公共的団体

機 門	事 務 又は 業 務

ふたば農業協同組合 双葉町商工会	1 事故情報及び各種措置の伝達 に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること
---------------------	--

※上記の団体も被災者なので、自身の活動は制限されていたので、双葉町原子力災害対策本部に関わった経緯は把握していない。

(9) 東京電力株式会社

事務又は業務
1 原子力災害対策特別措置法に基づく届け出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 2 原子力施設の防災管理に関すること。 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 町の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

※本件事故発生の原因者である東京電力株式会社は、自分が定めた防災業務計画組織を自身の保身のためにのみ活用したが、発電所所在町の双葉町には、殆ど役に立てなかった。平成23年3月11日の16時40分までの緊急通報は正確のようだったが、官邸に政府原子力災害対策本部ができたころには、平成20年に福島第一原子力発電所総合防災訓練時に行ったシナリオは滅却されて、緊急事態宣言発出時間を大幅に遅らせた。双葉町に住んでいた東電社員と家族は、町の災害対策本部に黙って、21時頃には双葉町から避難していた。国の本部機能の混乱で、発電所所在町民らに不当な被ばくをさせてしまった。しかも、許しがたいのは、1・2号機ではベントが必要な段階に在りながら、上記の4に在るように、「関係機関に対する情報の提供に関すること。」を行わなかったために、控訴人（原告）を含む大勢の双葉町民たちがベントによる不当な被ばくを強いられたの

である。この事実に滞在していない、被控訴人の国が偽装することは許さない。

6. 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施にあたって高度な、かつ、専門的な知識を必要とすることから、国が県、町に対して技術的助言、専門家の派遣、要員、機器等の動員等、全面的に応援協力をを行うことをはじめとして、関係機関は相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。

※本件事故の場合から評価すると、ここに記載されていることは、事故を経験した者として重要性は身に染みることができた。原子力政策は、誘致した地元を安全で豊かにするという美名のもとに、原発を受け入れた人口の少ない僻地が見事に壊され、ここに住んでいた町民の人生を壊すことだったことを証明した。

原子力防災対策は、特殊性、高度な専門性を必要としないことが良く分かった。また、国が町に対して、町民の窮状を救済することを放棄して、国の責任を町民に転嫁して、責任から逃げることが十分に分かった。本件事故の原子力防災には、放射能で高度に汚染をした場合、特殊性、高度な専門性が必要な時に、その人が来て双葉町民を救済しなかった。

原子力防災という中身が伴わない空論をいくら積み上げても、実際機能しない計画は無に等しい。

国は、技術的な助言はしていない、専門家の派遣もしていない、要員、機器等の動員、全面的な応援を見たことが無かった。広域的な活動体制は見たことも無かった。

6の項目については全部ウソだった。

第2 原子力災害予防対策計画

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

※「関係機関に対する情報の提供に関すること」が原子力災害予防対策計画だとすると、本件事故後の対応は本計画を無いものにして、官邸政治家たちが原災法及び災害対策基本法に違反し、現地に正式な原子力災害合同対策協議会を開催しなかったことが問われなければならぬ。

1. 原子力発電所における予防措置等

(1) 原子力事業者の責務

原子力事業者（以下「事業者」という。）は、原子力発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により、町民に影響が及ぶことのないように安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、町との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

※上記に示されていることを実行したのだろうから、会議記録を添えて控訴人（原告）、双葉町民並びに被災された多くの国民に報告しなければならない。

(2) 防災業務計画に関する協議

町は、事業者が原災法第7条第2項に基づき作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。

※事業者の東京電力株式会社社長が福島県知事及び双葉町長へ届け出た原子力事業者防災業務計画は、双葉町では受領していた。この計画は事故を起こさない予防対策と事故に際しての体制、対策について部署ごとに責任体制が敷かれており、事故発生に

際して実働したのかの報告はまだ見ていないので、是非、双葉町原子力災害本部長に提示しなければならない。

2. 報告の徴収、立入検査

(1) 町は、原災法第31条、第32条の規定に基づき、同法の施行に必要な範囲において、必要に応じ、事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立ち入り検査を実施すること等により、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき事業者が行うこととされている原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

※本件事故の規模が巨大で放射性物質の放出が止まっておらず、収束の見通しがついていないために、双葉町原子力災害対策本部長の立ち入り検査及び提出された報告に対する現場の検証は未だ行われていない。事業者が、原子力災害の予防（略）のための措置が、適切に行われていたとしたら本件事故には至らなかつた。双葉町原子力災害対策本部長の確認を超えて、本件事故を発生させてしまったのは、ひとえに東京電力株式会社福島第一原子力発電所が原子力災害の予防のための不作為、考慮不足或いは過誤欠落及び虚偽報告によって本件事故を招いたのである。

(2) 立入検査を実施する町の職員は、原災法第32条第2項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携行して、立入検査を行うものとする。

※本件事故後、平成23年12月16日に事前に報告・相談もなく突如、野田政府原子力災害対策本部長は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の収束宣言を発表した。本件事故前から福島第一原子力発電所の構内の状況の一部を知っていた当時の双葉町原子力災害対策本部長は、この発表を青天の霹靂の驚きと、東京人の愚かさを強く感じていた。このことから、平成24年3月7日双葉町原子力災害対策本部長自ら、事故収束宣言の確認検査の為に福島第一原子力発電所に赴き、応対した小森明生常務に「事故が

収束したのか」を尋ねた。小森明生常務は明確に「事故は収束していません」と野田政府原子力災害対策本部長の事故収束宣言を否定したことを確認している。これにより、野田政府原子力災害対策本部長が虚偽の宣言をしたので、現在も、事故は収束していない。

3. 原子力防災専門官との連携

町は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）の運用、町民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施により、県、周辺町（広野町、樅葉町、富岡町、大熊町及び浪江町のことをいう。）関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

※上記の原子力防災専門官との連携は作文で、本件事故においては、木原原子力防災専門官の姿かたちはどこにも無く、発電所周辺自治体を騙した。

4. 情報の収集・連絡体制等の整備

（1）情報の収集・連絡体制等の整備

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、周辺町、事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

※上記について、全く実施していない（後記資料に添付）。

ア 通報連絡者名簿等の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速・確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整

備するものとする。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

※上記について、活用していない（後記資料に添付）。

イ 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、消防無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

※上記について、活用していない（後記資料に添付）。

（2）通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に諸設備等の整備を行うものとする。

※上記について、活用していない（後記資料に添付）。

ア 町防災行政無線の整備

※上記について、町の防災行政無線のみが機能した。

イ 専用回線網の整備

（ア）町と県、国、周辺町との間の専用回線網の整備

町は、県、国、周辺町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

（イ）オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

町は、国と連携し、オフサイトセンターとの間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。

※上記について、本件事故においては影も形もなかった。

ウ 災害時優先電話等の活用

町は、NTT回線等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

※上記について、本件事故においては影も形もなかった。

5. 災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

(1) 災害対策本部体制の整備

- ア 職員の参集配備態勢
- イ 組織、所掌事務、即無権限の範囲
- ウ 運営に必要な資機材の調達方法

(2) 消防団、婦人消防隊の協力体制

- ア 団員、隊員の参集配備体制
- イ 組織、所掌事務

(3) 国が行うオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力体制

- ア 職員の派遣体制

(4) オフサイトセンターにおける現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会、機能別グループへの職員派遣体制

- ア 職員の派遣体制
- イ 職員移動交通手段
- ウ 職務権限の範囲

(5) 県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの協力体制

- ア 職員の派遣体制

(6) 自衛隊派遣要請体制の整備

- ア 要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等
- イ 受け入れ体制

(7) 消防の相互応援協力体制及び緊急消防援助隊の派遣要請

- ア 市町村間等との消防の相互応援体制の整備の促進
 - イ 緊急消防援助隊の迅速な派遣要請の手順、受け入れ体制等
- (8) 広域的な応援協力体制等
- ア 市町村間の応援協定の締結の促進
- (9) 原災法第10条第2項の専門家の派遣要請
- ア 連絡相談窓口
 - イ 原災法施行令第5条に定める派遣要請の手順

※上記について、町は準備していたが、政府原子力災害対策本部を機能させていなかったので、この体制の全てを壊し、双葉町原子力災害本部を排除して、双葉町民が得るべきでない不利益なことにつながった。

このときの政府原子力災害対策本部長は、菅直人だった。彼は、町の原子力防災訓練の実績をすべて壊し、官邸だけで違法な事故の体制にして、被ばくが無かったことに偽装し、20ミリシーベルトという驚愕な数値で福島県民・双葉町民を騙し、子どもに放射能を食べさせた犯人である。

このことを福島県民は永久に忘れてはならない。

6. オフサイトセンターの整備

- (1) 町は、国、県、周辺町及び事業者と相互に連携して、それぞれの役割に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。
- (2) 町は、国、県、周辺町及び事業者とともに、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練等に活用するものとする。

※上記について、ここではオフサイトセンターの整備となっているが、本件事故前までは整備されていたが、平成23年3月11日以降は、(1)、(2)のこととは、闇に葬られてしまい、活動の実体はなくされて、双葉町と周辺の町は事故対応の場から政府原子力災害

対策本部長によって排除されたので、事故後の全てで情報の共有は阻まれ、協議をすることも、合意することもないので、全てに従うこともない。

7. 環境放射線モニタリング設備機器等の活用

(1) 町は、県及び事業者が整備する環境放射線モニタリング設備、機器等の活用に努めるものとする。

また町は、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。

(2) 町は、県及び国等が整備する気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークの活用に努めるものとする。

※上記について、本件事故においては影も形もなかった。

8. 町民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 広報実施マニュアル等の作成

町は、国及び県と連携し、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生後の経過に応じて町民に提供すべき情報の項目について整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。

(2) 体制及び設備等の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。

また、防災行政無線個別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。

(3) 町民相談窓口の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、町民からの問い合わせに対応する町民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 災害弱者等への広報体制の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ遅りなく伝達できるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

(5) 多様な広報媒体の活用

町は、広報掲示板、インターネットホームページ、有線放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

※上記について、本件事故においては（1）から（5）まで、事故情報の共有ができなかったので何もできなかった。

9. 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の作成

町は、原災法第15条の緊急事態において、町民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示に対し、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を作成するものとする。

- ア 避難等に関する指標
- イ 避難等の指示の伝達の方法
- ウ 集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- エ 避難場所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- オ 他の市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制
- カ 集合場所及び避難所への経路及び誘導方法
- キ 避難状況の確認体制
- ク 町民の避難輸送に関する事項
 - (ア) 輸送車両の数
 - (イ) 輸送の経路
- ケ 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水措置

- (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣類、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者の対する応急救護
- コ 避難所の管理に関する事項
- (ア) 避難所の管理者及び運営方法
 - (イ) 避難収容中の秩序保持
 - (ウ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (オ) 避難者に対する各種相談業務
- サ 避難所の整備に関する事項
- (ア) 収容施設（コンクリート建物の区別）
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 給食施設
 - (エ) 情報伝達施設
 - (オ) トイレ施設（仮設トイレ。防疫用資機材、清掃用敷材等）
- シ 災害弱者に対する救護措置に関する事項
- (ア) 情報の伝達方法
 - (イ) 避難及び避難誘導
 - (ウ) 避難所における配慮等
 - (エ) 老人デイサービスセンターの活用等
- ス 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 標識、誘導標識等の設置
 - (ウ) 町民に対する巡回指導
 - (エ) 防災訓練等の実施

※上記について、本件事故では、上記の計画を実行できる規模ではなく、計画を超えたために、全部実施していない。

- (2) 避難計画の作成にあたっての留意事項
- ア 避難等に関する指標

屋内退避及び避難等に関する指標については、防災指針に定める指標とする。

※上記について、政府原子力災害対策本部長自身が、双葉町の計画を壊しておいて、留意事項など必要ではなかった。

イ 避難等に指示の伝達方法

町民への指示の伝達については、広報実施マニュアル等によるほか、次について定めておくものとする。

- (ア) 町民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、災害弱者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。
- (イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、施設責任者による利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。

ウ 集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

- (ア) 町民の集合場所については、行政区毎に地区公民館、集会所等を指定しておくものとし、施設ごとに行行政区の長等を責任者として指定するものとする。
- (イ) 一般事業所等については、集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。

エ 避難所及びコンクリート屋内退避所の名称、所在地、対象地区、対照人口及び責任者

- (ア) 避難所等の選定基準はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難い場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。
 - a 避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。
 - b 避難所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 平方メートル以上とする。
 - c 避難所は、要避難地区のすべての町民を収容できるよう配置する。

d　原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設とすることが望ましい。

（イ）避難地区分けの実施

a　避難地区分けの境界線は、地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。

b　避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

（ウ）学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む）等について事前の協議を行っておくものとする。

（エ）県有施設の利用

県有施設を避難所として定める必要があるときは、当該施設の財産管理者にあらかじめ協議し、承認を得るものとする。

（オ）その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合には、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておくものとする。

オ　他の市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制

町は、災害の程度により、町内の避難所において避難者を収容できない場合に備え、他の市町村への避難の体制について検討しておくものとする。また、他の市町村からの避難者を受け入れる体制についても検討しておくものとする。

この場合において、県を通じて関係市町村との調整を行うものとする。

カ 集合場所及び避難所への経路及び誘導方法

町は、町民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

キ 避難状況の確認体制

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、町民の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。

ク 町民輸送に関する事項

(ア) 避難路の確保

- a 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- b 避難路は相互に交差しないものとする。
- c 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- d 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となつた場合を考慮し、複数の道路を選定する

(イ) 避難路の整備

町は、県と協議のうえ適切な避難路の整備に努めるものとする。

ケ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

負傷者に対する応急措置については、県現地本部医療班の救援チーム等によるものとするが、救護チームの配置については県と調整して定めるものとする。

コ 避難所の管理に関する事項

避難所の管理者については、原則として町職員を指定するものとする。

サ 避難所の整備に関する事項

- (1) 町は、コンクリート屋内退避施設について調査を行い、具体的なコンクリート屋内退避体制について整備するものとする。
- (2) 避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

シ 災害弱者に対する救援措置に関する事項

町は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域団体等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導、移送体制の整備をするものとする。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児については十分配慮するものとする。

ス 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

町は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、町民に地域内の集合場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上、広報を行うなど周知徹底を計るものとする。

※上記について、政府原子力災害対策本部長の不当な介入による妨害で、本件事故では計画倒れとなり、影も形もなくされた。

(3) 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

ア 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の容量及び措置
- (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (カ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (キ) 避難者の確認方法
- (ク) 児童、生徒等の父母又は保護者への引き渡し方法
- (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※上記について、政府原子力災害対策本部長の不当な介入による事故情報の隠蔽で、本件事故においては計画倒れとなり、影も形もなくされた。

イ 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分分配慮して定めておくものとする。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (オ) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (カ) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (キ) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (ク) 避難者の確認方法
- (ケ) 家族等への連絡方法

ウ 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病

院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、症状の程度に応じた誘導方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法についてあらかじめ定めておくものとする。

エ その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導伝達の方法等について定めておくものとする。

※上記について、政府原子力災害対策本部長の不当な介入による妨害で、本件事故においては計画倒れとなり、影も形もなくされた。それを証明するのは双葉病院事件である。

10. 消防活動及び緊急時医療体制の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資器材に関する情報提供を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資器材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

(2) 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

(3) 緊急時医療設備の活用

町は、県が整備する原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための設備機器及び除染用設備の活用に努めるとともに、一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化に協力するものとする。

※上記について、政府原子力災害対策本部長の不当な介入によ

る妨害で、本件事故においては計画倒れとなり、救助救済は影
も形もなくされた。

11. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

※上記については、事実確認ができていない。

12. 原子力防災対策上必要な資料の整備

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び事業者と協力して、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。

また、これらの情報が迅速に利活用できるよう情報の電子化についてその推進に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための職員の育成、確保及び必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。

ア 原子力発電所に関する資料

- (ア) 原子力事業者防災業務計画
- (イ) 原子力事業所の施設の配置図

イ 社会環境に関する情報

- (ア) 周辺の地図
- (イ) 周辺地域の人口及び世帯数
 - (距離・方位別、災害弱者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む)
- (ウ) 周辺一般道路
 - (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機

種等の情報を含む)

(エ) コンクリート屋内退避所

(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む)

(オ) 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料

(位置に関する情報を含む)

(カ) 緊急被ばく医療施設（一次医療、二次医療）に関する資料

(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む)

(カ) オフサイトセンターにおける飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

ウ 防護措置の判断に関する資料

(ア) 周辺地域の気象・海象資料

(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報を含む)

(イ) 線量推定計算に関する資料

(ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料（過去3～10年間の統計値等）

(エ) 周辺地域の水源地

(オ) 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護活動資機材等に関する資料

(ア) 資機材の整備・配置状況

(イ) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制

(ウ) ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配置状況

オ 災害復旧に関する資料

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

※上記については、本件事故情報が官邸によって遮られ、実際に何をどのように実施したという結果は不明のままである。

13. 原子力防災に関する町民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び事業者と協力して、災害時における町民の混乱と動搖を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- (2) 原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に町等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関することその他必要と認める事項

14. 防災業務関係者に対する教育

町は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国及び県等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に認識し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に国、県、町が講じる対策の内容

- (6) 原子力防災対策上の設備、機材に関すること
- (7) 環境放射線モニタリング、測定機器に関すること
- (8) 原子力災害時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 避難誘導等、防護対策活動の実施に関すること
- (10) 緊急被ばく医療活動（応急手当を含む）に関すること
- (11) 危機管理に関すること
- (12) その他必要と認める事項

※いくら訓練したところで、本件事故後のように訓練に参加した者たちは実勢配備されず、放射能を浴びることが少ない東京で事故対応をするような者たちが地位を乱用して、あらかじめ決めておいた筋書きを勝手に変えて、一番被害を受けた町村を排除している現状では、計画そのものが立地を愚弄した、原子力行政の騙しであり無効であった。

15. 原子力防災に関する訓練

(1) 訓練の実施

町は、国、県、原子力事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施するものとする。

- ア 緊急通信連絡訓練
- イ 災害対策本部の設置運営訓練
- ウ オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- エ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- オ 緊急時医療活動訓練
- カ 広報訓練
- キ 町民に対する情報伝達及び住民避難訓練
- ク 消防活動訓練
- ケ ア～クの要素を組み合わせた訓練
- コ 原子力災害対策特別措置法第13条に基づく総合的な防災訓練

※上記について、原子力防災に関する訓練、協議は事故前までは随時行われきたが、本件事故後のように、これらに関与したことが無

い素人政治家たちが、あらかじめ決めておいた組織と役割分担を壊して、裏メニューで立地を騙す、滅法の限りを尽くすようでは訓練そのものがお笑い物語だったのである。本件事故後のようなことが起きたのでは、原子力防災に関する訓練はやらない方が良い。
これまでの防災訓練に参加してくれた公共団体、住民に対して非常に迷惑な話だ。訓練に参加した双葉町と住民を騙したことについて、未だ謝罪と賠償が終わっていないことを忘れては困る。

(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、安全規制担当省庁の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ 訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

※上記については、（1）の解釈と同じ。

16 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等については、次のとおりである。

(1) 国の規制措置

航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力関係施設付近の上空の飛行は、できる限り避

けることとされている。

なお、原子炉の位置については、AIP(Aeronautical Information Publication - 航空路誌、国土交通省航空局)において示されている。

- (2) 事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

※無視する。

17. 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正とともに、現況に即した修正を隨時行うものとする。

※原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、原子力災害対策マニュアルを作ったのは、原子力規制主務省庁たちであるにもかかわらず、政府原子力災害対策本部自身がこれらを葬り、責任の追及から逃れようとして虚偽を重ねている様は、安っぽい芝居を見ているようで気持ちが悪い。双葉町にこんな使い物にならない行動マニュアルを強制するにあたり、被災者の救助、救済、保障、賠償が付加されなければならないが、双葉町のこの計画書には、全く記されていない不完全なものだ。

第3 原子力災害応急対策計画

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

1. 事故状況の把握及び連絡

(1) 原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡

原子力発電所(以下「発電所」という。)において、原災法第10条第1項の前段の規定により通報を行うべき事象(以下「特定事象」という。)が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

ア 通報連絡系統図 通報連絡系統図は、

図3-1-1のとおりとする。

イ 発電所からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、図3-1-1の通報連絡系統図により、国、県、町、警察、海上保安部及び広域消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとする。さらに、電話でその着信を確認するものとする。

なお、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、明瞭に行うよう努めるものとする。通報様式は、原災法に定める様式とする。

(ア) 特定事象発生の時刻

(イ) 特定事象発生の場所

(ウ) 特定事象の種類

(エ) 想定される原因

(オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況または主な施設・設備等の状況

(カ) その他特定事象の把握に参考となる情報 さらに、第2報以後についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するものとする。

なお、町が、災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡するものとする。

ウ 原子力防災専門官からの連絡

(ア) 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、町に連絡することとされている。

(イ) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、防災関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うものとする。

エ 県からの通報連絡

(ア) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報及び国〔経済産業省、原子力防災専門官〕からの連絡について、町に連絡するものとされている。

(イ) 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとされており、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県所在町に連絡するものとされている。

オ 町の通報連絡

(ア) 町は、発電所からの特定事象発生等の通報、国(経済産業省、原子力防災専門官)及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

(イ) 町は、国〔経済産業省、原子力防災専門官〕、県、防災

関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

カ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。

(2) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡

発電所において、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。

ア 発電所からの報告

発電所の原子力防災管理者は、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、図3-1-1の通報連絡系統図により、国、県、町、警察、海上保安部及び広域消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては隨時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するよう努めるものとする。

なお、町が、災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡するものとする。

イ 国からの連絡

(ア) 国（経済産業省）は、発生している特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難のための立退き又は屋内への退避の

勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。

(イ) 国〔現地対策本部または災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、国災害対策本部長(内閣総理大臣)が示す避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。

ウ 県からの連絡

県は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び国(経済産業省)からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等について、町に連絡することとされている。

エ 町の連絡

町は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔経済産業省〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに本計画に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

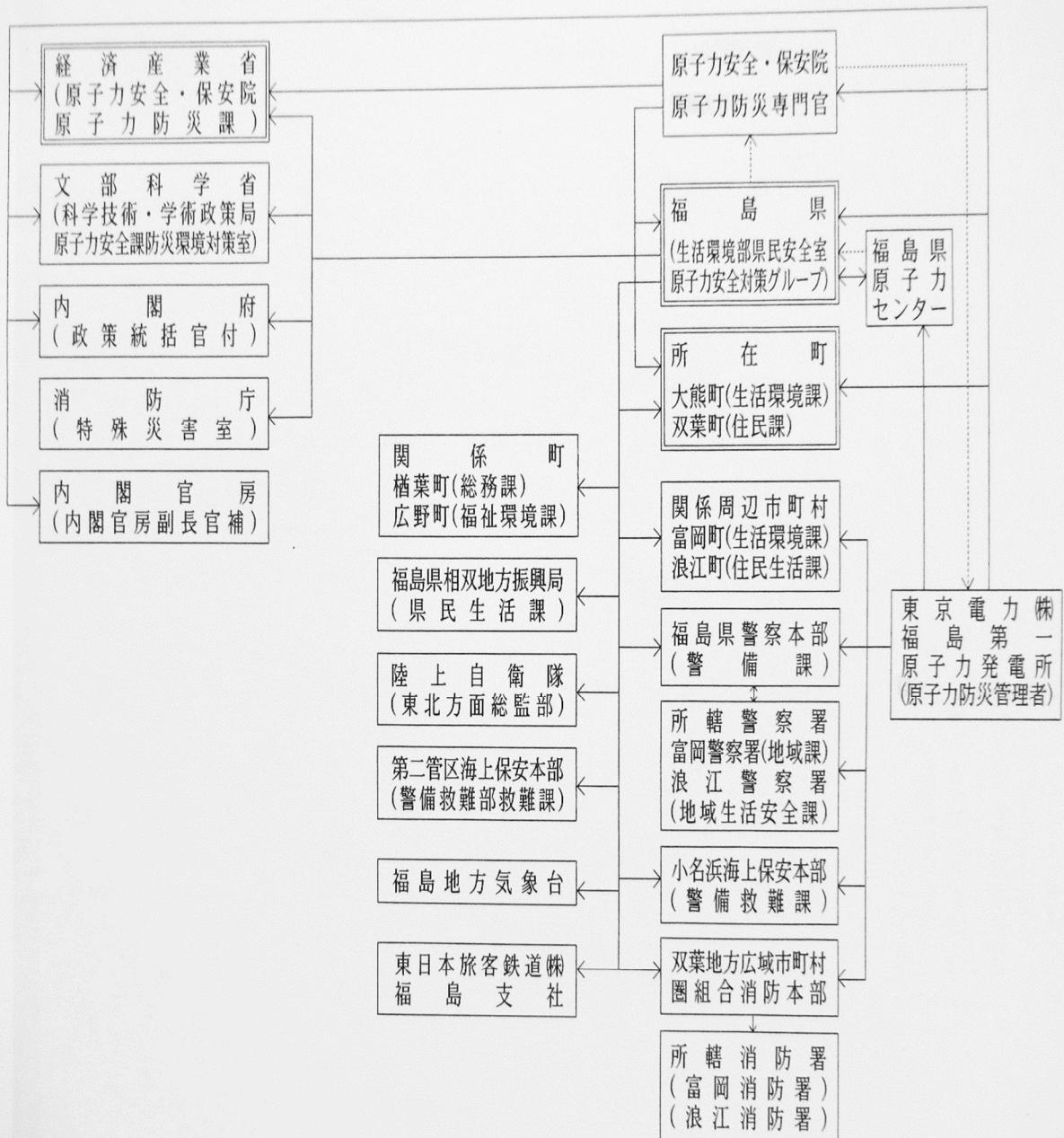
オ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、県または町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。

図3-1-1 ア 東京電力株福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図

図3-1-1 ア 東京電力㈱福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図

(凡例) → 特定事象発生
..... → 県が $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を観測したとき



2 災害対策本部の設置

(1) 町災害対策本部の設置

町長は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置するものとする。

- ア 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合
- イ 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合
- ウ 内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- エ その他町長が必要と認めたときなお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、町長が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、県に連絡するものとする。

(2) 職員の動員配備

町長または町災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、被害の防止及び軽減並びに災害発生 後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。

	配 備 内 容	配 備 時 期
非 常 配 備 1 号	原子力災害の発生のおそれがある場合において、応急対策を円滑に実施するための準備を行うため、関係部班の所要人員によりあたるもので、原子力災害発生とともに、そのまま直ちに非常活動ができる体制とする。 (町災害対策本部の設置)	1 発電所の原子力防災責任者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合 2 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき

		3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき
非常配置 2号	原子力災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策に当たる体制とする	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 2 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長（町長）が当該配備を指令したとき 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき

(3) 災害対策本部における活動

本部長は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する以前において、町民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。

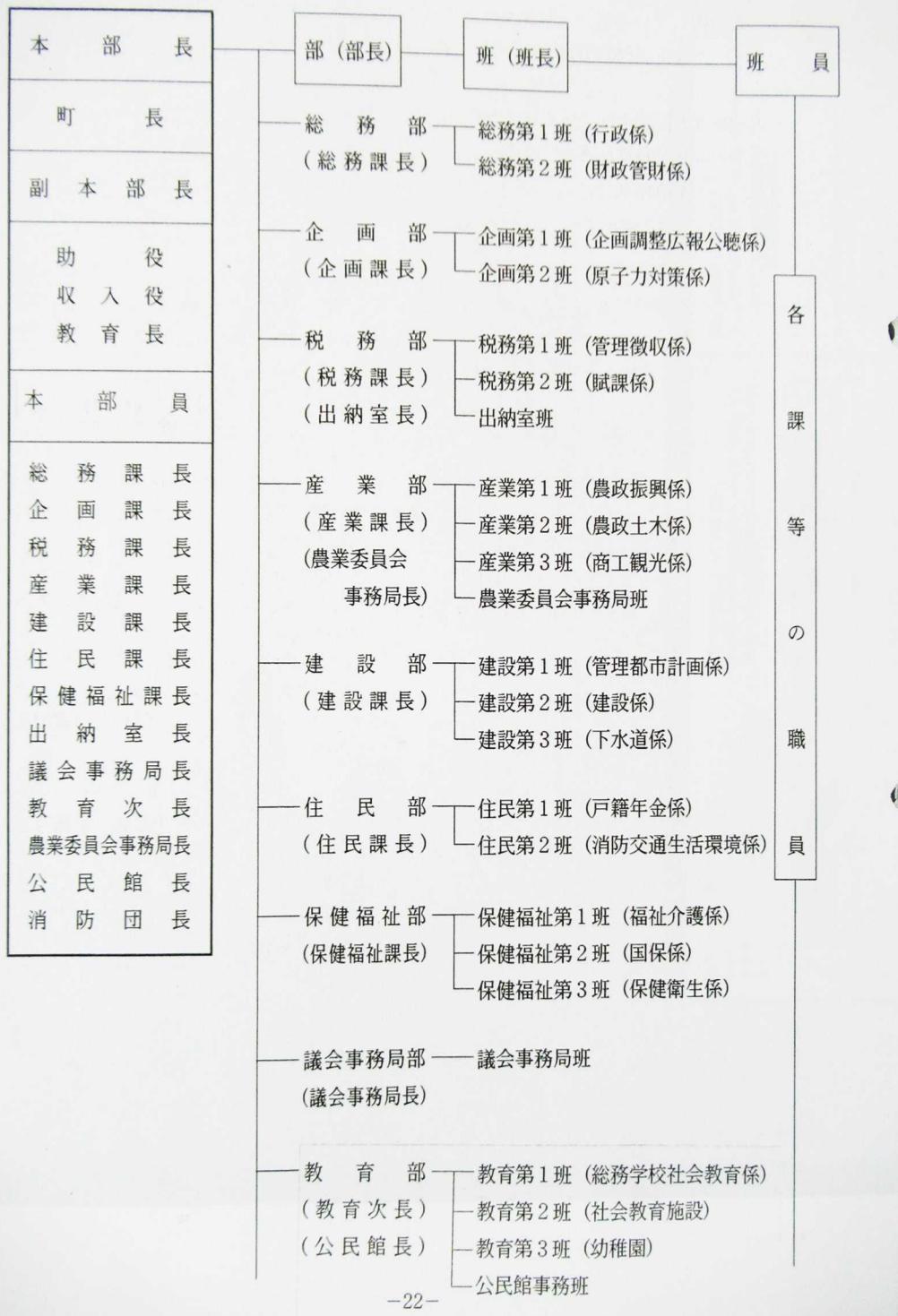
本部長は、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な町民避難等の応急対策を実施するものとする。

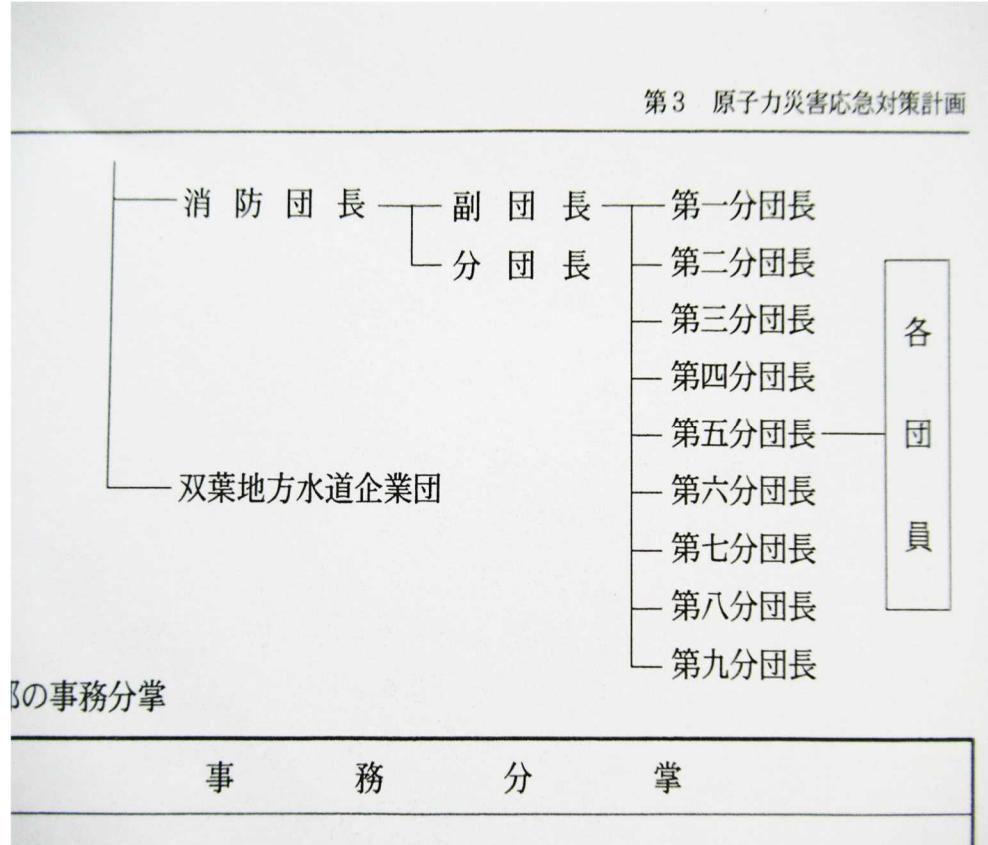
本部長は、町民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する町民 避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めるものとする。

本部長は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県及び町の対応状況等について、 町民や関係機関に対する広報や連絡を定期的に実施することにより、町民不安の解消に努めるものとする。

ア 災害対策本部組織

ア 災害対策本部の組織





部名	事務分掌
総務部	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 災害対策本部室の設営に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。 6 集中乗用車の配備に関すること。 7 職員の給食に関すること。 8 被災地の職員の福利厚生に関すること。 9 災害応急対策費の予算措置に関すること。

	<p>10 町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>11 公用令書の発行及びこれに伴う損失保証に関するこ と。</p> <p>12 国及び県に対する要望などの資料作成に関するこ と。</p> <p>13 各部の書証所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>14 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p> <p>15 公営住宅等の一時使用に関すること。</p>
企画部	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 新聞発表、テレビ・ラジオ放送及び広報車による広報 活動に関するこ と。</p> <p>3 被害写真の撮影収集及び記録に関するこ と。</p> <p>4 原子力発電所災害情報の収集に関するこ と。</p> <p>5 県の緊急モニタリング活動への協力に関するこ と。</p> <p>6 インターネットを利用した災害情報の提供に関するこ と。</p> <p>7 本部長の命ずる応急対策に関するこ と。</p>
税務部	<p>1 部内各班の連絡調整に関するこ と。</p> <p>2 町民の避難及び避難誘導に関するこ と。</p> <p>3 被災者の納税にかかる被害調査に関するこ と。</p> <p>4 被災者に対する公的徴収金の減免等に関するこ と。</p> <p>5 本部長の命ずる応急対策に関するこ と。</p>
産業部	<p>1 部内各班の連絡調整に関するこ と。</p> <p>2 農産物の摂取制限、農耕制限に関するこ と。</p> <p>3 農畜水産物の出荷制限に関するこ と。</p>

	<p>4 応急救助のための主食の調達及び配給に関すること。</p> <p>5 応急のための農畜水産物等物資の調達に関すること。</p> <p>6 応急救助の漁船の調達に関すること。</p> <p>7 家畜等の伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関すること。</p> <p>8 農林水産物の被害状況の調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>9 被災農業者に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。</p> <p>10 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>11 林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>12 災害時における木材等の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>13 商工業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>14 応急救助のための食料品類(缶詰等)、毛布、衣料品、寝具、その他生活必需品の調達及び配給に関すること。</p> <p>15 高圧ガス及び火薬類の取り締まりに関すること。</p> <p>16 物価対策の連絡調整に関すること。</p> <p>17 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
建設部	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 気象情報の収集及び通報に関すること。</p> <p>3 通行不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。</p> <p>4 緊急輸送路の確保に関すること。</p>

	<p>5 公共土木施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>6 河川及び海岸関係の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>7 住宅等の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>8 応急住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>9 下水道の被害調査およびその応急復旧に関すること。</p> <p>10 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
住民部	<p>1 部内容班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害対策本部の運営に関すること。</p> <p>3 防災会議に関すること。</p> <p>4 防災行政無線の管理統制に関すること。</p> <p>5 消防団の連絡及び動員計画の作成並びに実施に関すること</p> <p>6 町民登録(外国人を含む)に関すること。</p> <p>7 災害救助基金の運用に関すること。</p> <p>8 自衛隊及び他機関職員の派遣要請並びにこれらの隊員等の宿舎等の確保に関すること。</p> <p>9 他町村との相互応援に関すること。</p> <p>10 被害情報の収集に関すること。</p> <p>11 被災者に対する援護対策に関すること。</p> <p>12 被害救助法の適用及び救助の実施に関すること。</p> <p>13 被災者生活再建支援法の実施に関すること。</p> <p>14 災害義損金品の受付及び配布に関すること。</p> <p>15 町民相談窓口の開設に関すること。</p>

	16 本部長の命ずる応急対策に関すること。
保健福祉部	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害時における応急医療及び助産に関すること。</p> <p>3 児童及び母子世帯の援護対策に関すること。</p> <p>4 老人世帯の援護対策に関すること。</p> <p>5 心身障害者世帯の援護対策に関すること。</p> <p>6 緊急医療活動及び県の医療所への協力に関すること。</p> <p>7 医療機関の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>8 公共機関施設等の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>9 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>10 防護対策地区の住民の健康管理に関すること。</p> <p>11 環境衛生及び食品衛生に関すること。</p> <p>12 被害者に対する世帯更正資金の貸付等に関すること。</p> <p>13 被災者に対する生活福祉資金の貸付等に関すること。</p> <p>14 被災地における感染症の予防に関すること。</p> <p>15 赤十字奉仕団への協力要請に関すること。</p> <p>16 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
議会事務局 部	<p>1 議会議員との連絡に関すること。</p> <p>2 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
教育部	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内の職員の動員に関すること。</p> <p>3 児童生徒の避難に関すること。</p>

	<p>4 公立学校の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>5 被災した児童生徒に対する保健管理及び学校給食に関すること。</p> <p>6 被災した児童生徒及び生徒に対する学用品の支給に関すること。</p> <p>7 被災地の義務教育等の確保及び教職員の動員に関すること。</p> <p>8 社会教育施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>9 文化財施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>10 本部長の命ずる応急対策に関すること</p>
消防団	<p>1 組織内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害の警戒及び防御に関すること。</p> <p>3 災害応急に関すること。</p> <p>4 町民の避難誘導に関すること。</p> <p>5 救助に関すること。</p> <p>6 防火思想の普及に関すること。</p> <p>7 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
水道企業団	<p>1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 飲料水の供給に関すること。</p> <p>3 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>

ウ 福島県原子力現地災害対策本部への連絡員の派遣

町は、福島県原子力現地災害対策本部が設置された場合、県との連絡調整等のため、あらかじめ定めた連絡員を派遣するものとする。

エ オフサイトセンターへの要員の派遣

本部長は、特定事象の発生により国がオフサイトセンターに現地事故対策連絡会議を開催する場合、または原子力緊急事態宣言の発出により原子力災害合同対策協議会が組織される場合、3-(2)～(4)に定める職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

オ 知事への報告

本部長は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告を行うものとする。

(4) 専門家の派遣要請

本部長は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国(経済産業省)に対して原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

(5) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等

ア 本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

イ 本部長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

ウ 本部長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第28条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また、原災法第28条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

エ 本部長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法 第28条第6項の規定により、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予

防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(6) 自衛隊の派遣要請

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

3 オフサイトセンターにおける活動

本部長は、特定事象の発生等により、国がオフサイトセンターに現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により原子力災害合同対策協議会が組織される場合に、職員をオフサイトセンターに派遣し、国、県、周辺町、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び環境放射線モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

(1) オフサイトセンターの設営準備への協力

本部長は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行うオフサイトセンターの設営準備への協力をを行うものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣

ア 現地事故対策連絡会議の開催

国(経済産業省)は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び事業者等の職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領(資料3-3-1)」によるものとされている。

イ 本部長は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。

ウ 本部長は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う

応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

現地事故対策連絡会議へ派遣する職員
住民課職員

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

ア原子力災害合同対策協議会の設置

国現地対策本部長は、県現地災害対策本部長、町災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに原子力災害合同対策協議会を構成し、住民避難等の最重要事項の調整を行う「緊急事態対応方針決定会議」と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。原子力災害合同対策協議会の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領(資料3-3-1)」によるものとされている。

同対策協議会の役割

	緊急事態対応方針決定会議	全体会議
決定事項	<ul style="list-style-type: none">①屋内退避・避難の決定及び解除②ヨウ素剤服用の指示の決定③飲食物摂取制限の決定及び解除④事故収束のためにとるべき措置⑤緊急事態解除宣言を出すべきとの具申⑥その他現地対策本部長が必要	<ul style="list-style-type: none">①緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡②緊急事態対応方針の確認③緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有④放射線モニタリング状況及び予測の報告⑤プラント状況及び予測の報告⑥プレス広報内容の確認⑦町民広報内容の確認

	と認めた事項	⑧県・町等からの要望の取りまとめ ⑨その他現地対策本部長が必要と認めた事項の 协議、報告
--	--------	---

イ 本部長は、原子力緊急事態宣言の発出等により、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、以下の職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。

ウ 本部長は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡、調整、情報の共有を行うものとする。

原子力災害合同対策役割協議会に出席する職員(町災害対策本部における役割)

※対応方針決定会議にも出席

助役(副本部長)

(4) オフサイトセンターに設置される機能班における活動

ア 機能班の設置

国現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する町災害対策本部、事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、以下の情報把握等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会(全体会議)への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

機能班の運営、機能については、国が定める「オフサイトセンター運営要領(資料3-3-1)」によるものとされている。

オフサイトセンターに設置される機能班の役割

班	機能	責務
総括班	給括調整	原子力災害合同対策協議会の運営事務局 現地災害対策本部長の補佐 屋内退避、避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 原子力災害合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整
広報班	住民への広報報道機関対応	住民への広報 報道機関への対応
プラント班	事故状況把握 進展予測	プラント情報収集 事故の進展予測 ERSS の操作
放射線班	放射線影響評価・予測	放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測(SPEEDI) 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討
医療班	被災者の医療活動の把握・調整	被害状況の把握と報告 ヨウ素剤投与指示の検討
住民安全班	被災者の援助及び、社	屋内退避、避難状況の把握 救助、救命状況の把握

	会秩序の維持活動の把握と調整	交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握
運営支援班	オフサイトセンターの管理	オフサイトセンター要員の食料等の調達 オフサイトセンターの環境整備 オフサイトセンターの出入管理

イ 本部長は、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に以下の職員を派遣し、発電所の状況の把握、住民広報、住民避難・屋内避難の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

機能班名	人数	町が派遣する職員
広報班 (総括班と兼務)	1名	総務課職員
住民安全班	1名	住民課職員
計	2名	

4 町民に対する指示の伝達と広報

(1) 町民に対する指示の伝達と広報

本部長は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの●原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における町民の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、町民に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

●の解釈：この記述は、発電所所在住民を騙すことを目論んでいた。そもそも、何があっても、「止める・冷やす・閉じ込め」ことができる発電所なのだから、緊急時は無いこととなって

いた。「異常事態の影響」はそもそもないので、「心理的動搖あるいは混乱をおさえ」と「できる限り低くするということはあり得ない話だ。」真実を告げないという原子力政策の悪質な実態が、ここに隠されていた。

ア 本部長は、国及び県と連携し、あらかじめ作成した広報実施マニュアルに基づき、町民に対して、次により指示の伝達と広報を行うものとする。

- (ア) 防災行政無線、サイレン、半鐘等により緊急事態の発生を町民に周知させるとともに、テレビ・ラジオ及び新聞等から必要な情報を得るよう指示する。
- (イ) 広報車、消防団員等の巡回を行い、民心の安定に努め、必要な指示を伝達する。
- (ウ) 広報にあたっては、災害弱者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。

イ 広報の一元化

本部長は、町民への情報提供にあたっては国や県と連携し、広報の一元化と的確な災害応急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定めるものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等はオフサイトセンターにおいて行うものとする。

ウ 広報の内容

広報にあたっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な

広報に努めるものとする。

また、屋内退避、避難等の指示の伝達については、町民が理解しやすいよう、あらかじめパ ターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

なお、この際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者に配慮した伝達を行うものとする。

工 関係機関との連携

本部長は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、国及び県等と連携して、町民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。

オ 情報伝達の手段

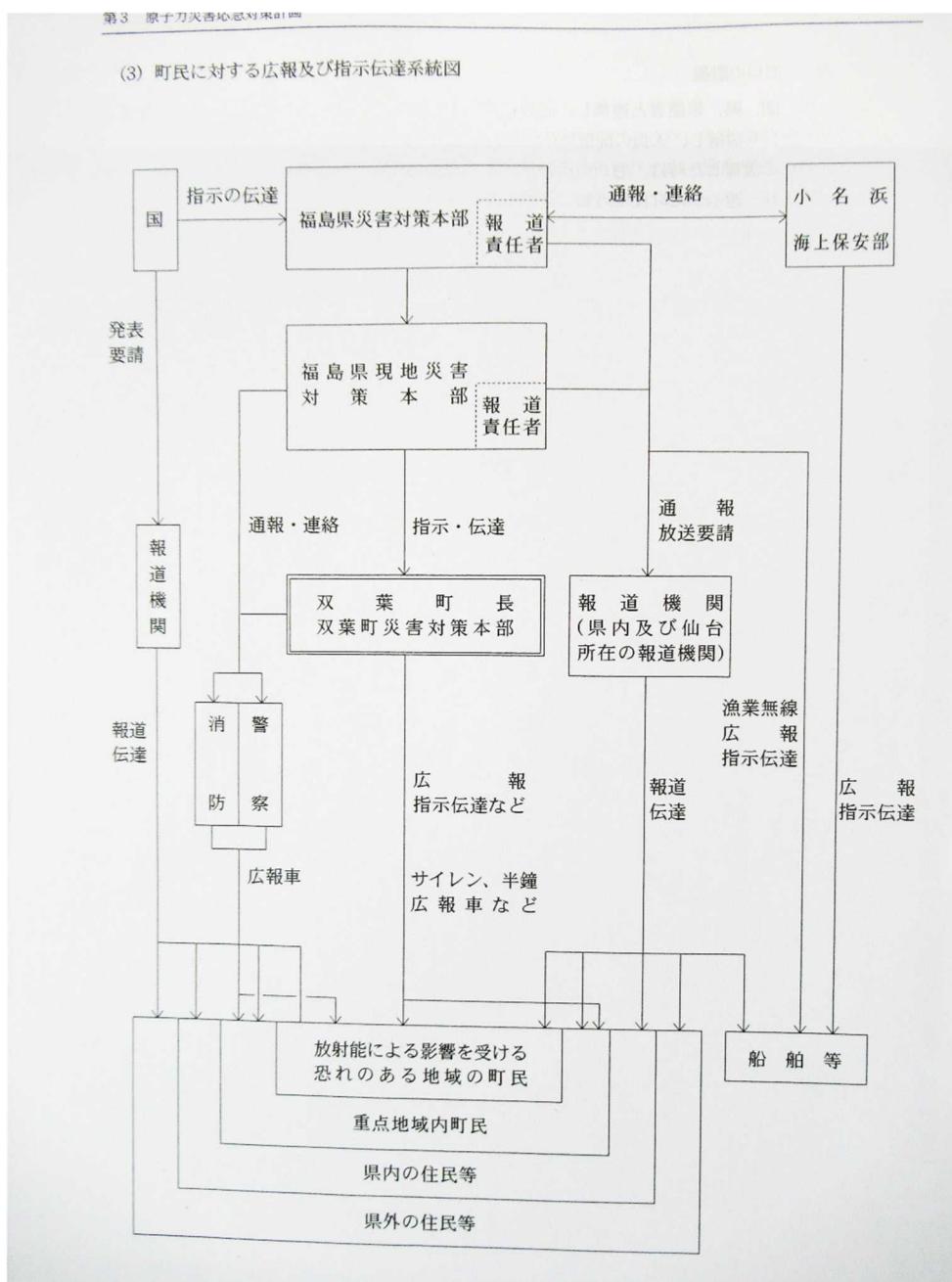
情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(2)問い合わせ窓口の設置

本部長は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、町民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等により、速やかに町民に周知するものとする。

(3) 町民に対する広報及び指示伝達系統図



5 緊急時環境放射線モニタリングへの協力等

- (1) 町は、県を通じ放射線及び放射性物質の分布状況を常時把握しておくとともに、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象状況を数時間後の予測もあわせて収集するものとする。
- (2) 町は、県から緊急時環境放射線モニタリング実施のための要員の

派遣要請を受けた場合は、あらかじめ定めた要員を派遣するものとする。

6 退避及び避難

(1) 速やかな住民避難のための準備

町は、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、原災法第10条の通報受信後、直ちに町民の屋内退避または避難のための準備として、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

(2) 屋内退避及び避難に関する指標

予測線量(単位:ミリシーベルト)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	町民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又は ガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部 の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	町民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に 退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量は、災害対策本部または合同対策協議会において算定し、これに基づく周辺町民の防護対策措置についての指示とあわせて防災業務関係者から周辺町民に連絡される。
- 2 予測線量は、放射性物質放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けとると予測される線量である。
- 3 外部全身線量及び放射性ヨウ素の吸入による甲状腺線量が同一レベルに無い時は、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

(3) 屋内退避及び避難の決定、実施

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域(以下「防護対策区域」という。)についての指示に従い、又は独自の判断により、防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、町民に対し屋内退避または避難のための立ち退きの勧告、または指示を行うものとする。

本部長は、屋内退避または避難等を決定したときは、その旨を原子力災害合同対策協議会に報告するものとする。

(4) 避難所の設置

本部長は、町地域防災計画にあらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

(ア) 避難所の開設

本部長は、町地域防災計画に基づき、国の指示または専門家の助言により、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に職員等を維持、管理のための責任者として配置し、避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日、原子力災害合同対策協議会に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

○ 開設報告事項

a 避難所開設の日時及び場所

b 箇所数及び収容人員

(イ) 避難所の周知

本部長は、避難所を開設した場合において、速やかに町民に周知するとともに、原子力災害合同対策協議会に連絡する。

(ウ) 避難所における措置

避難所において町が実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

a 被災者の収容

b 被災者に対する給水、給食措置

c 被災者に対する生活必需物資の供給措置

d 被災者への情報提供(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。)

e その他被災状況に応じた応援救援措置

(オ) その他の施設の利用

町は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

(5) 屋内退避及び避難の実施

ア 屋内退避

本部長は、屋内退避を決定したときは、あらかじめ定める避難計画に基づき、屋内退避地区町民に対して、屋内退避を指示するものとする。

イ コンクリート屋内退避又は避難

本部長は、コンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、対象地区町民に対し、避難場所、携帯品等の留意事項を含め、コンクリート屋内退避又は避難を指示するものとする。

(6) 屋内退避又は避難の方法

ア 屋内退避

屋内退避は原則として町民が自宅等にとどまるものである。本部長は、屋内退避地区内の町民に屋外に出ないよう指示するものとする。

また、屋外にいる町民に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 避難

(ア) 集合場所への集合

本部長は、あらかじめ定める避難計画により、集合場所を指定し、町民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに町民を集合させるものとする。

避難のために区画する地区、集合場所、避難経路及び避難場所等については、原則として 資料 3-6-1 とする。この場合、集合は徒歩により行うものとする。

なお、本部長は、災害時の風向、風速及び緊急時環境モニタリングの結果等により変更が必要な場合は、その都度県知事と協議して定めるものとする。避難にあたっての指示、伝

達は、資料 3-6-2 とする。避難に際しての誘導責任者は資料 3-6-3 とし、消防署員・団員、警察官とともに、集合場所への速やかな誘導を図るものとする。

本部長は、避難地区を決定した場合には、それぞれの地区の集合場所及び避難場所に資料 3-6-4 により職員を派遣し、輸送車両への乗車誘導、避難者の指導等を行うものとする。

(イ) 避難場所への輸送

本部長は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、又は、必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した町民を避難場所へ輸送するものとする。

(1) 避難者のグループ編成

ア 乳幼児、児童、妊婦

イ 生徒、病人、

ウ 未成年者、老人

エ 成人

(2) 輸送車両の確保

避難のための必要車両台数(資料 3-6-1)を目安とし、次の車両を輸送に充てるものとする。

ア 町有車両

イ 町内輸送機関の応援車両

ウ 県の応援車両(県の要請する防災関係機関の応援車両を含む。)なお、輸送車両の保有状況は、資料 3-6-5 のとおりである。

(3) 輸送の実施

避難者の輸送は、避難者のグループごとに(1)の区分のア～エの順序に従って行うものとする。

(4) 一般車両による避難

原子力災害時において、避難を要する地区の町民の有する一般車両による避難が必要になった場合には、この実施計画に定める避難経路及び避難場所(資料 3-6 -1)により避難させるものとする。

本部長は、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を県に要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

(ウ) 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

集合場所に自力で集合することが不可能な者について
は、資料 3-6-6 の分担に従い、 消防署員・団員及び警察官の協力を得て、搬送又は誘導を実施するものとする。

(エ) 避難路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、 荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、 規制し、 避難路の通行確保に努める。

(オ) 避難状況の把握

本部長は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により町民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮するものとする。

ウ コンクリート屋内退避

(ア) 町民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置が講じられる。

a 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

b 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのまま止まることが有効であると認められるとき。

(イ) コンクリート屋内退避所への集合

本部長は、あらかじめ定める避難計画により、コンクリート屋内退避所を指定し、町民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに町民を集合させるものとする。

(7) 他の市町村への避難

ア 県への要請

本部長は、災害の態様により他市町付への町民の避難が必要であると認めるときは、県に対し他の市町村への受入れについて要請するものとされている。

イ 要請を受けた市町村の措置

県から要請を受けた市町村は、当該市町村地域防災計画に定める避難所の中から、県が指定する施設を避難所として提供し、避難者の救援活動を実施するものとされている。

ウ 町の措置

本部長は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに町民に指示し、避難者の輸送を行うとともに、他市町村の避難所に職員を派遣し、受け入れ市町村との連絡及び避難者の指導にあたらせるものとする。

エ 避難者の輸送

本部長は、避難を要する町民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高いものから順に輸送するものとする。

(8) 災害弱者への配慮等

本部長は、災害弱者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活について、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦その他のいわゆる災害弱者に十分配慮するものとする。特に、災害弱者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

ア 情報伝達体制

(ア) 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮するものとする。

(イ) 在宅者に対する情報伝達

町は、直接の電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害弱者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行うものとする。

(ウ) 病院等における情報伝達

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮するものとする。

(エ) 外国人に対する情報伝達

本部長は、県と協力し、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

イ 避難及び避難誘導

(ア)社会福祉施設における避難等

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行うものとする。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても同様の配慮を要する。

(イ)在宅者の避難等

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導するものとする。避難誘導に当たっては、災害弱者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。

(ウ)病院等における避難等

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導するものとする。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導するものとする。避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(エ)外国人の避難等

本部長は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導するものとする。

ウ 避難所における配慮等

(ア)避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)等

町は、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障害者が利用しや

すいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(イ) 医療・救護、介護・援護措置

本部長は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(ウ) メンタルヘルスケアの実施

本部長は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害弱者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア(相談)を行うものとする。

(9) 避難等の実効を上げるための措置

本部長は、防護対策区域について、必要により警戒区域を設定するなど、外部から防災業務関係者以外の者及び車両等が進入しないよう指導するなど、避難の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

(10) 飲食物、生活必需品等の供給

本部長は、コンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等について、状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与を行うとともに、県、関係機関等への協力を要請するものとする。

7 立入制限措置等

(1) 陸上の立入制限措置等

本部長は、県警察の協力を得て防護対策区域内に防災業務関係者以外の者及び車両の立入りを制限又は禁止するも

のとする。

(2) 海上の立入制限措置

小名浜海上保安部は、発電所の半径 10km 以内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止することとされている。

8 飲食物の摂取制限等

(1) 防護対策地区の町民に対する飲食物の摂取制限

本部長は、屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の町民に対し、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を禁止することを指示するものとする。

(2) 飲食物摂取制限に関する指標

防災指針に定める指標濃度は次のとおりである。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種:I-131）
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	2,000 ベクレル/キログラム以上

対象	放射性セシウム
飲料水	200 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500 ベクレル/キログラム以上
穀類	

肉・卵・魚・その他	
-----------	--

※上記の数値に関して、事故が起きないとされていたので、数値と単位について無知だった。この表に書かれている数値と平常時の数値と比べておかなかったのは、双葉町の過誤として反省しなければならない。

(3) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

本部長は、国の指示又は緊急時環境放射線モニタリングにより(2)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区的町民に対し、(1)と同一の措置を講じるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は(2)に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し指示するものとする。

(4) 農畜水産物の採取及び出荷制限

本部長は、国の指示又は緊急時環放射線モニタリング等により(2)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、町民、農畜水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区的農畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を指示するものとする。

(5) 飲料水及び飲食物の供給

本部長は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置に指示した時は、県と協力して関係町民への飲料水及び飲食物の供給等の応急対策を講じるものとする。

9 緊急時医療活動

(1) 本部長は、一般傷病者に対する医療に対処するため、町内の医療機関の協力を得て、医療活動を実施するものとする。

- (2) 本部長は、県の医療班が町民に対して行う緊急時医療活動に協力して、健康に不安を持つ町民に対して健康相談等を実施するものとする。
- (3) 本部長は、町民の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の服用の実施について指示又は指導・助言があった場合は、町民に対するヨウ素剤の配布、服用を実施するよう指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

10 救助・救急及び消火活動

- (1) 本部長は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 本部長は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 本部長は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
 - ①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 - ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③町への進入経路及び集結(待機)場所

11 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送の順位

本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じ

て、次の順位を原則に調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、原子力災害合同対策協議会の対応方針決定会議のメンバー

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 町民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

ア 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

エ 原子力災害合同対策協議会の対応方針決定会議のメンバー(国及び県の現地対策本部長、町の対策副本部長等) 災害応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等) 及び必要とされる資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 本部長は、人員、車両等に不足が生じた時は、県、周辺町及び指定地方公共機関に支援を要請するとともに、原子力災害合同対

策協議会に支援を依頼するものとする。

12 防災業務関係者の安全確保

本部長は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標 県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は次のとおりである。

実効線量 50 ミリシーベルト ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、本部長は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

(3) 防護対策

本部長は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(4) 防災業務関係者の被ばく管理

本部長は、県の協力のもと、災害対策本部及び各機関ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検

査、除染等の措置を行うものとする。

本部長は、被ばく管理を行う人員について不足する場合、県に支援を求めるものとする。

(5) 防護資機材の確保、

ア 本部長は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。

イ 本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

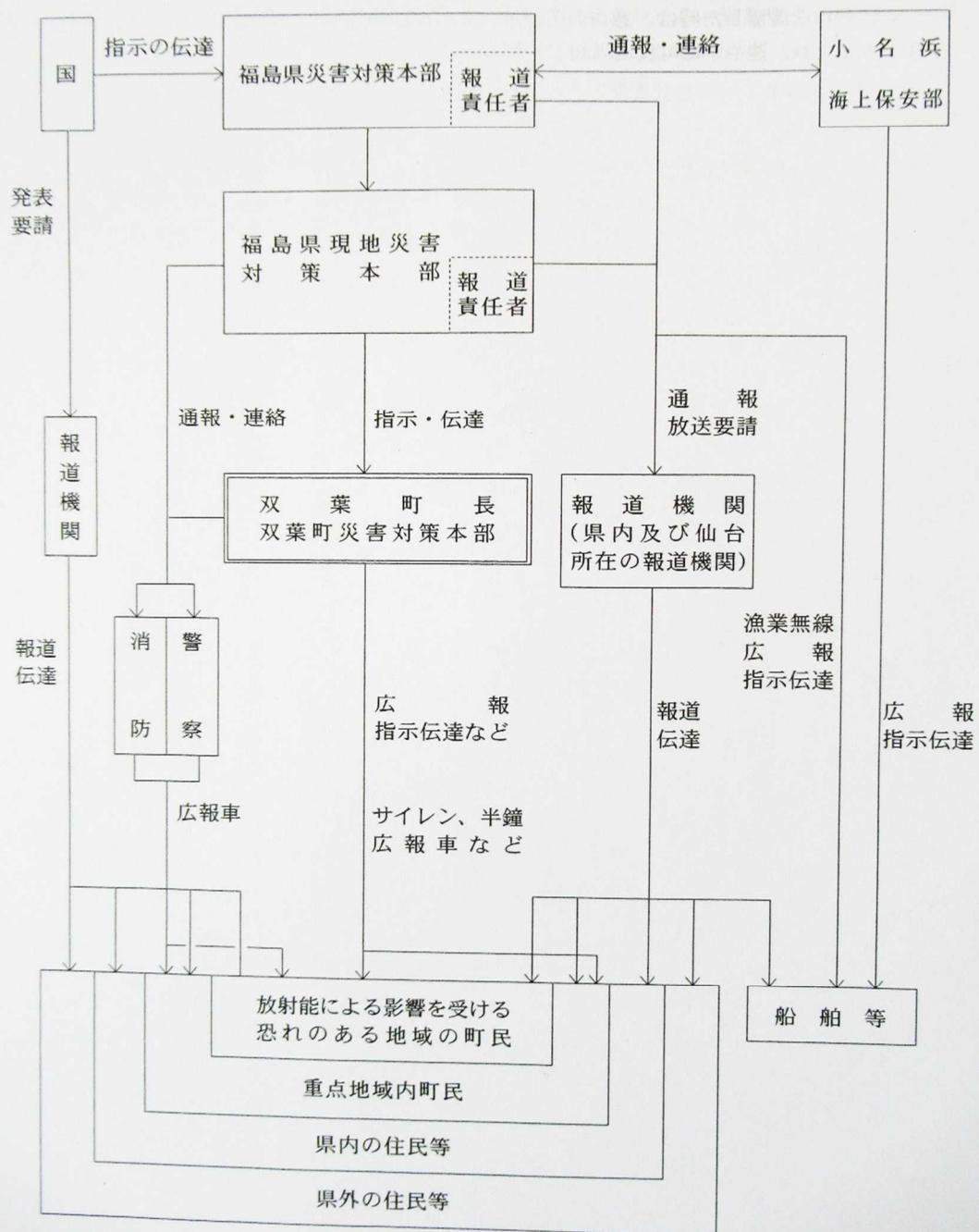
(6) 防災関係機関との情報交換

町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、県、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

資料

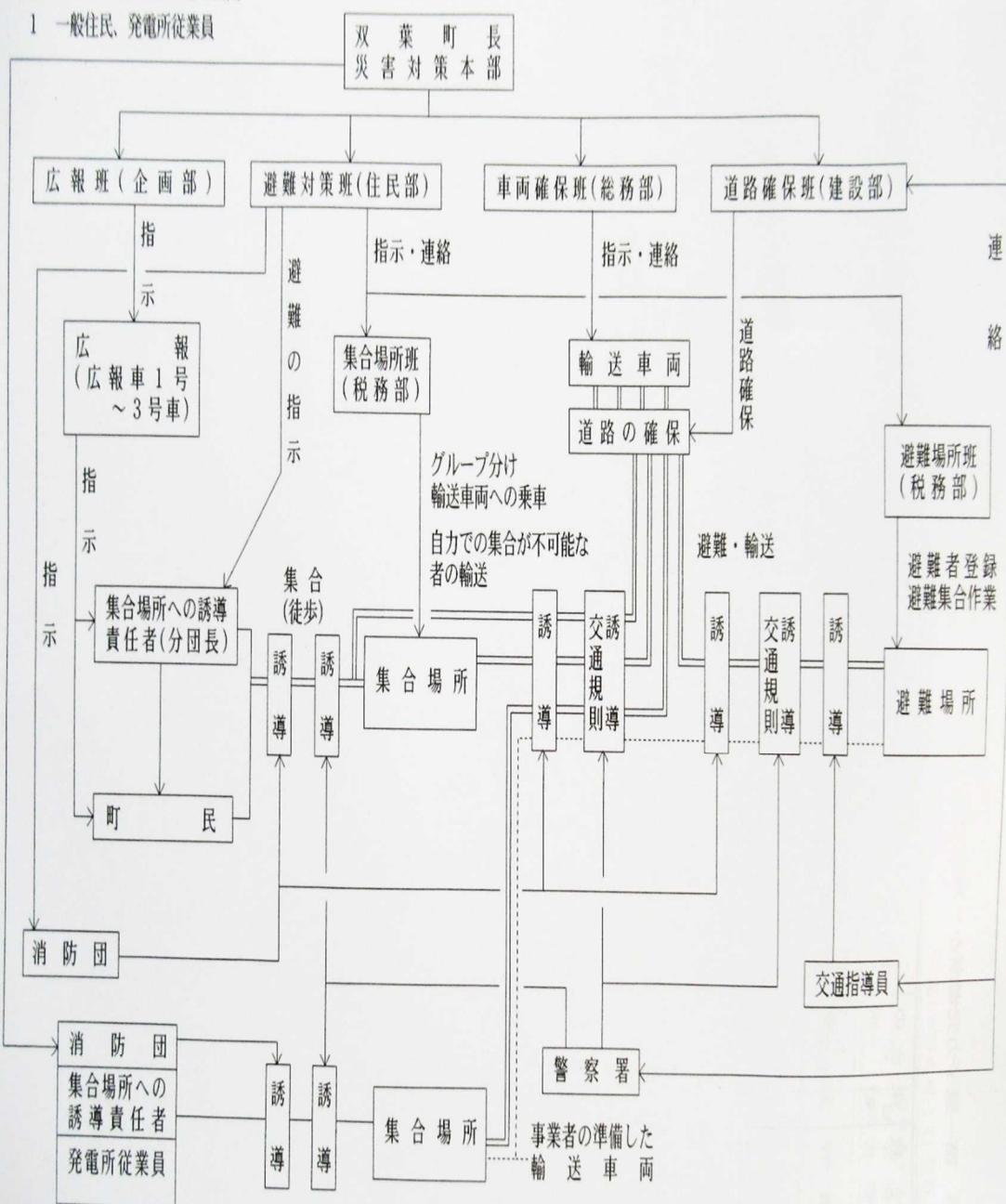
第3 原子力災害応急対策図

(3) 町民に対する広報及び指示伝達系統図

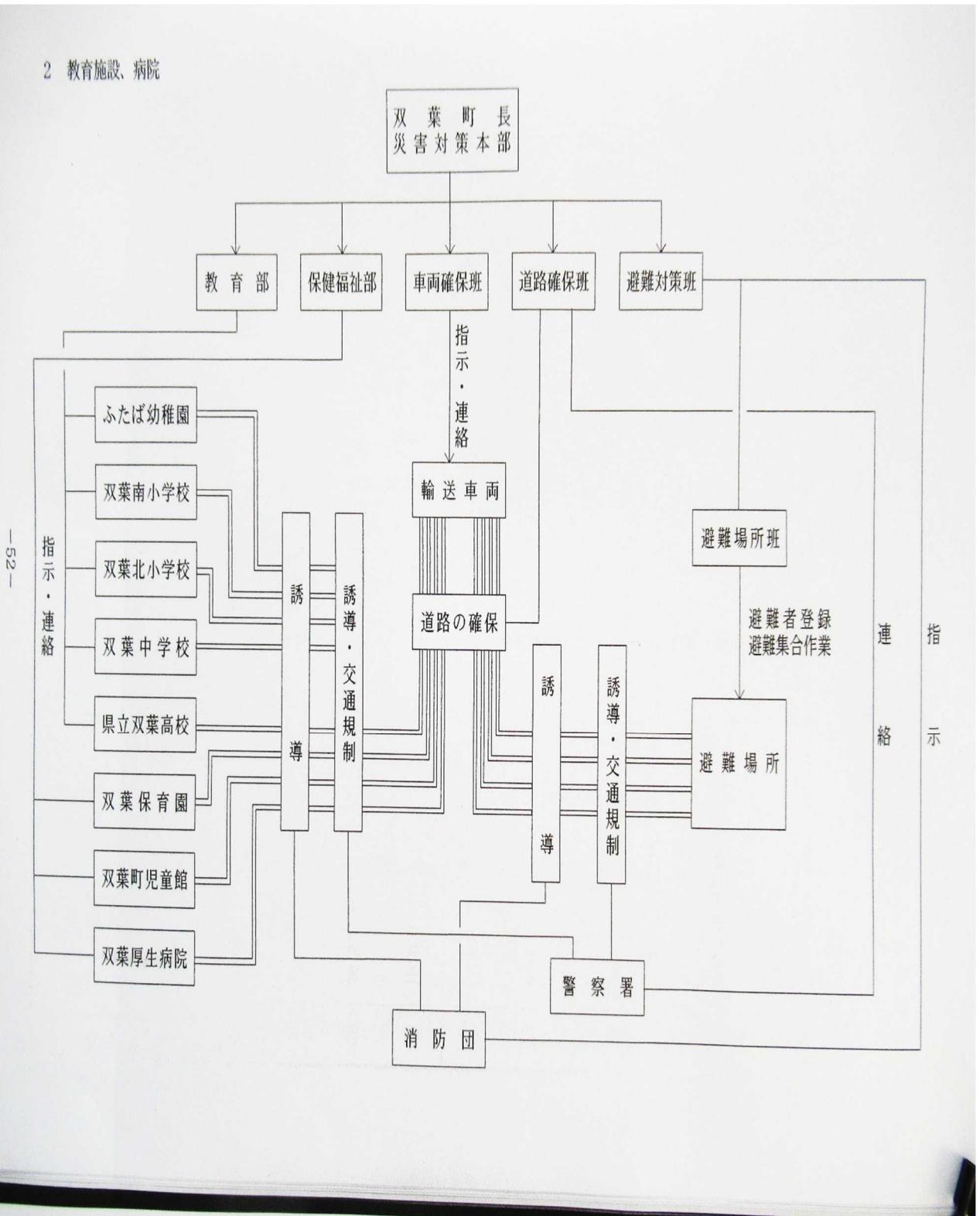


資料3-6-2 避難指示伝達系統図

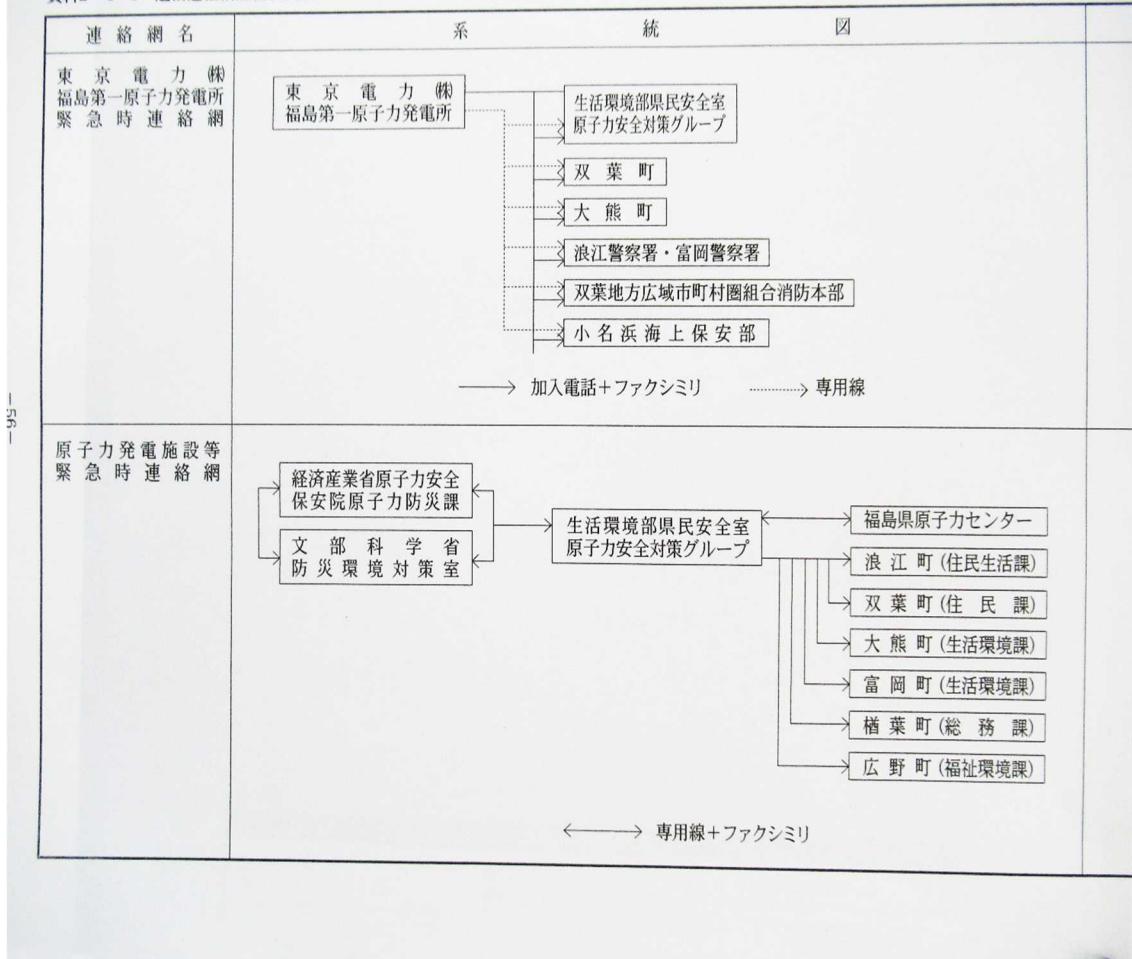
1 一般住民、発電所従業員



2 教育施設、病院



資料2-4-1 通信連絡網整備状況調べ



第2 双葉町原子力防災計画が実施できなかった損害とは

本書50頁「第3原子力災害応急対策計画」から123頁までを一括評価する

1 双葉町災害対策本部の役目

*目的（重複提示）

「この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、福島県（以下「県」という。）及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民及び観光客等の一時滞在者（以下「町民」という。）の安全を図ることを目的とする。」だったが、実態は、政府原子力災害対策本部に与えられた責務及び職場放棄・脱法により、双葉町原子力災害対策本部は双葉町原子力防災計画が実施できなかった。

*防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

【本町において、町民への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避、避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めるにあたっては防災指針において「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」として示されている原子力発電所から半径8～10kmを基準都市、行政区画、自然的・社会的周辺状況を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。この重点地域の範囲を定めるに当たって想定される放射性物質及び放射線の放出形態は、防災指針に定める「原子炉施設等で想定される放出形態」によるものとする。この考え方を踏まえ、本町における福島第一原子力発電所に関する重点地域は、町全域とする。】となっていたが、本件事故に対する政府原子力災害対策本部に与えられた責務及び職場放棄並びに過誤・脱法により、初期避難指示が3km以内という狭隘な

範囲にされたり、事故情報で一番大切な被ばくを避けるための情報、所謂、ベント情報を隠されたことで、大勢の双葉町民たちが甚大な被ばくをさせられたことは人災である。

* 事故後の町の事務又は業務の実体（●頁再掲）

1. 原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練は町民全体に行っていなかった。
2. 携帯電話が不通になり、通信連絡網には不備不足があった。
3. 防災資機材が通用できない規模の事故だった。
4. 発電所周辺の環境条件を云々する場合ではない規模の大きさだった。
5. 事故状況の把握・連絡は原子力防災専門官の任務懈怠で実現していない
6. 県から連絡が無かったので、活動していない。
7. 事故情報を止めて官邸が勝手に決めたので、町は全く関与しない。
8. 姿も形も見ることはできなかった。
9. 官邸が勝手に高い数値を国民に示し、食べさせた。
10. 町は機能不全で何もできなかった。
11. 発電所からの放射性物質の放出が続いているので、各種制限措置の解除はできない。
12. 町はやっていない、不作為にならないかと心配している。

2 原子力災害対応の基本

- * 放射能被害から住民を守ることになっていたができなかった。
- * 原子力保安検査官と原子力防災専門官から双葉町に、オフサイトセンターへの参集の知らせがあり、双葉町の参集要員が参集することになっていたが実現していない。
- * 国、県、町の災害対策本部長は、住民の「生命、身体及び財産」を守ることが法に定められていたができなかった。
- * 原子力防災専門家は、オフサイトセンターの運用、事故時の情報、連

絡、防護などの緊急時対応等について、指導的立場にあった。

* オフサイトセンターの機能と役割分担を共有していた。

上記については、全て行っていない。

3 20mSv/y は誰にとって都合がよいのか

※スピイディ情報を止めさせた者

※官邸に権限を集中させた者

※福島の放射能は大したことが無いと言わせたい者

※切尔ノブイリの被害を小さく知らせた者

※原子力政策の誤りを追及されたくない者

※想定外と言わせた者

※1 mSv/h の 20 倍限度を緩くして、賠償金を減らすためなので、被
告東電を救済することを意味している

※1 mSv/h の影響範囲を 20 分の 1 に狭くできる

※1 mSv では都合が悪い理由

* 初期対応ができなかったことの追及から逃れるため

* 被害エリアを小さくさせたいため

* 住民の命よりも自分たちの職場を守るため

* 住民の避難対応を避けたい市町村・県庁・国・事業者

* 高線量よりも自治体の消滅を避けたい者たち

4 その決定に際して機会は均等で公平だったのか

本件事故前には、原子力防災訓練が発電所所在町を中心にして、行政と住民
が参加して行われてきた。事故直前の平成 22 年 1 月 25・26 日に、福島
県原子力防災訓練が双葉町をメイン会場として第一原発 3 号機で発生したト
ラブルの為に避難訓練を行ってきた。

この訓練を構成した町は、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野
町の 6 町がそれぞれのポジションと役割で、役場職員、消防団員、町内の高齢

者施設、学校、消防、警察、病院そして発電所に隣接する住民ら総勢約3,000人らが参加していた。

平成23年3月11日、訓練とは違う規模の大地震で民家の窓、扉が壊れ、家財が倒壊、散乱し、断水・停電・通信が不通になった。

この後間もなく大津波がそれぞれの町を襲い、多くの人命が犠牲になった。原子力発電所は、双葉町の広報誌「エネルギーのまちふたば」平成17年度版の9頁には、原子力発電所の地震対策として「原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないよう建設されています。『敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること』が原子力発電所の耐震設計の目的です。」その上、原子力発電所の地震対策「地震対策の7つのポイント『①活断層の上には作らない。②岩盤上に建設。③最大の地震を考慮した設計。④信頼性の高い解析プログラムを用いた。⑤自動停止機能。⑥大型振動台による実証。⑦津波に対する対策。』で、万全だった第一原発が」、外部電源喪失と津波で壊れてしまった。

そして、過酷事故が起きたのは、広報誌の資料の出典元の(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）が、双葉町に対して、虚偽の資料を配布していたのである。

さて、「その決定に際して機会は均等で公平だったのか」について、本論に入ると、先ず、原子力防災訓練においては、それぞれの役割が決められていたので、下記のとおりの訓練のメニューを実行していた。

この訓練では、前述の6町は、そろって訓練に参加して、訓練実施計画を共有して、共同して行っていた実歴を誰が操作したのか分からぬが、本件事故後には、6町は事故の情報共有が阻まれ、協議の場から排除されてしまい、対話、協議、合意形成の場が無くされたのである。そうすると、原子力災害合同対策協議会は主要メンバーが欠員しているので、不公平な協議会の開催は不調なので、事後の決定は全てが無効なのである。

第3 避難範囲は物理的、地理的事実から決めるべきもの

1 物理的、地理的避難範囲とは



«図-Aa»

以降は、控訴審において立証する。

2 原審判決の概要

控訴審において立証する。

3 原告の立場

控訴審において立証する。

4 避難指示の遅れによる被ばく被害

控訴審において立証する。

5 世界初のベントの被ばく

双葉町民たちは、国からも東電からも事前通告はされずに、世界初のベントの被ばく者にされてしまった。これを放医研の明石真言は「**双葉地区住民はハイリスク群**」と、悲しい名前を付けている。この事実の責任隠している連中は、マスコミの公表を止めているので、多くの国民は知らない。

最高の被ばく被害に遭った双葉町民について、なぜか原審判決でも扱われていないのが許せない。

6 年間1ミリシーベルト限度は事業者の義務、人類の権利

下記図は、平成17年12月原子力安全・保安院が控訴人に示した資料から転記したもの。これに被控訴人国は抗えない。本件事故前には、100ミリシーベルト以下は発症しないとか、事故が起きたら福島県には20ミリシーベルト基準を採用しますという言葉は無かったので、本件事故後の対応は新たな加害行為に当たる。

原子力施設周辺における放射線の量

原子力施設周辺における放射線防護を考える上では、もともと自然界に存在している放射線（自然放射線）との比較において、適切と判断される放射線防護施設の規模や管理の方法が採用されています。

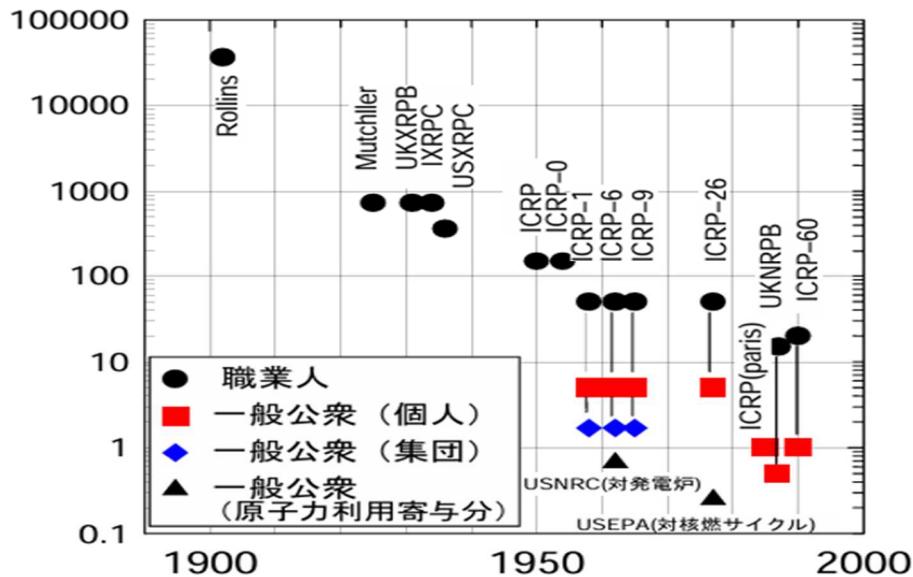
原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。

NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。

世界の許容量の変遷

いわゆる放射線「許容量」の変遷

[ミリシーベルト／年]



ICRPは一般公衆を1ミリシーベルト/年としている。1ミリシーベルト/年を、時間にすると $1,000 \mu\text{Sv}/\text{y} \div 365 \text{日} \div 24 \text{時間} = 0.114 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となる。 $20,000 \mu\text{Sv}/\text{y} \div 365 \text{日} \div 24 \text{時間}$ の場合は、 $2.28 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、これを事故前の平常時と比べると、 $2.28 \div 0.05 = 45.6$ 倍も高くなる。

上羽鳥地区モニタリングポストの12日14時40分40秒の値は $4,613 \mu\text{Sv}/\text{h}$ なので、平常時の92.260倍の高さの被ばくをさせられていた。 $4,613 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を年間にすると24時間×365日では、 $40,409,880 \mu\text{Sv}/\text{y}$ という数値になってしまう。

7 年20ミリシーベルトという数値の不当な加害

年間1ミリシーベルトという数値は、世界が認知している基準である。日本の原発事故によって、1ミリシーベルトを20ミリシーベルトという数値に国際規格はなっていない。20ミリシーベルトという数値を使わないと都合が悪い原子力利権者たちの組織が作った「内閣府原子力被災者生活支援チー

ム」が、ICRP 2007年勧告に在る100ミリシーベルトから20ミリシーベルトの低い方を採用したと公言しているが、ICRPは同時に20ミリシーベルトから1ミリシーベルトの低い方を推奨していることを隠して、被災者、国民を騙している。



ICRP副委員長のジャック・ロシャール氏はこのように語っているのに、内閣府原子力被災者生活支援チームは福島の県民、被災者らを騙している。

20ミリシーベルトの効果とは、一つに被災者数を20分の1にできる。20分の1の考えは、避難の時間も20分の1にでき、損害賠償の総額を20分の1に減らす効果になるが、これは国民が事故前から有していた1ミリシーベルトの既得権の侵害という「サギ行為」につながるので、とても危険なことである。

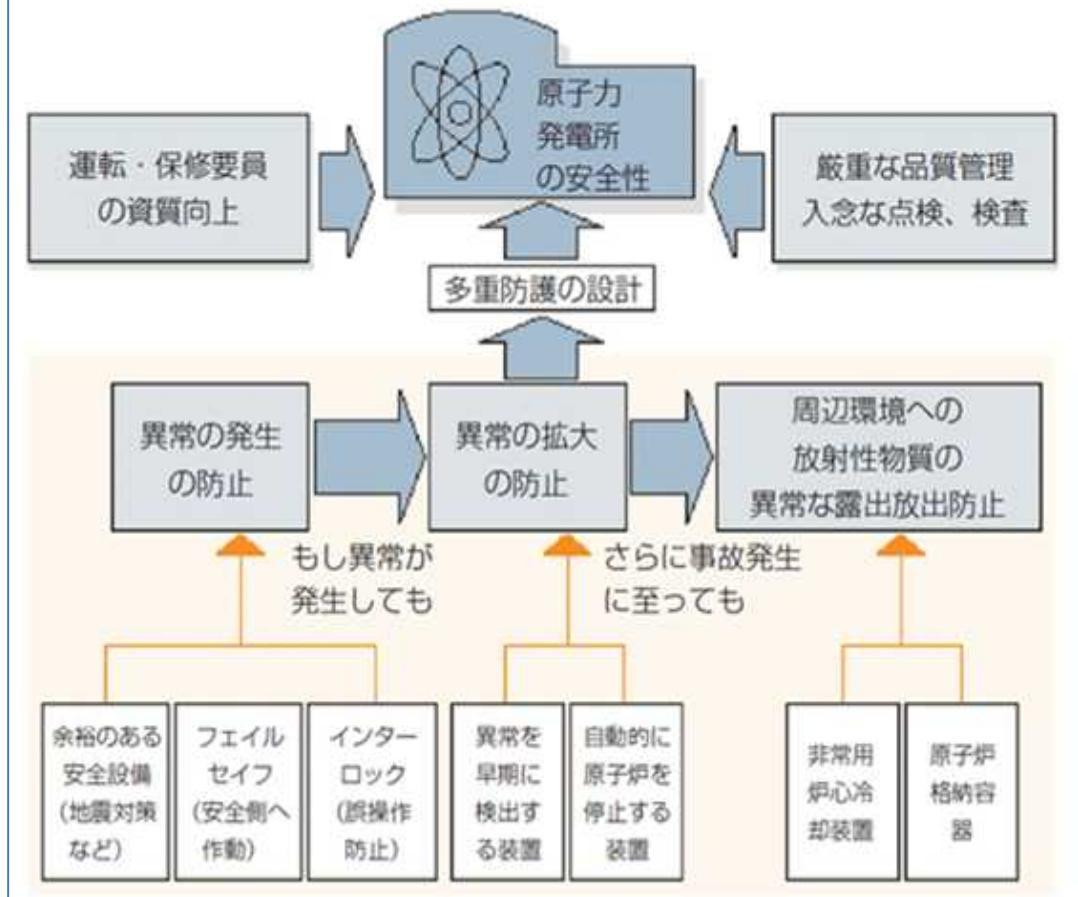
20分の1の効果とは、被害の範囲と被災者数、被災時間、避難をさせない理由、効果の判断がつきにくい除染、被災者追いだし裁判、違法な帰還、被ばく限度の違法な引き上げ及び福島県立医大が行っている偽りの県民健康調査と、損害賠償の正当性等を否定していることに直結している

8 事故の反省からの想定事項

原子力発電所の安全対策は、国による一元的規制に依拠していることを、以下の資料から判断できる。

わが国の安全確保とは（以降、資源エネルギー庁資料より転記したものなので、被控訴人国には異論がないはずである。）

【第 332-1-1】原子力発電所の安全確保に対する考え方



第2節 原子力の安全の確保と安心の醸成

1. 原子力の安全確保に関する基本的考え方と過去の教訓

(1) 原子力の安全確保の考え方

①安全確保の制度

災害防止等の観点から行われる原子力施設の安全規制は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）等の法令に基づき行われています。

具体的には、経済産業省や文部科学省等安全規制を行う国の行政庁において、事業の許可や原子炉設置の許可にあたり、原子力施設の構造等が核燃料物質、原子炉等による災害の防止上支障のないものであること等について審査を行うとともに、その後の建設及び運転の段階においても、各種の認可、検査等の規制を行います。

また、事業許可や設置（変更）許可を行うに当たり、行政庁は、内閣府に設置されている原子力委員会（原子力政策大綱の策定を始め、原子力利用に関する政策等を企画し、審議し、及び決定する機関）及び原子力安全委員会（安全審査に用いられる指針類の策定等、原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規則に関する政策に関する事項等を企画し、審議し、及び決定する機関）に諮詢し、その諮詢を受けた原子力委員会及び原子力安全委員会は、行政庁の行った審査内容を審議します（いわゆるダブルチェック）。

実用発電用原子炉については、原子炉等規制法と電気事業法による規制が行われています。具体的には、設置（変更）許可、保安規定の認可等については、原子炉等規制法により、工事計画の認可、使用前検査、定期検査等については電気事業法により規制が行われています。+

②原子力発電所の安全確保に対する基本的考え方+

原子力発電所等の原子力施設は放射線や放射性物質を取り扱う施設であり、潜在的なリスクを持っているといえます。このため、放射性物質等による外部への影響等の潜在的なリスクを低く抑えることが不可欠です。+

そこで、原子力施設では、「多重防護」の考え方を採用しています。これは、まず「異常の発生を防止する」、次に「異常が発生した場合には早期に検知し、事故に至らないよう異常の拡大を防止する」、そして「事故が発生した場合にも、その拡大を防止し影響を低減する」という三つのレベルでの対策を講ずるというものです。+

また、原子力施設は、地震、**津波等に対しても**、その施設に応じて十分な対策がなされています。 例えば、原子力発電所の耐震設計に当たっては、過去に起こった地震や建設予定地周辺での活断層の存在を詳細に調査して、最も大きな影響を与える恐れのある地震を想定し、その地震が発生した時における安全上重要な建物や機器等の揺れを解析することにより耐震安全性を確認しています。また、原子炉建屋内に設置された地震感知装置が大きな揺れを感じると、原子炉を安全に自動停止する仕組みが備えられています。国の安全規制においては、原子力施設がこうした安全への要求を満たすものであることを確認しています（第332-1-1）。+

※注釈すると、「**津波に対しても**、その施設に応じて十分な対策がなされています。」、「最も大きな影響を与える恐れのある地震を想定し、」と明記されていることは見逃せない。津波、地震は想定されていたので、被控訴人東京電力ホールディングス株式会社と国は、本件事故を「**想定外**」とは決して言えない。

(2) 原子力に係る過去の事故事例とその教訓

過去、国内外での安全確保上重要な事故、トラブルや、原子力施設への大規模な災害が、これまでいくつも発生しています。以下、その概要を紹介します。

①スリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所事故

1979年3月28日、アメリカのスリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所2号機において、機器の故障や誤操作、誤判断が重なったために炉内構造物の一部溶融に至る事故が発生しました。この事故によって、発電所から80km以内の住民が延べ20人、1人当たり0.01ミリシーベルト⁷の放射線を受けました。

我が国では、この事故の教訓として、安全基準、安全審査、安全設計、運転管理、防災及び安全研究という広い範囲にわたる52項目の反映事項を抽出し、原子力発電所のより一層の安全確保を図ることとしました。

②チェルノブイリ原子力発電所事故

1986年4月、旧ソ連ウクライナ共和国チェルノブイリ原子力発電所4号機において、運転員の数々の規則違反と安全設計上の問題から、出力が急上昇し原子炉と建屋の構造物の一部が破壊に至る事故が起きました。この事故により、消火に当たった消防士を含む31名が数ヶ月以内に死亡、また、放出された放射性物質は国境を越えて、隣接するヨーロッパ諸国を中心に広範囲に拡散される結果を招きました。

我が国では、原子力安全委員会が1986年5月に「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」を設置して調査審議を行い、1987年5月に報告書を取りまとめ、その中で、我が国の原子力発電所は、チェルノブイリ原子力発電所とは設計、構造が大きく異なることから同じ様な事故が起こることは極めて考えにくく、現行の安全規制について早急に改めるべきものはないとしたしました。しかしながら、より一層の安全確保の観点から、原子力防災対策の充実、安全意識の醸成、安全性に関する国際協力の推進等の7項目が事故の教訓として指摘されました。

③美浜発電所 2号機蒸気発生器伝熱管損傷事象⁴⁴⁾

1991年2月、関西電力㈱美浜発電所2号機（定格出力にて運転中）において、蒸気発生器の伝熱管1本が破断し、原子炉が自動停止するとともに非常用炉心冷却装置（ECCS）が作動しました。伝熱管が破断した原因是、蒸気発生器伝熱管の振れ止め金具の施工不良（大幅な挿入不足）により異常な振動が発生し、材料の疲労によって破断に至ったことだと判断されています。この事象では、放射性物質が外部へ放出されましたが、その量は極わずかであり、周辺環境への影響は認められませんでした。⁴⁴⁾

この事象を踏まえ、各電気事業者は、品質保証活動の強化、蒸気発生器伝熱管の健全性の向上、保守管理方法の改善といった自主保安活動の強化を図ることとし、また、通商産業省（当時（現経済産業省））も、原因となった振れ止め金具の工事計画の審査及び検査対象への追加や、定期検査・安全評価の充実、品質保証活動に対する指導・監督の強化といった安全確保対策の一層の充実を図ることとしました。なお、美浜発電所2号機は、蒸気発生器を新しいものに取り換える等の再発防止対策を取った上で、1994年10月に運転を再開しています。⁴⁴⁾

④高速増殖原型炉「もんじゅ」二次系ナトリウム漏えい事故⁴⁵⁾

1995年12月、福井県敦賀市にある動力炉・核燃料開発事業団（現日本原子力研究開発機構）の高速増殖原型炉「もんじゅ」において、性能試験の出力上昇中、二次冷却系⁴⁶⁾からナトリウムが漏えいしました。ナトリウムが漏えいした原因是、二次冷却系の配管に取り付けられた温度計のさや管の設計が不適切であったためで、さや管がナトリウムの流れによって振動し、破損してナトリウムが漏えいしたものと判断されました。この事故では、放射性物質による従事者や環境への影響はなかったものの、ナトリウムの漏えいが発生したこと、更に事故後の情報公開をめぐる不適切な対応から、社会に不信感と不安感をもたらすこととなりました。⁴⁵⁾

⑤ウラン加工工場臨界事故

1999年9月30日、(株)ジー・シー・オー (JCO) のウラン加工工場の転換試験棟において臨界事故が発生しました。この事故は、我が国で初めての臨界事故で、臨界に伴って発生した放射線により、現場にいた作業員3名が重度の被ばくをし、そのうち2名が死亡しました。また、健康に影響が出るレベルではありませんでしたが、従業員、防災業務関係者、周辺住民等多くの人々が被ばくしました。更に、事故の際、事故現場から半径350m圏内の住民への避難要請や半径10km圏内の住民への屋内退避勧告が行われる等、我が国では前例のない規模の事故となりました。

この事故を教訓として、万が一、重大な事故が生じた場合、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置すること等、原子力の防災対策の強化・充実を図ることを目的に原子力災害対策特別措置法が1999年12月に制定されました。また、原子力保安検査官の原子力施設への配置、事業者の保安規定遵守状況を確認する検査制度の創設等を内容とする原子炉等規制法の改正も同時に行われました。

⑦女川原子力発電所の耐震安全性評価

2005年8月16日、宮城県沖で発生した地震により、女川原子力発電所1～3号機が自動停止しました。地震により安全上問題となるような被害は発生しなかったものの、観測された地震動に基づく応答スペクトルが設計時の想定を一部上回っていたことが判明しました。これを受け、原子力安全・保安院では、安全確保に万全を期す観点から、東北電力(株)に対して、
今回の地震による女川原子力発電所各号機の安全上重要な設備の詳細な評価
今回の地震で観測された観測波の岩盤表面の応答スペクトルが周期によっては基準地震動の応答スペクトルを超えることになった要因の分析・評価を指示しました。2005年11月25日に東北電力(株)は、要因は地震の地域的な特性によるものと考えられるとの分析結果を報告するとともに、2号機の耐震安全性の評価について原子力安全・保安院に報告を行いました。また、2006年1月20日には3号機の、5月19日には1号機の耐震安全性の評価について報告しました。
原子力安全・保安院では東北電力(株)からの報告を受けて、耐震・構造設計小委員会を開催し、女川原子力発電所の耐震安全性について検討を行いました。その結果、2005年12月22日に2号機の耐震安全性は確保される旨の報告書を取りまとめました。また、2006年3月1日には3号機の、2006年9月13日には1号機の耐震安全性は確保される旨の報告書を取りまとめました。

⑧新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響

2007年7月16日新潟県上中越沖を震源地（深さ17km）とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。この地震において東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所の2号機、3号機、4号機、7号機は設計通り安全に自動停止（1号機、5号機、6号機は定期検査のため停止していた）し、原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」という基本的な安全機能は確保されたものの、自衛消防体制や、情報連絡体制の不備、地震が設計時の揺れを大きく上回る等の課題が明らかになりました。原子力安全・保安院では原子力事業者に対し、自衛消防体制の強化や、情報連絡・提供体制の構築、耐震安全性の確認について指示するとともに、国や原子力事業者において、より的確な対応策が講じられるよう「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を設置し、新潟県中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所に及ぼした具体的な影響の事実関係についての調査や国及び原子力事業者の今後の課題と対応について検討を進めているところです。

※このときの反省と対策が不十分だったので、本件事故が起きた。

2. 原子力の安全確保に関する最近の取組

(1) 原子力安全規制の改革

2003年に導入された検査制度の定着を図るとともに、原子力発電所の高経年化の進展等を踏まえて、2005年11月より検査の在り方に関する検討会が再開されました。その審議を踏まえて2006年9月に報告書が取りまとめられ、2008年8月に電気事業法及び原子炉等規制法に基づく経済産業省令が改正され、一律の検査からプラントごとの特性に応じたきめ細やかな検査へと移行しました。新制度では、①定期検査前に保全計画を国に届けさせ、事業者に保全活動が継続的に改善されていることを国が事前確認すること、②継続的改善のため、経年劣化データの採取・蓄積、これらに基づく日常保全から高経年化に至る劣化評価を事業者に義務付けること、③事業者は運転中の機器の状態監視を充実させ、国は、その実施状況を審査すること、の3点が追加されています。この新たな安全規制体制は、2009年4月1日より運用が開始されています。

(2) 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う原子力安全・保安院の対応について⁴⁾

2006年9月、原子力安全委員会は、最新の地震学及び地震工学に関する科学技術的知見並びに耐震設計技術の改良・進歩を反映させ、発電用原子炉施設の耐震安全性に対する信頼性を一層向上させることを目的に、「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類」（以下「耐震指針」という。）を改訂しました。改訂時点で原子炉設置許可申請の審査がなされていた実用発電用原子炉等及び改訂後に申請がなされた実用発電用原子炉等は、新耐震指針によって審査されることとなります。⁴⁾

この耐震指針改訂の際、原子力安全委員会から既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認要請があつたことを受け、原子力安全・保安院は、耐震安全性の一層の向上を図るため、同年9月に各原子力事業者等に対し、新耐震指針に照らした耐震安全性評価（バックチェック）を実施し、その結果を原子力安全・保安院に報告することを求めました。また、原子力・保安院は、2007年7月に発生した新潟県中越沖地震を踏まえて耐震安全性評価に反映すべき事項を取りまとめ、原子力事業者等に対して耐震安全性再評価の実施計画の見直しを指示しました。2008年3月末までに、原子力事業者等は各サイトで1基以上を選定し、耐震安全性評価結果に係る中間報告書等を原子力安全・保安院に提出しました。原子力安全・保安院では、順次その内容の妥当性について厳正に評価を実施しており、2010年2月現在、九つのサイト・十一基の原子力発電所及び六ヶ所再処理施設、特定廃棄物管理施設の耐震安全性について妥当であると評価し、その結果を原子力安全委員会へ報告しています。⁴⁾

また、地震学・地質学の分野は、近年新たな科学的・技術的知見が得られている分野であり、最新の知見を収集し、必要なものは反映する等、耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことが重要です。このため、原子力安全・保安院は、新たな知見を継続的に収集し、評価への反映等について毎年公開で検討する等の仕組みを2009年5月に構築しました。本取組により、原子力施設の耐震安全性の信頼性を一層向上させることとしています。⁴⁾

(3) 原子力防災対策等について

①原子力災害対策特別措置法

1999年9月のJCOウラン加工施設における臨界事故への対応において、初動段階で事故の状況の迅速かつ正確な把握ができなかったこと等の問題が明らかになりました。このため、1999年12月に①迅速な初期動作の確保、②国と地方公共団体との有機的な連携の確保、③国の緊急時対応体制の強化、④原子力事業者の責務の明確化等を規定した「原子力災害対策特別措置法」が成立し、原子力防災対策が抜本的に強化されました。

原子力災害対策特別措置法は、災害対策基本法の特別法として、原子力災害予防に関する原子力事業者の義務、原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることにより、原子力災害対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

この法律に基づき、国は、地方公共団体及び事業者との連携を図りつつ、緊急時における防災拠点である「オフサイトセンター」を各原子力施設の所在地に合計22カ所整備しました。また、防災訓練の実施、防災資機材の整備、避難体制の整備等、万が一の原子力災害に備えた対応機能の更なる強化を進めています（第332-2-1）。

【第332-2-1】原子力災害対策特別措置法の概要

迅速な初期動作の確保	原子力事業者からの一定の事象が生じた場合の通報の義務付け。 事象の推移に応じて、あらかじめ定められた事象に至った場合には、主務大臣は内閣総理大臣へ報告。 内閣総理大臣の「原子力緊急事態宣言」の実施及び自らを本部長とする「原子力災害対策本部」の設置。 現地オフサイトセンターへの「原子力災害現地対策本部」の設置及び地方公共団体等と「原子力災害合同対策協議会」を組織。
国と地方公共団体との有機的な連携の確保	平時から原子力防災専門官の現地駐在。 オフサイトセンターへの原子力災害合同対策協議会の組織。
国の緊急時対応体制の強化	原子力災害対策本部長に対する関係機関の長や原子力事業者への必要な指示を行うための権限の付与。 原子力災害対策本部長への自衛隊派遣の要請権限の付与。 原子力災害対策本部長の主要な権限が委任されている現地対策本部長の、現地における実質的な責任者としての関係機関との調整や指示。
原子力事業者の責任の明確化	原子力事業者に対する原子力事業者防災業務計画の作成の義務付け。 原子力防災要員及び原子力防災資機材を備えた原子力防災組織の設置。 原子力事業所ごとの原子力防災管理者等の選任。 関係者への通報を確実にするための放射線測定設備の設置。

②原子力施設に対する防護体制について⁴⁹

核物質の盗取、原子力施設への妨害破壊行為からの防護対策については、核物質輸送時の防護対策や核物質を使用した犯罪に対する処罰等を規定する核物質防護条約の締約国として、原子力事業者の防護区域の設定、監視装置の設置、治安機関との連絡体制の整備等の核物質防護に関する規制を行う原子炉等規制法等によって対応しています。より厳しさを増しているテロ脅威に的確に対応し、我が国の原子力発電所等の防護水準を国際的に遜色のないレベルにまで引き上げるため、国際原子力機関（IAEA）ガイドラインを踏まえ、抜本的核物質防護対策の強化を図るため、設計基礎脅威（DBT）の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る機密保護制度を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を2005年12月に施行しました。⁵⁰

また、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件直後及びアメリカ等によるイラク攻撃の開始後、経済産業大臣から国家公安委員長、国土交通大臣に対して原子力発電所等の安全確保に対する協力を依頼し、このような中で警察及び海上保安庁による24時間体制での原子力発電所警備が実施されている等、原子力施設等の防護強化が実施されています。⁵¹

(4) 安全研究の推進について⁵²

2004年7月に原子力安全委員会は、「原子力の重点安全研究計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、原子力の安全規制活動を向上させるため、重点的に進めるべき安全研究及びその推進方策を関係機関に提示しました。⁵³

2009年度においても、第1期計画を踏まえた安全研究が、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等において着実に実施されています。⁵⁴

また、第1期計画が2009年度で終了することに伴い、原子力安全委員会は、2010年度からの5年間を対象とする「原子力の重点安全研究計画（第2期）」を2009年8月に策定しました。⁵⁵

4. 2009（平成 21）年度において原子力等に係る安全確保に関して講じた施策⁴⁾

（1）新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力安全・保安院の取組⁴⁾

2007年7月16日10時13分頃、新潟県中越沖でマグニチュード6.8の地震が発生しました。

この地震において、東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所の2号機、3号機、4号機、7号機は設計とおり安全に自動停止（1号機、5号機、6号機は定期検査のため停止していた）し、原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」という基本的な安全機能は確保されたものの、地震時に起きた変圧器火災への対応や情報連絡・発信の不備等、初動体制の問題が浮き彫りになりました。また、柏崎刈羽原子力発電所は設計時の想定を大きく超える揺れに見舞われ、地震の影響を受けた施設の健全性、耐震安全性等について検討を行うこととなりました。⁴⁾

このような課題を踏まえ、原子力安全・保安院では原子力事業者に対し、自衛消防体制の強化や、迅速かつ厳格な情報連絡・提供体制の構築、耐震安全性の確認について指示するとともに、国や原子力事業者において、より的確な対応策が講じられるよう「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を設置し、新潟県中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所に及ぼした具体的な影響の事実関係についての調査や国及び原子力事業者の今後の課題と対応について検討を進めているところです。自衛消防体制や情報連絡・提供体制については、2008年2月に専門家から成る審議会において提言がとりまとめられて以来、事業者及び原子力安全・保安院においてはその提言を具体化する取組を進めてきています。その一環として、大規模地震等の際、地元住民を始めとする国民の皆様に対して迅速かつわかりやすい情報提供を行うため、原子力施設関連の安全情報についての緊急情報メールの配信を行う「モバイル保安院」を2008年7月に開設しました。また、原子力施設の耐震安全性については、原子力安全委員会が定めた新耐震設計審査指針に基づき、今回の地震から得られた知見を踏まえて確認をした結果、東京電力が評価した新しい基準地震動は妥当であり、それに対する7号機の耐震安全性は確保されるとの評価結果を2009年1月30日に原子力安全・保安院として、取りまとめました。また、施設の健全性については、原子力安全・保安院が2009年6月29日に7号機の継続的かつ安定的な運転に安全上の問題はない評価する報告書を取りまとめ、同日、原子力安全委員会に報告しました。これを受け、同機は同年7月2日に原子力安全委員会から原子力安全・保安院の評価は妥当とする見解が示され、同年12月28日に営業運転を再開しました。⁴⁾

6号機については、施設の耐震安全性について、2009年6月29日に新しい基準地震動に対する耐震安全性は確保されるとの評価結果を取りまとめました。また、施設の健全性については、2009年10月9日に継続的かつ安定的に運転する上で安全上の問題がないと評価する報告書を取りまとめ、同年10月15日に原子力安全委員会に報告しました。同機は同年10月30日に原子力安全委員会から原子力安全・保安院の評価は妥当とする見解を示され、2010年1月19日に営業運転を再開しました。原子力安全・保安院としては、その他の号機についても厳格に安全確認を行っていくこととしています。+

さらに、国際連携については、2008年6月柏崎市においてIAEA国際耐震ワークショップが開催され、耐震安全性に関する各国の最新の情報及び知見の交換が行われました。また、同年12月にIAEAによる第3回目の調査が実施され、前回の調査から経過した約1年の間に実施された機器・建屋の点検等設備の健全性の確認や、敷地周辺の活断層評価、基準地震動評価等について議論が行われたほか、現地における視察が行われました。その結果としては、耐震強化工事が大変進んでいることを確認し、IAEAとしてミッションで得られた知見については加盟国間で広く共有され、国際的な原子力安全の向上に資するものとして評価されました。また、2010年3月柏崎市において第二回目のIAEA国際耐震ワークショップが開催されました。+

地元への対応としては、「中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所に関する調査・検討状況についての住民説明会」を2008年1月12日に柏崎市で初めて開催して以来、新潟県内各地で計十五回開催しました（2010年2月末日現在）。また、2009年3月7日～10日と同年7月20日～23日に、柏崎市の要請を受け、原子力安全・保安院と柏崎市との共催で柏崎市民説明会を計9回開催しました。これらの説明会には、のべ2,000人の参加がありました。さらに、地元自治体や議会に対しても随時説明を行ってきました。経済産業省としては、引き続き安全確保に万全を期すとともに、徹底した情報公開と、積極的な広聴・広報活動を行っていくこととしています。+

(2) 最新の技術的知見の蓄積及びその安全規制への反映／検査技術や手法の高度化

原子力安全に係る最新の技術的知見の蓄積及びその安全規制への反映、検査技術や手法の高度化を目的とした実証事業、委託による技術調査等に関する2009年度の予算総額は16,432百万円（原子力発電安全対策予算及び核燃料サイクル施設等安全対策予算の総額）であり、同予算に基づき事業を実施したところです。+

(3) 原子力安全規制に関する広聴・広報活動の強化

原子力の利用においては、原子力施設立地地域を始めとした国民の理解が大前提です。そのため、原子力安全・保安院では、原子力の安全に関する説明責任を果たし、理解の醸成・信頼の獲得につなげるための多様な取組を行っています。+

特に2009年度は、立地地域に常駐している原子力保安検査官を中心となり、その活動状況等を地元にお知らせするなど、積極的に地元との双方面コミュニケーションを図る「一日原子力保安検査官事務所」を全国の立地地域にて開催しました。また、立地地域への広報誌（「原子力安全・保安院通信」）やパンフレットの配布、各種シンポジウムの開催、ホームページでの情報提供などを通じ、広聴・広報活動を行いました。+

引き続き、安全確保に万全を期すとともに、国民にわかりやすい広聴・広報活動を行い、理解を得られるよう努めていきます。+

(4) 防災対策

①防災訓練の実施、防災資機材の整備、避難体制の整備等、万が一の原子力災害に備えた対応機能の強化

原子力災害対策特別措置法に基づき、国・地方公共団体・原子力事業者等が共同して行う原子力総合防災訓練については、十分な効果が得られるよう、地域や施設の特性、その年の重点訓練項目等を考慮して、国がその計画を定め実施しています。+

また、原子力施設等において緊急事態が発生した場合、対策を迅速かつ的確に実施するため、原子力防災業務関係者の対応能力向上を目的とした研修等を実施しており、また、情報伝達・表示炉内状況予測、放射性物質放出予測及び緊急時判断に関する機能を持つ緊急時対策支援システム（ERSS）や原子力施設から放出される放射性物質の情報をもとに周辺環境における放射性物質の空気中濃度・被ばく線量等を地形や気象を考慮し迅速に予測するシステム（SPEEDIネットワークシステム）等の運用改良、保守点検等も行っています（3,770百万円（経済産業省分）、1,845百万円（文部科学省分））。+

さらに、緊急時連絡網、防災活動資機材、緊急時医療施設等の整備等、道府県の原子力防災体制強化への取組に対して、交付金制度等を設け支援しています（3,018百万円（経済産業省分）、877百万円（文部科学省分））。+

※上記「(4) 防災対策について」の全部について以下に論評する。

防災訓練の実施は行ってきていた。防災資機材の整備等は本件事故に際して、整備されていたとは思えない。避難体制の整備で言えば、政府原子力災害対策本部と政府原子力災害現地対策本部の機能不全で、本件事故では最悪・最低だった。避難開始時間が大幅に遅延し、避難が手遅れになり、被ばくをさせられながら逃げたというのが実際の状況だった。電気事業者と、規制する側の原子力安全・保安院の任務懈怠からくる責任放棄が先になり、発電所周辺住民の救助・救済が行われなかつたことは、双葉病院事件で証明されている。

したがって、万が一の原子力災害には何も備えられていなかつた。

原子力災害対策特別措置法（以降、「原災法」という。）に基づいた防災訓練は行ってきたが、この訓練で確かめ合つたことは全部闇に葬られてしまい、国が定めた計画は全く生かされなかつた。

このため、情報の伝達・表示、炉内状況予測、放射性放出予測、緊急時判断に必要な緊急時対策支援システム（ERSS）、SPEEDI ネットワークシステム等の情報は政府原子力災害対策本部によって遮られ、現場を預かる双葉町原子力災害本部長に届けられたことが無い。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故と原子力行政庁の規制の任務懈怠による本件事故の被害・損害を主張し、記録を後世に残し、本件事故の深層は、政府機関及び原子力規制行政職員らの陰謀によって、事実が隠蔽されウソで固められ、双葉町民は回復し難い、歴史に残る最高の被害の犠牲者であることについて、言い伝えることを目指している。

②原子力施設に関する防護体制の強化、推進

原子力施設においては、外部からの侵入者の抑制、センサー等の設置による早期発見等を目的とした「防護措置」を講じることが、原子炉等規制法により義務付けられています。†

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件以降は、警察庁、海上保安庁の協力を得て、主な原子力施設に対する警察官の配置等所要の警備強化が行われているとともに、より厳しさを増しているテロ脅威に的確に対応し、我が国の原子力施設の防護水準を国際的に遜色のないレベルにまで引き上げるため、核物質防護規定の遵守状況に関する国の検査制度の新設等を内容とする原子炉等規正法の改正が行われ、2005年12月に施行されました。また、原子力施設を対象にした妨害破壊行為等の対応策等について、IAEA等で国際的にも議論が行われてきていることから、原子力施設に係る核物質防護対策に資するべく、諸外国の規制対応、基準等の整備の状況を調査するとともに、原子力施設に係る防護要件の検討等を行っています（101百万円）。†

※上記の事案は、国税の無駄使いなので、返却しなければ違法支出になる。

小括

本書152頁 スリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所事故

「1979年3月28日、アメリカのスリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所2号機において、機器の故障や誤操作、誤判断が重なったために炉内構造物の一部溶融に至る事故が発生しました。この事故によって、発電所から80km以内の住民が延べ20人、1人当たり0.01ミリシーベルトの放射線を受けました。」と、記されていることに注目した。0.01ミリシーベルトは、10マイクロシーベルトなので、2011・3・12に双葉町民が浴びた放射線量は、双葉町上羽鳥地区のモニタリングポストが4,613マイクロシーベルトを記録しているので、双葉町民は、アメリカ国民より461倍の被ばくをしていた。この事実をひたすら隠している政府原子力災害対策本部（原告は正式とは認めていない組織）は、犯罪者集団である。

更に「わが国では、この事故の教訓として、安全基準、安全審査、安全設計、運転管理、防災及び安全研究という広い範囲にわたる 52 項目の反映事項を抽出し、原子力発電所のより一層の安全確保を図ることとしました。」と記されている。この記述が本当であれば、本件事故は起らなかつたのである。

「この耐震指針改訂の際、原子力安全委員会から既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認要請があったことを受け、原子力安全・保安院は、耐震安全性の一層の向上を図るため、同年 9 月に各原子力事業者等に対し、新耐震指針に照らした耐震安全性評価（バックチェック）を実施し、その結果を原子力安全・保安院に報告することを求めました。」ということは、本件原発事故は安全規制を担っていた国に責任があると、ここで証明される。

162 頁

「～地元自治体や議会に対しても隨時説明を行ってきました。**経産省**としては、引き続き安全確保に万全を期すとともに、徹底した情報公開と、積極的な広聴・広報活動を行っていくこととしています。」と記されていたことを、本件事故後に読むと、**経産省**が徹底したウソの作文の情報管理で、積極的に地元自治体を騙していたことが、明確に立証できるので、原審判決の被告国に事故の責任は無いと判示したことは間違ったものである。

9 米国 NRC におけるリスク・コミュニケーションとは

コミュニケーションに対するNRCの姿勢

NRCは、認可取得者、市民、議会等と広くコミュニケーションを行い、専門性が高く合理的な規制活動により信頼を醸成する。

NRCが安全規制活動を実施するための 5つの原則(Principals)

- 公開(Openness)
 - 原子力規制は市民の課題であり、公的かつ率直に取り扱わなければならない。法に定められているように、規制プロセスを市民に伝え、市民が規制プロセスに参加できる機会を設けなければならない。議会、他の政府機関、認可取得者、市民、さらには海外の原子力界と開かれたコミュニケーション・チャネルを維持しなければならない。
- 独立(Independence)
 - 最高レベルの倫理観と専門性以外の何ものも規制に影響を及ぼすべきではない。しかし、独立は孤立を意味するものではない。認可取得者及び利害関係のある市民から広く事実や意見を求める必要がある。公共の利益は多岐にわたり、互いに矛盾することもあるが、これを考慮しなければならない。最終決定は、全ての情報の客観的かつ公平な評価に基づいて行い、理由を明記した上で文書化しなければならない。
- 効率性(Efficiency)、明瞭(Clarity)、信頼性(Reliability)

NRC職員が行動指針とする7つの価値(Values) (5つの原則に基づく行動指針)

- 誠実(integrity)
 - 職場の関係、慣行、判断等が、信用できる(trustworthy)、信頼できる(reliable)、倫理的、偏らない
- サービス(service)
 - 公衆及びNRCの仕事で影響を受ける人々に対し、対応が早い(responsive)、説明できる(accountable)、積極的(proactive)
- 公開(openness)
 - コミュニケーション及び意思決定が、透明である、率直である(forthright)
- コミットメント(commitment)
 - 公衆の健康ならびに安全、セキュリティ及び環境に對し、ひたむきである(dedicated)、真摯である(diligent)、慎重である(vigilant)
- 尊敬(respect)
 - 個々の多様性、役割、信条、視点及びワークライフバランスに関して、専門的である、丁寧である、客観的である、思いやりがある
- 協力(cooperation)
- 卓越性(excellence)

3

※解説：NRCの5つの原則は、作文主義の日本と、現場主義のアメリカの原発に対する姿勢の違いを見ることがある。津波対策を執らせなかった日本の原子力安全委員会と、原子力安全・保安院はこれに反していたから、事故を招いてしまった事がここで証明される。

《※解説：は、原告の主觀で書いたものである。》

NRCのリスク・コミュニケーションのガイドライン①

- NRCは、リスク情報を活用した規制を取り入れるにあたり、それをどのようにNRC内外に説明すべきか検討を行い、NRCスタッフが効果的なリスク・コミュニケーションを実施するため考慮すべきことを分かりやすくまとめたガイドラインを作成、公表している。
 - 外部とのリスク・コミュニケーションのガイドライン(NUREG/BR-0308, 2004)、内部とのリスク・コミュニケーションのガイドライン(NUREG/BR-0318, 2004)、ガイドラインの技術的根拠(NUREG/CR-6840, 2004)、クライシスコミュニケーション(NUREG/CR-7032, 7033)
- ガイドラインでは、リスク・コミュニケーションの定義、目的のほか、その準備、実施、評価等の各段階において考慮する必要がある事項を、具体例を交えて解説している。
 - 関係者の認識の把握、信頼と信用の構築、効果的なメッセージ作成、技術的な情報の伝達、効果的な対話、誤解への対処、難しい質問への回答、対立の処理等

1. リスクコミュニケーションの定義

リスク・コミュニケーションとは、健康、安全、セキュリティまたは環境に関して懸念を生じさせるような題材についての、対話または文書を用いた双方向のプロセスである。リスクコミュニケーションは、「リスク評価」、「リスクマネジメント」、「公衆」の間に本質的な繋がりを与える。

2. リスクコミュニケーションの目的（抜粋）

NRCは、資源の優先配分や代替措置の決定のため、リスクの概念を事象の発生確率とその影響で評価している(リスク=確率×影響)。これに対し、公衆は、何か悪いことが起こる確率と同時に、動搖させられる状況か※という観点も併せてリスクを認知している(リスク=ハザード+激怒させる状況)。このように認識が異なる者の間で対話をうため、リスク・コミュニケーションが必要になる。

※認知されているハザードの大きさ、ハザードに関する知識の欠如、ハザードを管理する機関への不信、メディアの関心のレベルなどが含まれる。



4

NRCのリスク・コミュニケーションのガイドライン②

3. 信頼と信用の構築（抜粋）

信頼を得るには、専門知識だけでなく、共感度、誠実さ及び約束事を守る態度が重要である。対話を行う際には、計画を立てて準備し、率直かつ誠実に取り組み、他の信頼できる人材と調整・協力を図る。公衆の懸念を無視したり、情報を隠したり、弁解してはいけない。

4. 効果的なメッセージの作成（抜粋）

- ・ステークホルダーが全体像を把握しリスクを評価するための手助けとなる背景情報を与える。
- ・リスク評価特有の不確実性について誠実に対応する。
- ・聴衆の読解レベル、教育、関心事、リスクを伴う経験及び科学に対する理解に合わせた言葉を選ぶ。

5. 技術的な情報の伝達（抜粋）

- ・人間味のない技術用語を使用してはいけない。死亡、負傷、疾病の可能性に対する非現実的、抽象的かつ冷酷な言葉は、人を人として見ていないかのようなメッセージを伝えてしまう。
- ・数量の表記は親しみやすい単位を使い、指數表記は変換する。
- ・伝えたいメッセージを補強するため、シンプルかつ焦点を絞った図表を使用する。
- ・技術的な情報を説明するためのたとえ話や具体的な事例を用いる。
- ・リスクを捉るために比較を用いる。ただし、注意深く行うこと。原子力発電所の近くに住むリスクと、喫煙などのライフスタイルの選択または公衆が自発的に負うリスクを比較することは、誘導的と見られかねない。
- ・すでに一定の信頼関係にある相手に対しては、リスク比較の説明は非常に有効である。悪い意図をもって説明していると取られなければ、聴衆はそれを信頼性をもって受け入れる。

(出典)外部とのリスク・コミュニケーションのガイドライン(NUREG/BR-0308, 2004)

Sizewell B公聴会におけるリスク・コミュニケーションの事例②

3. リスク情報の活用

- ・当時の規制においてPRAは要求されていなかったが、以下の理由により、CEGBが自主的にPRA結果を提出。(メーカーがソースターム解析までを、放射線防護庁が公衆へのリスク評価(レベル3PRA)を実施)
 - － 設計目標よりわずかに小さい発生頻度でクリフエッジ効果がないことを保証する(NIIの要求)ため
 - － 運転員にプラントの全体的安全性の理解を深めさせ、また格納容器の安全上の有用性を決定するため
 - － シビアアクシデントの解析を通してサイト周辺のリスクを評価するため
- ・反対派は、CEGBが実施したPRAについて、次のような点を批判した。
 - － 災害及びヒューマン・エラーのような重要な因子が、省略または扱いが不十分である
 - － CEGBは、炉心損傷の年間確率の計算値に関する誤差を明らかにしていないため、その計算値を信用することはできない

4. 結論と勧告

- ・CEGBのリスク分析は完全ではなかったが、様々な安全限界値を保守的に設定していることを考えると、制御不能の放射性物質放出の確率は1000万年に1回と100万年に1回の間であり、一般に許容できるレベルであると考える。
- ・原子力発電には、数百人あるいは数千人の死者を出すような事故の可能性がある。しかし、原子力発電がこの点に関して多くの産業活動の中でユニークであるという訳ではない。
- ・原子力発電と核兵器との間に感じられる関係や、放射線が感覚で捉えられないというような理由から、原子力は多くの人に本質的に不吉なものと感じられている。
- ・コストベネフィット分析の結果、健康及び安全性に対するリスク及びSizewell地域に対する環境損傷等のマイナス面よりも、国民経済に予測される恩恵の方が上回る。
- ・HSEは、現在のリスク評価技術の限界を認めつつ、原子力発電所の労働者及び公衆に対する個人的及び社会的リスクの許容できるレベルについての指針を作成し、公表すべき※。

※HSEはこの勧告を受けて、1988年に「原子力施設の受容リスク(Tolerability of Risk)」を公表

※※ Sizewell Bは1994年に運転開始

12

※ここに米国の規制委員会（NRC）を提示したのは、被控訴人国が良く用いる国際機関というものには、国境がないので地球上に在る全ての機関と考えれば、米国の NRC から考えが飛び火したウクライナ法、内部被ばくを考慮する ECRR、内部被ばくを考慮しない ICRP 等が代表される。したがって、ここでは原子力利権組織中心の ICRP だけが、地球を制しているわけではないことを言いたいのである。

まとめ

東電原発事故後の日本社会の様相は、正義を排し、礼儀作法を滅却し、優位にある者は更に優位に在る。虚飾を重ねて、事実を覆い隠し、マスコミはそれをはやし立てる。そんな時代が日本の過去に在ったが、大きな傷を負い破綻している。

今、日本人に求められているのは、温故知新、所謂、歴史に学ぶことでないかと考えている。

控訴人（原告）は、ウソからすべてが壊れていくことを、自身の生業から学んでいる。自身の生業とは、数値、規格、法律があり、その誤差が許容範囲でなければ完成とはならなかった。

今、原子力発電所の正体を見ると、その全体に許容誤差という考えが無いことを知った。言い換えれば、ごまかしをしても、それを指摘して、是正を求める検査機関が存在していなかったので、破綻するまでに及んでしまったのである。

原子力発電所は高度の安全を世間に標榜していたが、実態は、虚飾の満艦飾で決して安全ではなかった施設なのに、発電所所在町並びに住民を騙していたのである。

もういい加減、ウソとは縁を切るべきである。今のウソは長続きしない、金の切れ目が到来したとき、縁の切れ目の潮時で、国民を騙してきたことが津波のように世界中を席巻するだろう。

原子力産業を支えているのは、国民の税金と、国民が支払う電力料金であるが、これを支える国民がいなくなれば電気需要が減り、現在の利権構造は破綻する。

しかも、核物質の寿命は人間の寿命と、電気事業者らの寿命を遙かに超えて存在することも巧妙に騙している。

日本国民は原子力産業の為に在るのでなく、国民自身の生存の為でなければならない。

しかし、礼節を失えば暗黒の時代を迎てしまうのが、とても心配だ。

旧東京電力株式会社と旧原子力安全・保安院は、国民及び発電所所在町住民に対して礼儀作法があれば、ウソをつかず本件事故を招くことは無かったと考えている。

おわり